

令和 6（2024）年度大学評価用

令和 5（2023）年度

鶴見大学

点検・評価報告書

令和 6（2024）年 3 月

目 次

序章.....	1
第1章 理念・目的.....	5
第2章 内部質保証.....	15
第3章 教育研究組織.....	32
第4章 教育課程・学習成果.....	39
第5章 学生の受け入れ.....	63
第6章 教員・教員組織.....	71
第7章 学生支援.....	79
第8章 教育研究等環境.....	88
第9章 社会連携・社会貢献.....	99
第10章 大学運営・財務.....	108
第1節 大学運営.....	108
第2節 財務.....	119
終章.....	124

序章

学校法人総持学園の歴史は、故中根環堂師の発願により、仏教精神に基づいた良妻賢母を育てるべく、曹洞宗大本山總持寺の後援を得て、大正 13(1924)年に光華女学校を設立したことに始まる。翌年、總持寺開祖常済大師 600 回大遠忌記念事業として鶴見高等女学校を設立し、令和 6(2024)年には学校法人総持学園創立 100 周年を迎える。現在は大学院、大学、短期大学、中学校・高等学校、幼稚園の教育課程を備えた総合学園となっている。鶴見大学については、昭和 38(1963)年に鶴見女子大学が設置され、組織変更・名称変更及び男女共学化を経て、令和 5(2023)年に創立 60 周年を迎えた。

1. 沿革

大正 13 (1924)年	4 月	光華女学校設立
大正 14 (1925)年	2 月	鶴見高等女学校設立
昭和 19 (1944)年	1 月	財団法人総持学園設立
昭和 26 (1951)年	3 月	学校法人総持学園に組織変更認可
昭和 38 (1963)年	4 月	鶴見女子大学文学部（日本文学科、英米文学科）を開設
昭和 45 (1970)年	4 月	鶴見女子大学歯学部歯学科を開設、附属病院設置
昭和 48 (1973)年	4 月	鶴見女子大学を鶴見大学に名称変更、歯学部男女共学
昭和 52 (1977)年	4 月	大学院歯学研究科歯学専攻を開設
昭和 52 (1977)年	6 月	歯学部附属病院竣工(15,065.95 m ²)
平成元 (1989)年	4 月	大学院文学研究科（日本文学専攻修士課程、英米文学専攻修士課程）を開設
平成 6 (1994)年	4 月	大学院文学研究科日本文学専攻博士課程（後期）を開設
平成 7 (1995)年	4 月	鶴見大学仏教文化研究所を設立
平成 9 (1997)年	4 月	大学院文学研究科英米文学専攻博士課程（後期）を開設
平成 10 (1998)年	4 月	文学部文化財学科を開設、文学部男女共学
平成 14 (2002)年	4 月	大学院文学研究科文化財学専攻博士課程（前期・後期）を開設 文学部英米文学科を文学部英語英米文学科と名称変更
平成 16 (2004)年	4 月	文学部ドキュメンテーション学科を開設
平成 22 (2010)年	10 月	鶴見大学国際交流センターを設置
平成 23 (2011)年	3 月	（公益財団法人）大学基準協会 平成 22(2010)年度 大学評価（認証評価）「適合」
平成 23 (2011)年	5 月	鶴見大学先制医療研究センターを設置
平成 30 (2018)年	3 月	（公益財団法人）大学基準協会 平成 29(2017)年度 大学評価（認証評価）「適合」
平成 30 (2018)年	4 月	大学院文学研究科ドキュメンテーション専攻博士課程（前期・後期）を開設
令和 2 (2020)年	4 月	鶴見大学先制医療研究センターを鶴見大学公共医科学研究センターに名称変更

2. 第2期大学評価（認証評価）を受審した後の取り組みについて

本学は平成29（2017）年度に第2期大学評価（認証評価）を受審した。認証評価機関である（公益財団法人）大学基準協会が定める基準を満たしており、評価の結果「適合」と認定されたが、改善勧告として2項目、努力課題として5項目の改善報告が求められた。

鶴見大学に対する大学評価（認証評価）結果（抜粋）

Ⅲ 各基準の概評及び提言

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<提言>

一 努力課題

- 1) 歯学研究科（博士課程）の教育課程の編成・実施方針について、人材養成の目標が示されているのみであるため、教育課程の考え方を示すよう、改善が望まれる。

(3) 教育方法

<提言>

一 改善勧告

- 1) 文学研究科博士前期課程及び博士後期課程において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に実行できるように是正されたい。

(4) 成果

<提言>

一 努力課題

- 1) 文学研究科博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
- 2) 歯学研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、課程ごとに『歯学研究科履修要項』などに明記するよう、改善が望まれる。

5 学生の受け入れ

<提言>

一 努力課題

- 1) 歯学部歯学科において、募集人員を基礎とした場合の収容定員に対する在籍学生数比率が1.06と高いため、改善が望まれる。
- 2) 文学研究科博士前期課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が0.28と低いので、改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 文学部日本文学科において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ 1.32、1.30 と高いので、是正されたい。

また、平成 29 (2017) 年度の実地調査において指摘を受けたことから、全学的な内部質保証体制の見直しに着手し、令和元 (2019) 年度より、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」を中心として、全学的に重要な施策を推進する体制を整えている。

改善課題への取組みについては、「努力課題」及び「改善勧告」が付された事項について各学部・研究科等における毎年度の状況を「全学自己点検評価委員会」にて取りまとめ、進捗状況を把握した。

令和 3 (2021) 年 7 月に (公益財団法人) 大学基準協会に改善報告書を提出し、令和 4 (2022) 年 3 月に改善報告書検討結果を受領した。

<改善報告書検討結果 (鶴見大学) > (抜粋)

[1] 概評

2017 (平成 29) 年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、改善勧告として 2 項目、努力課題として 5 項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「大学運営協議会」を中心に検討を行い、各学部・研究科において改善活動に取り組んでおり、改善の認められる項目が確認できる。ただし、以下に示すもののうち改善が不十分な事項については、更なる対応を求める。

改善勧告に関しては、研究指導計画の策定 (改善勧告 No. 1) について、文学研究科博士前期課程及び博士後期課程においては、研究指導計画を明文化しており一定の改善が認められるものの、これらを学生に明示することが望まれる。

学部の学生定員管理 (改善勧告 No. 2) については、文学部日本文学科において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が 1.20、収容定員に対する在籍学生数比率が 1.12 となり、改善が認められる。

努力課題に関しては、学部における学生の受け入れ (努力課題 No. 4) について、歯学部歯学科において収容定員に対する在籍学生数比率が、0.72 と低くなっているため改善が望まれる。なお、歯学部歯学科では、大学評価時に提言の対象ではなかった過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均も低くなっているため、あわせて改善に取り組むことが望まれる。

研究科における学生の受け入れ (努力課題 No. 5) については、文学研究科博士前期課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.38 と低いため、改善が望まれる。

以上の事項について、引き続き改善に取り組むとともに、貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、不断の改善・向上に取り組むことに期待したい。

[2] 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

このうち、「研究指導計画の策定」「歯学部における学生の受け入れ」「文学研究科における学生の受け入れ」については引き続き改善に取り組むことが望まれている。令和 5 (2023)

年度の点検・評価報告書において取組状況を記載するとともに、引き続き、自己点検・評価活動を通して課題に対する改善・向上に向けた取り組みを行っていく。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点 2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、仏教、とくに禅の教えに基づいて、円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって建学の精神としている。建学の精神は、本学の創設に深く関わられた初代学長の中根環堂先生により、

大覚円成 報恩行持(だいがくえんじょう ほうおんぎょうじ)

の二句八字で示されている(根拠資料 1-1【ウェブ】)。この建学の精神を基に、学校法人総持学園寄附行為(以下「寄附行為」という。)において本学の理念・目的を規定している(根拠資料 1-2【ウェブ】)。

学校法人総持学園寄附行為(抜粋)

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、仏教の教えに基づく大覚円成報恩行持を建学の精神として、学校教育を行い、禅的行持によって道義に篤い賢良な人材を養成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 鶴見大学

大学院 歯学研究科、文学研究科

文学部 日本文学科、英語英米文学科、文化財学科、ドキュメンテーション学科

歯学部 歯学科

鶴見大学学則(以下「本学学則」という。)において、第1条には本学の目的、第9条には学部学科ごとの教育研究上の目的を設定し、建学の精神に基づく教育理念を規定している(根拠資料 1-3【ウェブ】、1-4)。

第9条「教育研究上の目的」には、第1条「目的」を示すことで本学の理念・目的と学部との連関性を示している。加えて、大学設置基準(教育研究上の目的)第二条に則り、設置の趣旨に基づき学科ごとに教育研究上の目的を設定している(根拠資料 1-3【ウェブ】)。

鶴見大学学則（抜粋）

（目的）

第1条 本学は、教育基本法（昭和22年法律第25号）の趣旨にのっとり、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、高い教養とともに、専門の知識を授け、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良なる人材を育成することを目的とする。

（教育研究上の目的）

第9条 本学学部学科ごとの人材の養成及び教育研究上の目的については、第1条に定める目的のほか、各学部学科の設置趣旨に基づき、別表Iに定めるとおりとする。

教育基本法第7条において、「大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と定められている。学校教育法第83条（令和2（2022）年4月1日施行）において、大学の目的は「①大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。②大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。」と定められている。本学学則第1条（目的）において、「高い教養とともに、専門の知識を授け」及び「社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良なる人材の育成」の部分は、教育基本法第7条及び学校教育法第83条に呼応している。また、建学の精神に則り、「禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良なる人材」の育成を目的とするものとしている。

文学部には4つの学科を置き、学科ごとに教育研究上の目的を設定している。日本文学科では、「日本文学と日本語学に関する該博な識見及び日本語による論理的思考とそれを他者に伝える発話力と文章力を備え、地道な努力を厭わず、自己を省みて他者への敬意を忘れない、堅実・中庸の人を育てる。四年間で、全時代の日本文学と日本語学を基礎から学び、最後に卒業論文として結実させる力を養う。同時に、日本の伝統文化・書物・芸能や漢字文化圏についての理解を涵養しつつ、古典籍の文字を解読する力、図書館を通じて調査分析する力、中学・高校生に国語や書道を教える力、外国人に英語で初歩的な日本文化を説明する力等を訓練する。総じて日本文学に関しては、高校教科書程度の古文・漢文・現代文について参考書によらずに説明できる知識と能力、日本語学に関しては、日本語を母語としない日本語学習者に日本語について基礎的説明ができる知識と能力、その両者を備え、社会の様々な局面に適応して世の中に貢献する人材を育成する。そのためにも、研究上は、文献やデータに基づき手続きと論理を重視する実証主義を基本とし、学問と社会の健全な発展に寄与することを目的とする。」としており、その特徴をホームページや『大学案内』で発信している（根拠資料1-3【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-8【ウェブ】）。英語英米文学科では、「地球社会の時代に対応できる広い視野と高い識見を備えた人材の育成を目的とする。この目的のため、英語の高度な運用能力を習得するだけでなく、英語資

料の調査分析を通じて、イギリス、アメリカをはじめとする英語圏の社会、文化、文学に関する深い知識を身につけることができるように教育をおこなう。さらには、国際語としての英語を通して、英語圏以外の世界の諸地域についても理解を深めることができる広い視野を養うことをめざす。また、これらの能力と知識を習得した結果、自分と自分を取り巻く社会との関係を深く理解した上で、自分と自文化について英語で伝えることができる、並びに、自文化と異文化の違いを認識した上で、異文化に対して寛容の精神を持ち、異文化間の相互理解に寄与することができる人材を育成することにより、広く社会に貢献することを目的とする。以上の目的のため、本学科の教員は関連諸分野を横断した研究を推進する。」としており、その特徴をホームページや『大学案内』で発信している（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-9【ウェブ】）。文化財学科では、「人類の長い歴史の中から生み出されて、今日まで伝えられてきた文化財について、その歴史的意義や材質・製作技法などに関する幅広い知識を学び、併せてその取り扱い方や調査・研究の手法、保存と修復の技術を身に付け、将来にわたって文化財を守り伝えて行く専門職に就ける人材を育成する。1～2年においては基礎概説科目で、文化的基盤を学び、2年次以降の専門選択科目では幅広い知識と、「調べ、まとめ、発表する」力を習得する。1～4年次にわたる実習科目で、文化財の実物に触れつつ、調査・研究、整理・修復、展示・公開の技術を身に付ける。最終学年で上記を総合し卒業論文に結実させる。以上の目的のため、本学科教員は学際的な研究を推進する。」としており、その特徴をホームページや『大学案内』で発信している（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-10【ウェブ】）。ドキュメンテーション学科では、「過去・現在・未来にわたる「情報」の多様なあり方について理解し、情報を分析し発信する力を身に付け、社会で活躍できる人材の育成を目的とする。1・2年次においてコンピュータ及び情報に関する基礎的な知識と技能を修得し、3・4年次においては情報学・図書館学・書誌学のそれぞれの分野において1・2年次で学んだことをさらに深め、幅広い知識を身に付ける。情報学コースでは高等学校情報科教員や一般企業における技術職、図書館学コースでは急激なデジタル化に対応できる図書館司書、書誌学コースでは古典籍の価値を現代社会に発信できるような専門職の養成をめざす。さらに、社会人としての基礎的な能力を養うカリキュラムを備えることにより、一般企業の様々な職種に対応できる人材を育成する。研究においても、これらの教育目的に対応して、各分野で知見を深め、それらを融合し、新たな研究領域の創造をめざしている。」としており、その特徴をホームページや『大学案内』で発信している（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-11【ウェブ】）。

歯学部には歯学科を置き、その教育研究上の目的は「建学の精神に基づく人格の形成と社会への奉仕を教育の根本におき、国際的にも通用する広い知識を授けると共に、高度な歯・顎・口腔に関する専門の学術を教授研究し、深い教養と良識を備えた信頼される歯科医師の育成を使命とする。すなわち、一般教育においては、幅広い教養と他者を思いやる心を忘れずに、コミュニケーション能力に優れ、さまざまな局面における問題点を発見し解決する能力を育てる。専門教育科目の基礎領域の教育においては、最新の歯科医学の知識を常に学び続ける研究心を持ち、根拠に基づいた歯科医療を実践する人材を養成する。また、臨床領域の教育では専門に偏らない広い知識と技能に加えて、弱者を助け支えることのできる慈愛の態度を持つ人材としての教育を行う。さらに地域医療に貢献し、口腔疾患が全身の健康に

及ぼす影響を理解し、口腔及び全身の健康を増進させ疾病の予防を行うことができ、基礎的及び臨床的な両分野で創造性に富む医療人を育成する。」としており、歯科医師国家試験受験資格を得るために必要な「歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）」に則ったカリキュラムを配置し、4年次までは座学を中心に、5・6年次には歯学部附属病院での臨床実習を実施し、その特徴をホームページや『大学案内』『歯学部学習の手引』で発信している（根拠資料1-3【ウェブ】、1-7【ウェブ】、1-12【ウェブ】、1-13、1-14【ウェブ】）。

次に、鶴見大学大学院学則（以下「本大学院学則」という。）において、第1条「目的」及び第3条「課程」に、建学の精神に基づく教育理念を規定している（根拠資料1-15【ウェブ】、1-16）。第3条「課程」において、各研究科の各課程についての教育研究上の目的を示している。

鶴見大学大学院学則（抜粋）

（目的）

第1条 本大学院は、本大学の目的及び使命達成のため学部における教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論かつ応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進歩と社会福祉の増進に寄与しうる有能な研究指導者を養成することを目的とする。

（課程）

第3条 本大学院文学研究科に博士課程を置き、博士前期課程と博士後期課程とに区分する。

博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。

2 本大学院歯学研究科に博士課程を置く。

3 文学研究科における博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

4 文学研究科における博士後期課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

5 歯学研究科における博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

本大学院学則第1条（目的）において、「本大学院は本大学の目的及使命達成のため学部における教育を基礎の上に高度にして専門的な学術の理論かつ応用を教授研究」していることより、本学の理念・目的は本大学院にも継承されていることを表している。第3条（課程）においては、大学院設置基準（教育研究上の目的）第一条の二に則って、研究科ごとに教育研究上の目的を示し、文学研究科においては博士前期課程・博士後期課程それぞれに教育研究上の目的を示している（根拠資料1-15【ウェブ】）。なお、文学研究科及び歯学研究科については、それぞれホームページにも公表している（根拠資料1-17【ウェブ】）。

更に、本学の理念・目的である「社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献できる人材を育成」につながる資格を取得可能な教育課程を配置することで、社会の発展に寄与している。

文学部・文学研究科には教職課程を開設している。文学部の各学科で取得可能な教育職員免許状は次のとおりである。特に文学部日本文学科については、学科の教育研究上の目的に「中学・高校生に国語や書道を教える力を訓練する。」と示しており、国語や書道の指導者養成に力を入れている。

学科名	免許状の種類・教科
日本文学科	中学校教諭一種免許状 国語 高等学校教諭一種免許状 国語 高等学校教諭一種免許状 書道
英語英米文学科	中学校教諭一種免許状 英語 高等学校教諭一種免許状 英語
文化財学科	中学校教諭一種免許状 社会 高等学校教諭一種免許状 地理歴史
ドキュメンテーション学科	高等学校教諭一種免許状 情報

また、文学研究科日本文学専攻、英米文学専攻、文化財学専攻では中学校・高等学校教諭の専修免許状を取得することが可能である（根拠資料 1-18【ウェブ】）。

そのほか、資格課程として司書・司書教諭課程、学芸員課程、宗侶養成課程を開設している（根拠資料 1-19【ウェブ】、1-20【ウェブ】、1-21）。

1.1.2. 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

<p>評価の視点 1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p> <p>評価の視点 2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表</p>
--

寄附行為第 3 条（目的）、第 4 条（設置する学校）において、鶴見大学及び鶴見大学大学院を設置している旨を明示し、本学ホームページにて周知している（根拠資料 1-2【ウェブ】、1-22【ウェブ】）。

本学の建学の精神「大覚円成 報恩行持（だいがくえんじょう ほうおんぎょうじ）」は、『大学案内』『学生生活』等の冊子や電子ブック、本学ホームページに公表し、建学の精神に基づく教育の実践として「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針又は修了認定の方針）」（以下「ディプロマ・ポリシー」という。）、「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」（以下「カリキュラム・ポリシー」という。）及び「アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）」（以下「アドミッション・ポリシー」という。）からなる 3 つのポリシーを策定し、学生、教職員、受験生、保護者、社会に向けて発信している（根拠資料 1-7【ウェブ】、1-23【ウェブ】、1-24【ウェブ】）。また、「大覚円成 報恩行持」を簡潔で明解な現代的表現を用い、より分かりやすくするための翻訳作業を行い、新たな二つの表現「感謝を忘れず 真人（ひと）となる」・「感謝のこころ 育んで いのち輝く 人とな

る」とその意義を発信している（根拠資料 1-25【ウェブ】）。校舎内や講堂、教室等には建学の精神の銘板あるいはポスター等を掲示し、日々、学生及び教職員の目に触れる機会を設けている。本学の校地は曹洞宗大本山總持寺（以下「大本山總持寺」という。）の境内地であり、常に仏教を身近に感じられる環境となっている。

本学及び本大学院の教育研究上の目的は、本学学則第 9 条及び本大学院学則第 3 条にそれぞれ記載しており、複数の媒体を用いて周知・公表を行っている。本学学則は『学生生活』の冊子及び電子媒体に掲載し、学則そのものも本学ホームページに公表している（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-15【ウェブ】、1-23【ウェブ】）。冊子の『学生生活』は、毎年のオリエンテーション時に学生に配付し、教職員にも個別に配付している。

建学の精神の浸透を目的として、各学部 1 年次に必修科目として「宗教学」を開講している。「宗教学」を担当する教員は、本学の附置研究機関「仏教文化研究所」の研究員として研究活動等を行っている。「宗教学」では、建学の精神を理解する上で必要となる基礎的な知識を授けるとともに、学生及び教職員を対象にさまざまな宗教行持を実施しており、実践的に建学の精神に対する理解を深めてもらう工夫を行っている（根拠資料 1-26、1-27）。毎年 5 月には、本学・本学短期大学部の新入生全員を対象に、大本山總持寺において新入生本山参禅会を実施している（根拠資料 1-28-33[p. 4]）。禅の精神、更には建学の精神を理解することを目的として、大本山總持寺の諸堂拝観、坐禅、法話、精進料理の作法、修行僧の生活等を体験している。参加した学生に対しては、「宗教学」の授業においてレポートを課している（根拠資料 1-29【ウェブ】）。事前学習では、曹洞宗の教義及び大本山總持寺の成り立ち、本学と大本山總持寺の関係性、曹洞宗における坐禅の意義や作法について学習している。これは本学の行事として毎年開催しているが、令和 2（2020）年度及び令和 3（2021）年度には、新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、新入生本山参禅会は中止となり、その代わりにオンデマンド学習の形態で実施した（根拠資料 1-30）。令和 5（2023）年度からは、従前のとおり実施できている（根拠資料 1-31）。秋には全学参禅会（特別参禅会）を実施し、希望する学生、その父母及び教職員が参加して坐禅を行っている（根拠資料 1-28-35 [p. 7]）。教職員が対象の研修会としては、曹洞宗宗務庁が「宗門関係学校教職員研修会」を開催している。各学校から数名ずつ参加し、一泊二日の研修を通して講義や坐禅など禅寺の規律を学び、建学の精神を再考する機会となっている（根拠資料 1-28-34[p. 3]）。

本学のブランディング戦略として、学長のリーダーシップのもと大学ブランディングの発掘を行った。平成 30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて、各学部の目的及び目指す方向性を明らかにするために、各学部長にヒアリングを行った。特に文学部では、文学部各学科の教育研究上の目的は明示されているものの、文学部としての理念・目的の定義がされていなかった。そこで、文学部が目指す方向性について文学部専任教員全員にヒアリングを実施し、その結果を基に「文学部ブランディング検討ワークショップ」を開催した（根拠資料 1-32）。様々な検討を重ねた結果について、本学学生やオープンキャンパスに参加した高校生等にヒアリングを実施し、ヒアリング結果を踏まえて、文学部で学ぶことの意義や育成したい人材についての考え方、卒論のテーマなどの学習成果、在校生からのメッセージ等を集約して『文学部 BRANDBOOK』を発行した。『文学部 BRANDBOOK』を広く社会に発信するため、令和元（2019）年度よりホームページで公表しており、オープンキャンパスや資料請求を通して受験生向けに冊子も配付している（根拠資料 1-6【ウェブ】）。

また、歯学部においては、1年次の必修科目「歯科医師の基本的資質1」及び「歯科医師の基本的資質2」にて本学の建学の精神を学び、それを基に医療従事者として知識・素養を身につけるとともに、歯科医師を目指す者として必要な能力や心構え等を学ぶことで、その後の歯学教育の礎としている（根拠資料1-33、1-34）。このほか、大本山總持寺の協力を得て、6月の歯塚供養、9月の実験動物慰霊供養法会、10月の解剖献体精霊供養法会等の各種宗教行持に学生が実際に参加することにより、慈悲の心を持った医療人や研究者の涵養に努めている（根拠資料1-35【ウェブ】[2枚目「年間行事予定」]）。

1.1.3. 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

**評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定**

学校法人総持学園（以下「本学園」という。）では、本学園が創立100周年を迎える令和6（2024）年度に向けて、令和元（2019）年度に「学校法人総持学園中長期計画『総持学園Vision2024』」（以下「総持学園Vision2024」という。）を策定した（根拠資料1-36【ウェブ】）。その内容は、学園主・理事長のもと、本学園が設置する大学院・大学・短期大学部、附属中学校・高等学校、短期大学部附属三松幼稚園、それぞれのミッション・ビジョン・中長期計画を示している。

「総持学園Vision2024」を策定するまでの経緯について、以下の表に示す。

年度	内容
平成29（2017）年度 （大山庄長）	<p>本学・本学短期大学部の将来構想（ビジョン）、全体計画（グランドデザイン）を実現するための喫緊の課題や改善点等について、各学部学科・各部署にヒアリングを実施した結果、1,329件の意見が寄せられた。</p> <p>これらの意見について内容を整理・分析し、執行部による優先順位付けを実施することまでの一連の過程を、第7回及び第8回University Development研修会（以下「UD研修会」という。）で教職員に説明した（根拠資料1-37-2、1-37-3）。</p>
平成30（2018）年度 （大山庄長）	<p>前年度のヒアリング結果について、本学・本学短期大学部のブランディング戦略として必要な事項等と関連付けて体系的に整理。学長を中心に優先課題として約74件に絞り、これを行動計画（アクションプラン）として第9回UD研修会で教職員に説明した（根拠資料1-37-4）。</p>
令和元（2019）年度 （大山庄長）	<p>令和2（2020）年度の私立学校法改正により学校法人に中長期計画の策定が義務付けられたことを受けて、本学・本学短期大学部の将来構想を見直し、全体計画、行動計画、附属中学校・高等学校・附属幼稚園の将来構想、全体計画をまとめて、「総持学園Vision2024」を策定した。</p>

	<p>前回（平成 29（2017）年度）の認証評価結果や、平成 30（2018）年度の文学研究科ドキュメンテーション専攻設置届出時の指摘事項等も踏まえた内容とした（根拠資料 1-38【ウェブ】、1-39）。中長期計画の期間は、令和元（2019）～令和 6（2024）年度までの 6 年間とした。</p>
--	---

「総持学園 Vision2024」の作成及び本学・本学短期大学部の中長期計画策定にあたっては、内部質保証推進組織として全学的な重要事項を審議する役割を担う「大学運営協議会」で審議し、「学内理事協議会」を経て、「理事会」で承認された（根拠資料 1-40）。

「総持学園 Vision2024」の冊子を作成し、学園の将来構想及び中長期計画の周知・浸透を図ることを目的に、理事・評議員や教職員、在学生の保護者、地域社会、同窓会、附属中学校・高等学校、短期大学部附属三松幼稚園、曹洞宗宗門関係に配付・郵送し、本学ホームページにも公表している（根拠資料 1-36【ウェブ】）。また、学長・副学長主催のUD研修会（専任教職員研修）を開催し、教職員に情報共有を図った（根拠資料 1-41）。令和 2（2020）年度には、この「総持学園 Vision2024」の主要計画を一元的に管理・把握するための中期計画マネジメントシステムを導入し、運用を開始した（根拠資料 1-42）。中期計画及び行動計画の各担当については、学長・副学長等の責任者及び事務組織を、事務分掌や役割に基づいて割り当てている。中期計画マネジメントシステム導入にあたって、全専任教職員を対象としてその目的と運用に関するUD研修会をオンラインで実施し、周知を図った（根拠資料 1-37-6）。行動計画の毎年度の進捗状況については、「大学運営協議会」が進捗管理を行い、それぞれの責任者である副学長・学部長等の役職者並びに担当部署が中期計画マネジメントシステムに入力して、中間報告・期末報告を行っている。その報告内容について、「全学自己点検評価委員会」が点検・評価を行い、改善点については意見を付している。最終的には、これらの進捗状況並びに点検・評価結果を事業報告書にまとめ、「大学運営協議会」や「学内理事協議会」を経て、「理事会」にて審議している（根拠資料 1-43【ウェブ】、1-44【ウェブ】）。中長期計画及び主要計画一覧は、本学の現状及び点検・評価結果を踏まえて、「全学自己点検評価委員会」にて毎年見直しを図っている。令和 4（2022）年度には全体的な計画の見直しを行い、第二期の「主要計画一覧（2022～）」を公表した（根拠資料 1-45【ウェブ】）。

令和 4（2022）年度には、本学・本学短期大学部のキャッチフレーズを検討した。在学生を対象にキャッチフレーズ案を募集したところ 117 作品が寄せられた。学生投票及び審査委員による選考の結果、最終的に「100 年続く、自分を作る」が選定され、今後はパンフレットやホームページ、その他各種広報物・刊行物等に広く活用することとなっている（根拠資料 1-28-28[p. 10]、1-46【ウェブ】）。

令和 4（2022）年 12 月には、文部科学省の学校法人運営調査委員による調査が実施された。この調査結果を踏まえ、キャンパス再整備計画を含む中長期計画の見直しを行い、令和 5（2023）年 3 月の「理事会」において承認された「『総持学園 Vision2024』改訂版（2023～）」を公表している（根拠資料 1-47、1-48【ウェブ】）。この改訂版には、キャッチフレーズの「100 年続く、自分を作る」が使用されている。

前回の認証評価結果等に基づいた中長期計画の策定については、中期目標・計画の一つとして、平成 29（2017）年度に改善勧告の指摘を受けた「文学部日本文学科の入学定員超過」

を挙げる。これについては、「【I. 教育】1. 高大接続の円滑化 1-1 定員管理」として中期計画マネジメントシステムを利用して進捗状況を管理し、入試選抜方法の見直し等、改善対策の実施状況について大学全体で把握できている（根拠資料 1-43【ウェブ】）。その結果、令和3（2021）年7月に（公益財団法人）大学基準協会に提出した改善報告書において、改善がみられる旨の報告を行っている（根拠資料 1-49【ウェブ】）。

1.2. 長所・特色

本学の理念・目的の根幹をなす建学の精神「大覚円成 報恩行持」の浸透について、特色ある教育及び行事を行っている。本学の全ての学部・学科において、1年次の必修科目「宗教学」に建学の精神に関連付けた教育を行っている。また、大本山總持寺における新入生本山参禅会に参加することで、建学の精神及び禅宗についての理解を深め、坐禅の意義を実践から学ぶ機会を設けている。

1.3. 問題点

「総持学園 Vision2024」における年度目標・年度計画の進捗管理を目的として中期計画マネジメントシステムを導入した。「大学運営協議会」が計画（Plan）、実行（Do）を主導し、「全学自己点検評価委員会」で点検・評価、指摘（Check）した内容を基に、「大学運営協議会」において次年度の活動を見直して更なる改善を目指す（Action）流れになっている。現在、PDCAサイクルの確立を目指し、ようやく軌道に乗り始めたところである。中長期計画の主要計画一覧は、「全学自己点検評価委員会」の点検・評価の結果を踏まえて「大学運営協議会」が年度目標・年度計画の見直しを毎年行うこととしているが、計画達成には時間を要するものも多く存在している。そのなかで、時代の急速な変化に合わせた対応も求められることから、本学の理念・目的を見失うことなく、社会情勢を見据えた中期・長期の計画を策定し実行につなげていくことが課題である。

1.4. 全体のまとめ

本学は、仏教、とくに禅の教えに基づいて、円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって建学の精神としている。

文学部各学科、歯学部、文学研究科、歯学研究科におけるそれぞれの理念・目的及び教育研究上の目的は、寄附行為、本学学則、本大学院学則において、建学の精神及び学校教育法、大学設置基準及び大学院設置基準に則り適切に規定されている。これらは、『大学案内』等の各種刊行物や本学ホームページ等を通して、学生や教職員、社会の幅広い対象へ向けて適切に周知し、公表を行っている。また、1年次必修科目の「宗教学」においても、新入生本山参禅会を通して、建学の精神について深く学ぶ機会を設けている。

中長期計画及び行動計画の策定にあたっては、最終的に「総持学園 Vision2024」にまとめ、学生・教職員やステークホルダーに向け、幅広く公表している。具体的な施策については、「大学運営協議会」が中期計画マネジメントシステムを用いた進捗管理を行い、「全学自

己点検評価委員会」が点検・評価を担うことにより、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを実施している。

以上のことから、基準1についてはおおむね適切に取り組んでいるといえる。

第2章 内部質保証

2.1 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点 1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・ 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・ 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・ 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

本学及び本大学院は、本学園の学校として設置されている。そのため、内部質保証に対する基本的な考え方についても、学園として一貫した考えに基づいており、それぞれの学則においても、「教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」ことを定めている（根拠資料 1-4、1-16）。これは、令和元（2019）年度に中長期計画をまとめた「総持学園 Vision2024」の中にも以下のとおり、項目を立てて記載している。

「総持学園 Vision2024」（一部抜粋）

- ・ 鶴見大学のガバナンス
- ・ 自己点検・評価活動の高度化
- ・ 教員組織・職員組織の質向上
- ・ 研究業績の評価・顕彰と研究費の適正化
- ・ 地域医療連携の強化による社会貢献
- ・ 学習成果の可視化と活用

また、令和5（2023）年度以降の『総持学園 Vision2024』改訂版（2023～）では内容の見直しを図り、以下のとおり記載している。

『総持学園 Vision2024』改訂版（2023～）（一部抜粋）

1. 教育
 1. 高大接続の円滑化
 2. 教育課程の改善（学位の質保証）
 3. 学生支援の充実
2. 研究
 1. 学部の枠を越えた学際的研究環境の構築
3. 医療
 1. 社会変化に伴う医療ニーズの多様化・高度化を見据えた改革によって、地域の健康寿命の延伸に貢献する
4. 社会貢献
 1. 地域と總持寺、本学の連携
 2. 地域ニーズと学内資源のマッチング強化
5. 大学運営
 1. 組織運営の高度化
 2. 経営基盤の強化
 3. 同窓会との連携強化
 4. 機能的で心地よい学修空間づくり

この方針のもと、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、「大学運営協議会」を設置している（根拠資料 2-1）。図 2-1-1-1 に示すように、「大学運営協議会」は学内の各種委員会、各学部の教授会から上がってきた重要事項を審議し、「学内理事協議会」を通して、その内容を「理事会」へボトムアップしている。「理事会」はそれに対して、本学の資源を以ってどのような対応が可能であるかを判断し、トップダウン形式で「大学運営協議会」へ指示を出す、ボトムアップとトップダウンの双方向的議論を行いながら運営に当たっている（根拠資料 1-36 【ウェブ】 [p. 27 質保証・自己点検]）。



図 2-1-1-1 本学のガバナンス（「総持学園 Vision2024」より抜粋）

ただし、本学が行っているさまざまな活動の詳細をトップが全て把握し、逐一判断を下すことは現実的ではないことから、ボトムアップとトップダウンの双方向的議論を促す施策として、令和元（2019）年度から担当副学長制度を導入した。図 2-1-1-2 に示すように、大学運営業務である教育、学生支援、キャリア支援、入試、研究、医療、地域連携、広報・渉外、情報の分野においてそれぞれの責任範囲を定め、対応する副学長を置いた。



図 2-1-1-2 学長・総括副学長・各担当副学長の構成

担当副学長制度導入当初は 9 名の副学長を置いていたが、状況に合わせた見直しを行い、意思決定の迅速化を図るため令和 4（2022）年度は 4 名となり、うち 1 名が総括の役割を担っていた（根拠資料 2-2）。副学長のうち 3 名は歯学部教員、残り 1 名は附属中学校・高等学校の前校長と構成に偏りがあった。令和 5（2023）年度は副学長の所属する学部のバランス及び適正人数を見直して、文学部・歯学部より各 1 名の副学長が任命され、担当を定めずに活動している。副学長のうち 1 名は理事を兼務している（根拠資料 2-3）。

教育はもとより、大学運営全般における企画・設計（Plan）、運用（Do）、検証（Check）及び改善・向上（Action）のPDCAサイクルについて、平成30（2018）年度までの自己点検・評価活動では、それぞれの学部・研究科に自己点検評価委員会が存在していた。それらの自己点検評価委員会で取り扱う議案に統一性はなく、認証評価基準に沿った点検評価活動も行っていなかったため、統制が取れていなかった。全学的な内部質保証体制として不十分であることから、点在していた自己点検評価委員会及び部会を廃止し、各委員会及び部会で取り扱っていた審議事項を、本来その役割を持つべき他の委員会に引継いで、自己点検・評価活動に関する事項は「全学自己点検評価委員会」で審議する体制を整えた。図2-1-1-3で示すように、計画・実行並びに「全学自己点検評価委員会」の評価・助言により、これまで以上にPDCAサイクルを回すことを目的として、令和元（2019）年度に全学内部質保証推進組織として「大学運営協議会」（原則月1回開催）を設置し、内部質保証推進のための体制を整えた（根拠資料2-1、2-4）。

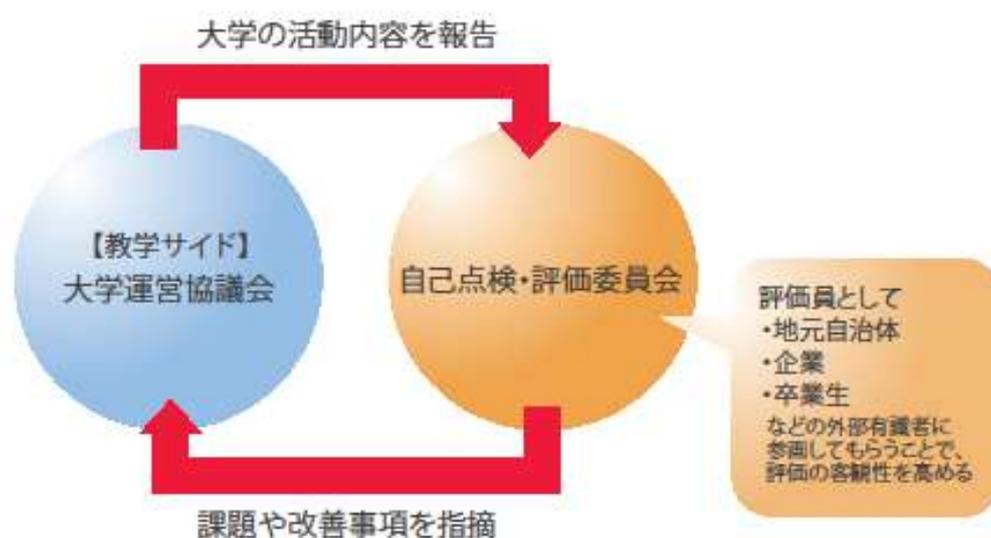


図2-1-1-3 PDCAサイクルの運用プロセス

令和元（2019）年度から開始したPDCAサイクルの運用体制においては、本学・本学短期大学部が行う全学的な活動（教育・研究・医療・社会貢献・大学運営）に対して、各部局が中長期計画に基づく年度目標・計画を策定し、年に2回（中間・期末）の報告を行い、計画の進捗・達成状況を報告書にまとめている（根拠資料1-44【ウェブ】、2-5）。これを、「全学自己点検評価委員会」で審議したのちに「大学運営協議会」に報告、更には「理事会」に報告を行うことで、全学的に自己点検・評価活動の内容を共有している。

新体制を構築し、PDCAサイクルが回り始めてから数年が経過したが、自己点検・評価の客観性を高める外部的視点が不足していることについては、以前から認識があった。そのため、外部委員を置くための検討を行い、令和4（2022）年度には新たに外部委員に関する規程を策定した（根拠資料2-6）。令和5（2023）年度には、外部委員として産業界より1名、他大学の教職員より1名を委嘱し、本学の自己点検・評価活動に対する助言をいただき、外部委員による外部評価報告書として取りまとめ、本学のホームページにも公

表している（根拠資料 2-7【ウェブ】）。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学では、令和元（2019）年度より、全学内部質保証推進組織の一つとして、全学の重要事項を審議することを目的に「大学運営協議会」を置いている。「大学運営協議会」は規程に基づき、本学及び本学短期大学の学長、副学長、図書館長、文学部長、歯学部長、文学研究科長、歯学研究科長、短大部長、事務局長、各事務部長及び総合企画課長、総務課長などの事務職員、その他学長が指名した者若干名として附置機関長等で構成している。具体的な審議事項としては、大学全体の予算及び決算、学則変更等の重要事項、大学として「理事会」に上程する事項から、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー等に始まる教育研究・大学運営に係る諸方針、学年暦等について審議する組織となっている（根拠資料 2-1）。

全学委員会の委員長には、学長・副学長・図書館長・保健センター所長・事務局長のいずれかが任命されているが、これらの職位の者が「大学運営協議会」の構成員となっている。

「大学運営協議会」の構成員と、全学委員会の委員長を兼任していることにより、「大学運営協議会」内における意思決定と、各部署における情報共有を円滑に行える体制を構築している（根拠資料 2-8）。

以下に、本学の「大学運営協議会」設置の経緯について示す。

図 2-1-2-1 で示すように、従前より「学部長会議」が置かれており、その目的について規程上では、「学長の求めに応じ、全学の教育研究に関する重要な事項について、協議・検討して相互の連絡調整を図るとともに、学長の諮問に応えることを目的とする。」としており、本学学則には「各学部の連絡調整及び学長の諮問に応えるため、学部長会議を置く。」と示すとおり、学部間の連絡調整及び学長の諮問に応える組織であって、本学全体の管理運営に係る事項については含まれていなかった（根拠資料 1-4、2-9）。したがって、管理運営に関する審議事項が定められている「全学自己点検評価委員会」の議を経て、本学における機関決定がなされていた。「学部長会議」及び「全学自己点検評価委員会」が同日に開催されるなかで、学部の重要事項の決定にあたっては、まず学部の自己点検評価委員会に諮ることが慣例となっていた（根拠資料 2-10）。



図 2-1-2-1 【旧体制】平成 30 (2018) 年度以前の内部質保証体制

しかし、18 歳人口の減少や、これに対する政策である定員の充足率に関する管理の厳格化、また、歯科医師数の抑制を目的とした歯科医師国家試験の難関化や日本全体の歯学系学部における募集定員削減など、大学業界を取り巻く環境は日々変化している。本学及び本大学院においても、入学者の減少といった大きな課題に直面していること、更には世相の急激な変化に迅速に対処し、本学の建学の精神、教育・研究・医療・社会貢献に関わるビジョンを現実化するには、本学のガバナンスの明示と、組織改編が必要であると判断した。

そこで、全学的な学長ガバナンス・意思決定手続の標準化・教職協働の観点から内部質保証推進体制の見直しを図り、図 2-1-2-2 に示すとおり、「学部長会議」とは別の会議体として学長を議長とする「大学運営協議会」を設置し、学部・学科レベルの教学に関する事項に関しては「全学教学マネジメント会議」を設置する等、併設する短期大学を含めた全学的な観点で内部質保証を円滑に進めることを可能とする体制を構築した(根拠資料 2-11、2-12)。

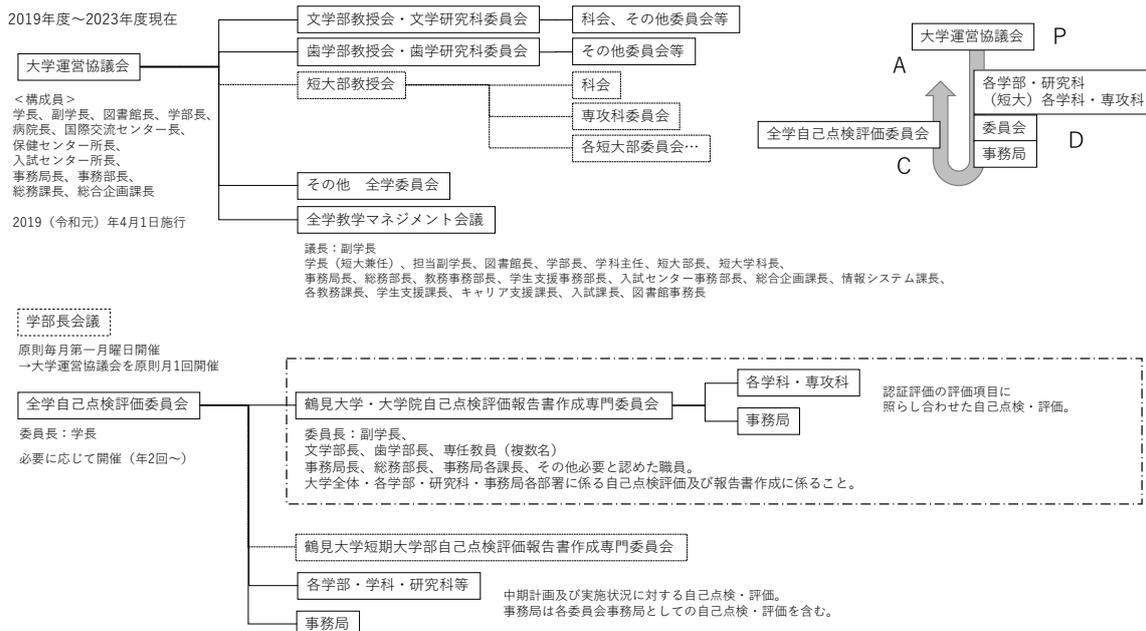


図 2-1-2-2 【新体制】令和元（2019）年度以降の内部質保証推進組織体制

各学部には教授会を置き、「大学運営協議会」の審議事項・報告事項については各学部の教授会に報告される仕組みとなっている（根拠資料 2-13、2-14）。「文学部教授会」の構成員は文学部専任教員全員である一方、歯学部は講座制を採用しているため「歯学部教授会」の構成員は教授のみである。各教授会は学位プログラムごとの教育課程の具体的な方針決定と運営を行い、全学委員会とは別に各学部内に各種委員会を設置して、教育課程の円滑な運営を行っている（根拠資料 2-8、2-15、2-16、2-17）。

自己点検・評価活動については、平成 30（2018）年度までは「全学自己点検評価委員会」の下に「鶴見大学大学院自己点検評価委員会」「鶴見大学自己点検評価委員会」「鶴見大学短期大学部自己点検評価委員会」「鶴見大学事務局自己点検評価委員会」が置かれていた。更に、「鶴見大学大学院自己点検評価委員会」には「文学研究科部会」及び「歯学研究科部会」を置き、「鶴見大学自己点検評価委員会」には文学部及び歯学部の部会を置き、定期的に各学部・研究科単位での自己点検・評価活動を行っていた。学内の既存委員会における活動内容を点検・整理していく過程で、通常業務に加えて高頻度の自己点検・評価活動は業務が煩雑になること、自己点検・評価活動を積み上げていくプロセスは本学園に属する本学・本学短期大学部の両者において体系的に整備すること、急速な変化を示す社会への迅速な対処が求められることなどを勘案し、文学部・文学研究科及び歯学部・歯学研究科の部会における既存の活動は一時停止（のちに廃止）とし、各部会で検討してきた施策（将来計画、退学者対策、成績不振者対策、教員の昇任資格審査等）はその議題に相当する委員会等に引き継ぐこととした（根拠資料 2-18、2-19）。

令和 3（2021）年度の「全学自己点検評価委員会」で、本学・本大学院及び本学短期大学部の第 3 期認証評価は（公益財団法人）大学基準協会を受審することを決定した（根拠資料 2-20）。また、本書の作成に向けて「大学・大学院自己点検評価報告書作成専門委員会」を設置した。「大学・大学院自己点検評価報告書作成専門委員会」の構成員は、副学長 2 名（うち 1 名は委員長）、各学部長、学科主任、学部専任教員、事務局長、総務部長の他に事務局

の課長職等となっている（根拠資料 2-21）。これにより、認証評価の評価基準に関連する全ての部署の担当者が自己点検・評価活動に参画する体制となっている。（公益財団法人）大学基準協会の大学基準に基づいた点検・評価項目のもと、各学部・学科・研究科及び事務局の自己点検を行っている（根拠資料 2-4、2-21、2-22）。なお、「総持学園 Vision2024」の年間目標・年間計画に対する進捗状況の自己点検・評価については、「全学自己点検評価委員会」で取り扱っている（根拠資料 2-23、2-24）。

これまで、「全学自己点検評価委員会」の構成員には規程上、外部委員が含まれていたものの実際に外部委員委嘱の実績はなく、客観的な視点が十分ではないことが懸念されていた。そこで、外部委員の目的・任務等を明確にするべく、令和 4（2022）年度に「全学自己点検評価委員会における外部委員に関する規程」を新たに策定した（根拠資料 2-6）。

このように、令和元（2019）年度より内部質保証推進体制を構築し、「大学運営協議会」は大学・大学院・短期大学を含めた中期目標・計画（事業計画含む）・3 つのポリシー等の諸方針を策定し（Plan）、それらに基づいて全学・各学部・学科・委員会・事務局等において諸政策の実行と日々の教育研究・管理運営業務を行い（Do）、「全学自己点検評価委員会」は中期目標・計画の進捗状況及び認証評価項目に対しての実施状況を自己点検・評価し（Check）、自己点検・評価により明らかとなった課題に対する改善項目や諸施策の見直しについて、「大学運営協議会」にて審議し次の計画につなげていく（Action）という、内部質保証の P D C A サイクルが回り始めている。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

<p>評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定</p> <p>評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施</p> <p>評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</p> <p>評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保</p>

本学において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーの 3 つのポリシーは教育活動における重要な方針であることから、平成 29（2017）年 4 月施行の学校教育法施行規則の改正にあたり、平成 28（2016）年度に見直しを行った（根拠資料 1-24【ウェブ】）。本学・本大学院・本学短期大学部の共通である全学の 3 つのポリシーは、建学の精神・理念とその目的を踏まえ、理事長・学長・副学長の下で作成し、「学部長会議」に報告した。学位プログラム単位別の 3 つのポリシーの策定に際しては、「全学教学マネジメント改革プロジェクト会議」（現「全学教学マネジメント会議」）を経て、教育担当副学長の下に各学部長・各学科主任を含む作業プロジェクトチームが作成された

(根拠資料 2-25、2-26、2-27)。そこで、各学部・研究科において、既存の3つのポリシーの構成を見直し、全学の3つのポリシーの趣旨を踏まえてディプロマ・ポリシーからカリキュラム・ポリシー、そしてアドミッション・ポリシーへの流れとなるよう作成した。当時は大学院の3つのポリシーは求められていなかったものの、平成29(2017)年度時点で学部と同様に策定・公表したことにより、令和2(2020)年4月施行の学校教育法施行規則改正における大学院の3つのポリシーの策定・公表の義務化に対応できていたことは適切であった(根拠資料 2-28)。

アドミッション・ポリシーについては、更に「全学入試対策委員会」の議を経たのち、最終的に「全学自己点検評価委員会」に報告された。現在では、省令等の改正に伴うカリキュラム・ポリシーの見直しがあった場合には、学位プログラム単位で見直しを行い、各教授会を経て、「大学運営協議会」に報告される流れになっている(根拠資料 2-29)。

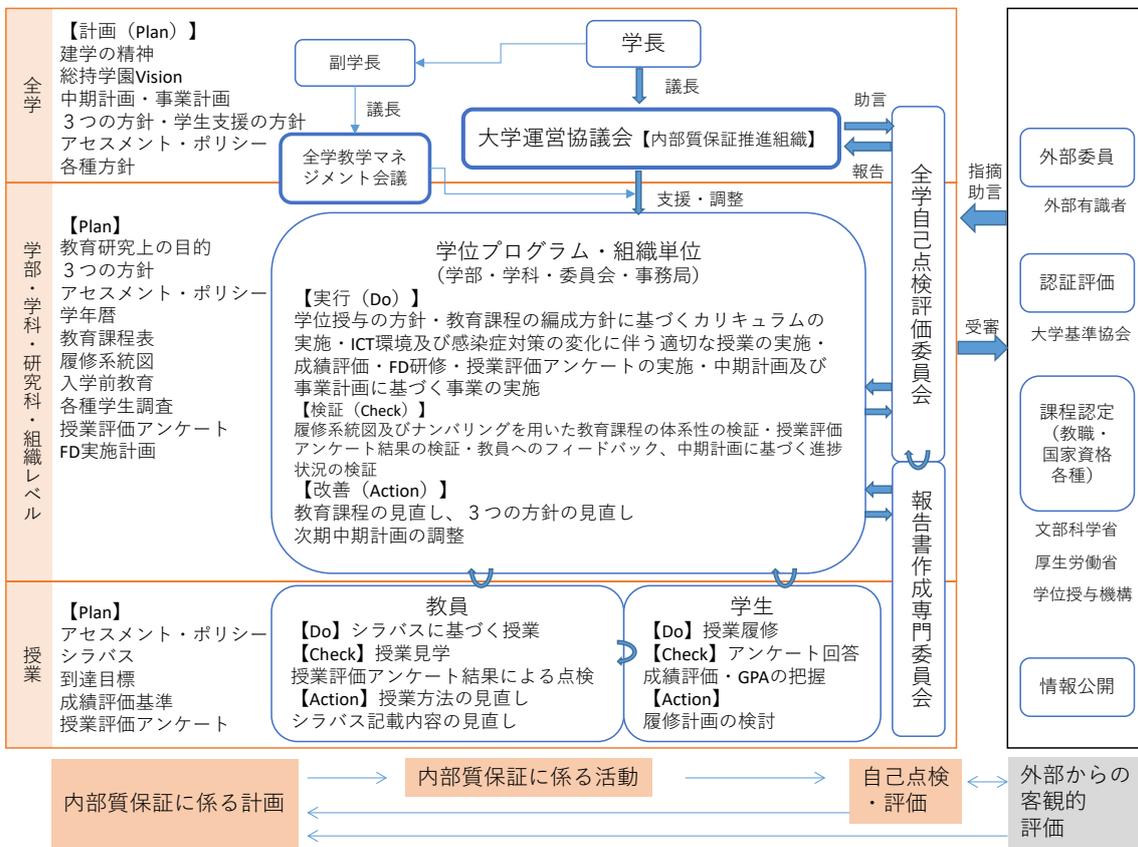


図 2-1-3 本学の内部質保証システムの概略図

3つのポリシーの自己点検・評価については、認証評価にあたり「全学自己点検評価委員会」の下に「大学・大学院自己点検評価報告書作成専門委員会」を設置し、大学評価の各基準と評価項目を割り振った自己点検・評価チェックシートを用いて、大学全体あるいは学部・学科・研究科・事務局の単位で自己点検・評価を行っている(根拠資料 2-30)。学部における学位プログラム単位の内部質保証の取り組みについて、「大学運営協議会」で3つのポリシーに対する各学部・学科のアセスメント・ポリシー及び学修成果の評価に関する指標を決定し、アセスメント・ポリシーに沿って、学科単位・授業単位での教育課程の評価を行

っている(根拠資料 2-31【ウェブ】、2-32【ウェブ】)。学修成果の評価に関する指標のうち、学修成果の可視化に係る部分については、副学長・各学部長・各学科主任等を構成員とし、副学長を議長とする「全学教学マネジメント会議」(旧「全学教学マネジメント改革プロジェクト会議」)において、IR推進課(令和5(2023)年度より総合企画課に統合)による情報分析資料を基に、本学全体の現状把握、問題意識の共有並びに教育改革に向けた協議を行っている(根拠資料 2-25)。平成27(2015)年度より教学IRの一環として在学生を対象とした「学生の学修・生活に関する調査」、平成28(2016)年度より当該年度の卒業生・修了生を対象とした「卒業時調査」、令和2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症対応の一環として「遠隔授業の実施に係る学生の情報通信機器保有状況調査」及び「遠隔授業に関する調査(学生・教職員)」を実施しており、教育に関する方針を検討する際の参考資料として役立てられている(根拠資料 2-33【ウェブ】、2-34、2-35、2-36)。更に、全学共通のシラバスガイドラインの策定やGPAを用いた学修指導のあり方について、学部・学科間で協議する等の取り組みがある(根拠資料 2-37【ウェブ】、2-38【ウェブ】、2-39【ウェブ】、2-40)。授業単位の内部質保証の取り組みについては、各教員が年間授業計画(シラバス)を策定し、実際の授業に対して「授業評価アンケート」(文学部では「授業改善アンケート」という。)による学生の評価、教員同士の授業見学を通じて、個々の授業の振り返りを行い、次年度のシラバスに反映させている(根拠資料 2-41【ウェブ】)。なお、「授業評価アンケート」については、令和2(2020)年度の「全学教学マネジメント会議」において本学・本学短期大学部共通の設問を策定し、従来の紙のアンケートをWeb 授業評価アンケートに変更した(根拠資料 2-42)。各学部において独自の設問を追加のうえ、Web 授業評価アンケートを実施したのちに各学部のFD委員会にて結果を取りまとめて公表し、個々の結果を教員に返却している。

これらの教育研究活動・管理運営の自己点検・評価の内容については、中期計画マネジメントシステムや本学ホームページを通じて学内に共有されている。各部署による中期計画の進捗状況に対しての自己点検・評価及び認証評価項目に基づいて作成した自己点検・評価チェックシートに対しては、いずれも「全学自己点検評価委員会」が報告内容に対する点検・評価コメントを付し、その指摘を踏まえた上で、次年度以降の活動に反映させていく仕組みを構築した。例えば、令和3(2021)年度の中期計画に対する自己点検・評価と振り返りについては、令和4(2022)年6月末に各部署からの自己点検・評価報告を受け、同年9月中旬には「全学自己点検評価委員会」で評価とその結果を報告した(根拠資料 1-43【ウェブ】)。

認証評価に係る各学部・研究科・事務局の活動に対する自己点検・評価に対しては、(公益財団法人)大学基準協会の点検・項目を基に自己点検・評価チェックシートを作成し、令和4(2022)年度までの過去5年間の活動内容とその課題を記入し、「大学・大学院自己点検評価報告書作成専門委員会」で取りまとめた後に、「全学自己点検評価委員会」にて点検・評価を行った(根拠資料 2-30、2-43)。令和5(2023)年度には中期計画マネジメントシステムに「認証評価 自己点検・評価報告書機能」を追加し、各々が令和4(2022)年度自己点検・評価チェックシートに記入したことを踏まえ、令和5(2023)年度の現状説明・長所・特色・問題点及び根拠資料を登録している(根拠資料 2-44)。

前回、平成29(2017)年度に受審した認証評価において、各学部・研究科の入学定員に対する入学定員充足率の適切な管理に関して意見が付されており、中長期計画の目標「定員管

理」を実現するための行動計画として、「各学部・研究科の定員充足」を掲げ、全学的な実行を目指している（根拠資料 1-45【ウェブ】）。

教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）が改正され、令和 4（2022）年 4 月より、教職課程の自己点検・評価が義務化されることとなった。本学においても、教職課程の質を向上していくために、教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、令和 4（2022）年度中に文学部及び文学研究科それぞれの教職課程自己点検評価報告書を取りまとめた（根拠資料 2-45【ウェブ】、2-46【ウェブ】）。報告書作成にあたっては、「文学部教職課程運営委員会」を中心に検討し作成したのち、「文学部教職課程自己点検評価委員会」の議を経て「全学自己点検評価委員会」で承認された。また、教職課程の自己点検のサイクルについては、「文学部教職課程自己点検評価委員会」において、3 年に一度のサイクルで報告書を作成することが了承され、毎年少しずつ自己点検・評価の取組を進めていくことを決定している。令和 5（2023）年度より、「文学部教職課程運営委員会」にて、自己点検の結果を受け、取り組み課題の検討をしている（根拠資料 2-47）。また、FD 活動に位置付けられている令和 5（2023）年度第 1 回文学部・文学研究科「実践・情報報告会」において、「文学部教職課程の自己点検・評価について」と題して、教職課程担当教員による報告会を実施した（根拠資料 2-48、2-49）。

行政機関からの指摘事項については、令和 4（2022）年 12 月に文部科学省学校法人運営調査の実地調査を受け、令和 5（2023）年 3 月に「学校法人運営調査委員による調査結果について（通知）」を受領した（根拠資料 1-47）。運営調査委員からの指導・助言事項は「特になし」、その他の意見については 5 件の記載があり、改善状況報告書を文部科学省に提出した（根拠資料 2-50）。その他の意見「(4) 公表資料「総持学園 Vision2024」に記載されているキャンパス再整備計画の見直しを含む建物の修繕計画等について、ライフサイクルコストに関する調査を行うなど、必要な費用を確認の上、今後の財務計画を立てること。」を踏まえ、キャンパス再開発計画の見直しを行い、『総持学園 Vision2024』改訂版（2023～）に更新している（根拠資料 1-48【ウェブ】）。改善状況報告書提出の結果、令和 5（2023）年 8 月に「改善状況に関する調査結果について（通知）」を受領し、一定の改善が認められた旨を通知された（根拠資料 2-51）。

設置計画履行状況等調査への対応については、平成 30（2018）年度開設の文学研究科ドキュメンテーション専攻設置に伴い、平成 29（2017）年 12 月に設置時の留意事項として「文学部日本文学科の入学定員超過の是正に努めること。」が付されていた（根拠資料 1-39）。平成 29（2017）年度の大学認証評価結果においても、同様に「文学部日本文学科において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ 1.32、1.30 と高いので、是正されたい。」と改善勧告を受け、入学定員超過の是正を求められていた。設置計画履行状況調査報告書においては、「社会的な需要等を考慮して、平成 31 年度入試のあり方を十分に検討し、更なる定員超過の是正に努める。」との方針を示し、文学部入試のあり方を見直すこととなった（根拠資料 2-52【ウェブ】）。18 歳人口の減少により文学部の収容定員増は容易ではないこと、文学部内の他学科の入学定員超過率も 1 倍を超えており学部内における定員の振り替えは困難であることから、入試選抜方法の見直し等によって入学定員超過率の改善に取り組んだ。その結果、令和元（2019）年度の設置計画履行状況調査報告書において「平成 31（令和元）年度入試においては、一般入

試における合格者数の抑制により、単年度の入学定員超過率は1.11に減少した。」との報告を行い、令和元（2019）年度末の設置計画履行状況調査結果において改善意見は付されなくなった（根拠資料2-53【ウェブ】、2-54【ウェブ】）。令和2（2020）年度には文学研究科ドキュメンテーション専攻（博士後期課程）の完成年度に到達し、設置計画履行状況調査は令和2（2020）年度の報告をもって完了した。同様に、（公益財団法人）大学基準協会の令和3（2021）年度「改善報告書検討結果（鶴見大学）」においても、文学部日本文学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率の改善が認められており、詳細は第5章にて報告する（根拠資料2-55【ウェブ】）。

認証評価機関からの指摘事項については、「全学自己点検評価委員会」を経て各学部・研究科・事務局に現状把握と今後の対応を求め、経年の進捗報告や改善結果についても「全学自己点検評価委員会」で報告を行っている（根拠資料2-56）。前回の認証評価における改善勧告は2点あり、1点目の「基準5 学生の受入れ 1）日本文学科において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ1.32、1.30と高いので、是正されたい。」との指摘については、学校推薦型選抜で求める評定平均値の見直しや募集定員の調整、外部検定試験の利用等の対策により、令和2（2020）年度入試において単年度の入学者数比率を0.99まで抑制した。2点目の「基準4 教育内容・方法・効果（3）教育方法 1）文学研究科博士前期課程及び博士後期課程において、研究指導計画が策定されていないので、研究指導、学位論文作成指導を研究指導計画に基づいて確実に進めるように是正されたい。」については、従来からの慣例で行っていた研究指導について研究指導計画を明文化し、更に令和3（2021）年度「改善報告書検討結果（鶴見大学）」において学生に明示するように求められたことを受けて、令和5（2023）年度より学生に明示することとした。努力課題については5点あり、①歯学研究科のカリキュラム・ポリシーの改訂、②文学研究科博士後期課程の課程博士の取扱い、③歯学研究科履修要項への学位論文審査基準の明記、④歯学部の募集定員を基礎とした場合の収容定員に対する在籍学生数比率の改善、⑤文学研究科博士前期課程の収容定員に対する在籍学生数比率の改善である。前述の①②③の努力課題については対応を完了しているものの、④⑤の在籍学生数比率の改善については継続して対応を行った（根拠資料2-57）。なお、令和5（2023）年度の短期大学認証評価に係る実地調査において「学則上に『大学運営協議会』及び『全学自己点検評価委員会』等の内部質保証の仕組みや権限等が明記されていない」旨の指摘があり、令和4（2022）年10月に大学設置基準等改正への対応（基幹教員制度等を除く。）と併せて学則変更を行い、令和6（2024）年4月に施行する。

点検・評価における客観性、妥当性の確保について、「全学自己点検評価委員会」の構成員には文学部並びに歯学部のほか、本学短期大学部の教員が含まれている。それぞれの専門性やバックグラウンドが異なることから、多様な立場から自己点検・評価に対する意見や助言を得ることが可能な環境となっている。したがって、本学の内部質保証システムである「全学自己点検評価委員会」は、ある程度の客観性が得られていると判断できる。しかし、社会の変遷に柔軟に対応するためには、自己点検・評価活動に対して第三者からの外部的視点で評価を実施する必要性があり、令和5（2023）年度には、「全学自己点検評価委員会」における外部委員として産業界より1名、他大学の教職員より1名を委嘱し、本学における自己点検・評価活動に対する様々な提言等を頂く体制を整えた（根拠資料2-50）。外部委員

の任期は2年であり、1年目の令和5（2023）年度は本学短期大学の点検・評価報告書を対象に外部評価を実施した。2年目の令和6（2024）年度は本学・本大学院の点検・評価報告書（本書）に対する忌憚なきご意見を頂くことを予定している。

なお、教職課程の自己点検・評価については、「文学部教職課程自己点検評価委員会」において文学部及び文学研究科の教職課程自己点検評価報告書を取りまとめて「全学自己点検評価委員会」にて審議したのち、（一般社団法人）全国私立大学教職課程協会に教職課程自己点検評価報告書を提出して、完了証及び審査コメントの交付を受けた（根拠資料2-58、2-59、2-60）。

以上のことから、方針及び手続に基づき、内部質保証システムはおおむね有効に機能しているといえる。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

<p>評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表</p> <p>評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性</p> <p>評価の視点3：公表する情報の適切な更新</p>

教育研究活動、教育情報、教員の研究業績、自己点検・評価結果、財務状況（事業実績・決算等）、教職課程に関する情報公開、教職課程自己点検評価報告書、学生調査の結果、大学の諸活動の状況等について、指定された期限に対して遅滞なく本学ホームページに公表している（根拠資料2-61【ウェブ】）。なお、令和4（2022）年度の教職課程自己点検評価報告書については、本学ホームページ「教職課程に関する情報公開」にて公開している（根拠資料1-18【ウェブ】）。

各教員の教育研究活動については、令和2（2020）年度に研究業績システムを更改した。この研究業績システムは国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する「Researchmap」上の情報と本学ホームページ上で公開されている教員情報が自動連携される機能を有し、教員が教育研究業績を更新すると最新の情報が発信される仕組みとなっているものの、実際の連携には至っていない（根拠資料2-62【ウェブ】、2-63）。また、大学としての公式活動状況等については、情報システム課において記事をとりまとめ、令和2（2020）年度より、「鶴見大学・鶴見大学短期大学部【公式】」として各種SNSアカウントを運営している（根拠資料2-64【ウェブ】）。更に、公式ブログ、公式X（旧Twitter）及び公式Instagramアカウントを用いて、各学部・学科・事務局がそれぞれ必要な情報発信を行っている（根拠資料2-65【ウェブ】）。

本学では、情報セキュリティに関する基本方針・対策基準・実施手順を定め、本学学長を最高情報統括責任者とする情報セキュリティ組織を構成し、情報の公表を行っている（根拠資料2-66【ウェブ】、2-67）。情報の正確性及び信頼性は、自己点検・評価については認証評価機関による認証評価結果を、財務状況については監査法人による会計監査報告書を公表している（根拠資料2-68【ウェブ】、2-69【ウェブ】）。その他の教育情報の公表については当該年度の5月1日を基準とし、学校基本調査等により情報が確定次第、速やかに公表し

ている。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的なPDCAサイクル等の適切性・有効性の定期的な点検・評価については、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」にて、点検・評価に基づく改善を実施すること及び「全学自己点検評価委員会」において、本学短期大学部なども含めたそれぞれの専門性やバックグラウンドをもつ教員から、自己点検・評価の手法や、自己点検・評価の項目等についての意見や助言を得ることが可能となっている（根拠資料 2-29）。

中長期計画の年度目標・計画及び達成状況に対する自己点検・評価については、中期計画マネジメントシステムを用いて委員会の評価及び改善に向けた助言を付与したものを、「全学自己点検評価委員会」で承認し、各部署へ情報共有すると同時に本学ホームページにも掲載し、外部にも公表している（根拠資料 1-43【ウェブ】、1-44【ウェブ】）。この一連のPDCAサイクルによって、今後の課題に対する取り組み状況や改善事項について、学内外で情報共有することが可能となっている。このように、本学では、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」における計画及び改善の実施と、各学部の教員と職員で構成された「全学自己点検評価委員会」における自己点検・評価実施のボトムアップとトップダウンの双方向的議論を経る、全学的な内部質保証システムPDCAサイクルがようやく回り始めたところである。

令和5（2023）年度には「全学自己点検評価委員会」における外部委員として産業界から1名、他大学の教職員から1名の計2名を委嘱しており、外部委員からの意見聴取した結果を点検・評価結果に基づく改善・向上につなげるよう努める。

また、令和5（2023）年度の短期大学認証評価の現地調査を受けて、本学学則及び本大学院学則を点検した結果、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」及び「全学自己点検評価委員会」を示す項目がないことから、内部質保証体制の明記を検討し、令和6（2024）年度より施行する（根拠資料 1-4、1-16）。

2.1.6. 内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学科等を単位としたPDCAサイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、COVID-19への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：内部質保証推進組織等が行ったCOVID-19への対応・対策は、教育を中心とした大学の質の維持・向上の観点から適切であるか。

令和2（2020）年度から令和4（2022）年度にかけては、新型コロナウイルス感染症（COVID-

19) の感染拡大防止策の一環として、適切に内部質保証体制が維持できるよう感染症対策を講じた会議の開催方法をとっている。具体的には、対面での会議や意見聴取を極力避け、構成員の状況に応じて、Microsoft365（日本マイクロソフト社）のソフトである Microsoft Teams、学内システムであるグループウェア（日本トータルシステム株式会社）、並びに電子メールなどを用いて、会議の通知や資料の共有を行うと同時に、Microsoft Teams や Zoom 等を用いたオンライン会議を実施している。対面で会議を行う場合には、三密を避け、会議参加者の間に十分な空間を設けると同時に遮蔽板の設置や十分な換気を行うなどの感染対策を講じた（根拠資料 2-70【ウェブ】）。

更に、学生の新型コロナウイルス感染防止対策として、「大学運営協議会」において、新型コロナウイルスに関する本学の対応を決定した。これにより、内部質保証システムを機能させ、全学的に学生と教職員を感染症から防ぐためのシステムを構築した。対応について、以下に時系列で示す。

- ① 保健センターを中心とした、学生の新型コロナウイルス感染や濃厚接触者の管理
- ② 長期休暇時などの移動における注意喚起
- ③ 新型コロナワクチンの迅速な接種励行
- ④ 学生の学外実習前のPCR検査の励行
- ⑤ 令和2（2020）年5月より学習支援システム manaba、Microsoft Teams、Zoom 等による遠隔授業の開始
- ⑥ それに伴って必要となる学修環境整備の支援として全学生に10万円給付
- ⑦ イベント開催法の変更（中止・オンライン化など）
- ⑧ 教室や会議室の整備（遮蔽板の設置・建物入口に自動検温器を設置・各教室の出入りに消毒液を設置・教室の収容人数制限など）
- ⑨ 学習支援システム manaba を用いた体調管理チェック体制の構築
- ⑩ 令和3（2021）年度の新入生に学修環境整備の支援として10万円給付
- ⑪ 令和3（2021）年度の新型コロナウイルスワクチン大学拠点接種実施（1回目・2回目接種）
- ⑫ 令和4（2022）年度より各教室・講義室内にCO₂濃度測定装置を設置

また、文部科学省から随時発信される指針に則り、新型コロナウイルス感染による体調不良や濃厚接触による講義の欠席、定期試験の欠席に対する特別措置の実施も行った（根拠資料 2-70【ウェブ】、2-71、2-72【ウェブ】、2-73【ウェブ】、2-74【ウェブ】、2-75【ウェブ】）。これら COVID-19 への対策のうち、⑤⑥の遠隔授業に関する事項については、学生及び教員に対してアンケート調査を行い、それぞれの立場から適切性について検証した（根拠資料 2-34、2-35）。なお、事務局から学生に向けた諸連絡は、「鶴見大学ポータルシステム」を通じて行っている（根拠資料 2-76【ウェブ】）。

令和5（2023）年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、学習支援システム manaba を利用した体調管理チェック体制並びに授業・課外活動の制限等を全て解除するなど、本学の対応についてホームページで公表した（根拠資料 2-77【ウェブ】、2-78【ウェブ】）。

2.2. 長所・特色

本学の内部質保証システムの最大の特色は、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」が中心となり、「大学運営協議会」が計画（Plan）、実行（Do）、改善（Action）の役割を担い、「全学自己点検評価委員会」が点検・評価（Check）を行うことによる内部質保証体制が確立したこと、「大学運営協議会」は、本学・本大学院・本学短期大学部で審議された内容を含む事業計画書・事業報告書等を「理事会」へ上程していることである。それにより大学運営の意思決定を円滑に行い、時代の変化に対処可能なシステムとなっている。

令和4（2022）年度より教職課程の自己点検・評価が義務化されることとなり、教職課程の様々な活動について点検・評価を行い、令和4（2022）年度中に報告書を取りまとめた。

（一般社団法人）全国私立大学教職課程協会に教職課程の自己点検・評価報告書を提出し、完了証及び審査コメントの交付を受けた。令和5（2023）年度第1回文学部・文学研究科「実践・情報報告会」において、「文学部教職課程の自己点検・評価について」と題して、教職課程担当教員による報告会を実施した。

2.3. 問題点

新しい内部質保証体制である「大学運営協議会」及び「全学自己点検評価委員会」の双方向議論の構築にあたっては、当初の想定以上の時間を要し、計画から実行、自己点検・評価、改善に至るまでの一連のPDCAサイクルの実施は、令和3（2021）年度からとなった。今後、そのサイクルを確立していくための内部質保証体制の構築に当たっては改善の余地があり、現在の「全学自己点検評価委員会」の自己点検・評価に対して客観的な視点が十分ではないことが懸念事項である。そのため、令和4（2022）年度に客観的評価の実現化に際して、「全学自己点検評価委員会における外部委員に関する規程」を策定した（根拠資料2-6）。令和5（2023）年度には外部委員として産業界より1名、他大学の教職員より1名の計2名を委嘱しており、外部委員からの意見聴取した結果を今後の点検・評価結果に基づく改善・向上につなげるよう努める。

2.4. 全体のまとめ

平成30（2018）年以前の体制では、学長及び各学部長から構成される「学部長会議」が、本学の規程上、全学の教育研究に関する重要事項について調整を行う場であった。本学・本大学院・本学短期大学部の管理運営に係る重要事項を審議する場合は「全学自己点検評価委員会」であったことから、同委員会で大学における機関決定がなされており、学部の重要事項の決定にあたっては、まずは学部の自己点検評価委員会に諮ることが慣例となっていた。しかし、時代の変化に伴うさまざまな問題への対応や、大学全体において入学者減少といった大きな課題に対して、スピード感を持って大学運営方針を決定していくには不十分な体制であった。そのため、令和元（2019）年以降は内部質保証推進組織の一つである「大学運営協議会」の設置と、各学部・研究科・事務局各部署による、中長期計画に基づく年度計画の実施と自己点検・評価、更には「全学自己点検評価委員会」による評価及び改善への助言と

いった体制を構築した。

本学の内部質保証システムの最大の特徴は、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」が中心となり、「大学運営協議会」及び「全学自己点検評価委員会」による内部質保証のサイクルが回り始めたこと、「大学運営協議会」は、本学・本大学院・本学短期大学部で審議された内容を含む事業計画書・事業報告書等を「理事会」へ上程していることである。それにより大学運営の意思決定を円滑に行うことが可能なシステムとなっている。

自己点検・評価に対する客観的評価としては、令和4（2022）年度に外部評価委員に関する規程を整備し、令和5（2023）年度より外部委員として産業界から1名、他大学の教職員から1名の計2名を委嘱した。外部委員からの意見や提言について、今後の点検・評価結果に基づく改善・向上につなげられるよう努める。

以上のことから、基準2についてはおおむね適切に取り組んでいるといえる。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点 1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点 2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点 3：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

評価の視点 4：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、自らの掲げる理念・目的に基づき、大学設置基準及び大学院設置基準に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切である。また、学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等に配慮した活動を行っている。

その理由として、本学は、本学学則第1条及び第9条並びに別表Iに定めるとおり、大学に文学部日本文学科、文学部英語英米文学科、文学部文化財学科、文学部ドキュメンテーション学科、歯学部歯学科を設置している。更に、本大学院学則第1条及び第3条に定めるとおり、大学院には文学研究科博士前期課程、文学研究科博士後期課程、歯学研究科博士課程を設置している（根拠資料 1-3【ウェブ】、1-15【ウェブ】）。文学部は創立60周年を迎え、4つの学科を設置している。例えば日本文学科では「日本文学と日本語学に関する該博な識見及び日本語による論理的思考とそれを他者に伝える発話力と文章力を備え、地道な努力を厭わず、自己を省みて他者への敬意を忘れない、堅実・中庸の人を育てる。」と本学学則にうたっており、学生が希望すれば国語・書道の教育職員免許状を取得できる体制を整えている。その他の学科でも文学部は学科の特性に合わせて教育職員免許状の取得が可能であり、また文学部の学生は、司書・司書教諭課程、学芸員課程、宗侶養成課程にて資格を取得することが可能となっている。歯学部は創立50周年を迎え、「建学の精神に基づく人格の形成と社会への奉仕を教育の根本に置き、国際的にも通用する広い知識を授けると共に、高度な歯・顎・口腔に関する専門の学術を教授研究し、深い教養と良識を備えた信頼される歯科医師の育成を使命とする。」としている（根拠資料 1-28-29[p. 2]）。

文学部・文学研究科には教職課程を置いている。文学部の4学科それぞれの分野の特性を活かして、日本文学科では中学校教諭一種免許状[国語]・高等学校教諭一種免許状[国語、書道]、英語英米文学科では中学校教諭一種免許状[英語]・高等学校教諭一種免許状[英語]、文化財学科では中学校教諭一種免許状[社会]・高等学校教諭一種免許状[地理歴史]、ドキュメンテーション学科では高等学校教諭一種免許状[情報]の教育職員免許状を取得できるように配慮している（根拠資料 1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】、1-10【ウェブ】、1-11【ウェブ】）。文学研究科の3つの専攻には、中学校・高等学校教諭（専修）の教職課程を置いている。日本文学専攻では中学校教諭専修免許状[国語]・高等学校教諭専修免許状[国語]、英米文学専攻では中学校教諭専修免許状[英語]・高等学校教諭専修免許状[英語]、文化財学専攻では中

習及び司書講習等の受講生のほか、本学が所在する横浜市鶴見区に対する地域開放も行っており、鶴見区在住の区民であれば事前に身分証の提示によって本学図書館の利用が可能となっている（根拠資料 3-5【ウェブ】）。

仏教文化研究所は、仏教文化を幅広く研究するための拠点として平成 7（1995）年度に設立された。本学の建学の精神に則り、日本における仏教の思想・文化・芸術及びその関連領域に関する研究を推進するとともに、国際的学術交流を積極的に行い、学術の発展に寄与することを目的とし、その達成のために、「鶴見大学仏教文化研究所規程」のもと運営を行っている（根拠資料 3-6、3-7）。特に瑩山禅師・峨山禅師の伝記及び思想を中心とした總持寺教学等の研究の企画・運営のため、大本山總持寺の協力のもと、「鶴見ヶ丘学術協力委員会」を設置している（根拠資料 3-8）。文献学的研究を中心とした従来の枠組みに加え、本学ならではの仏教主義教育の実践に関する研究などにも着手すべく、機能強化に取り組んでいる（根拠資料 3-9【ウェブ】）。所長は学長であり、研究所の所員は文学部・歯学部必修科目「宗教学」を担当している。また、文学部文化財学科をはじめとして、専任教員の一部は仏教文化研究所の兼任研究員としても活動している（根拠資料 3-10【ウェブ】）。

国際交流センターは、国際的学術交流事業の促進に資するとともに学術・文化・教育研究・医療に関わる国際協力を通じて、世界平和と人類の福祉に貢献することを目的として、平成 22（2010）年 10 月より設置され、「鶴見大学国際交流センター規程」のもと運営を行っている（根拠資料 3-11【ウェブ】、3-12）。各学部・研究科と連携し、世界 13 カ国・地域にある 24 の大学と学術協定を結んでおり、その協定校や姉妹校を対象とする留学生等のサポートを行うほか、姉妹校からの教員、職員及び学生や本学が招聘した者が滞在するためのゲストハウスの運営管理等を行っている（根拠資料 3-13）。本学の学生に対しては国際交流に関する情報や機会の提供、留学に関する支援等を行っている。また、留学先でも学生が安心して活動できるよう、令和 4（2022）年度からは留学生危機管理サービスを導入し、有事の際の備えとしている。更に、本学短期大学部と協力し合い、実現できる国際交流活動の可能性について模索中であり、令和 5（2023）年 3 月には本学短期大学部歯科衛生科の主催で、歯学部在籍している留学生との交流会を実施した（根拠資料 3-14【ウェブ】）。

公共医科学研究センターは、地域における医療、保健、福祉等に係る社会的な課題の解決を担うため、関連する事業の提供及び研究・人材育成等を推進し、地域大学として公共の発展に寄与することを目的として設置されている（根拠資料 3-15）。その前身である先制医療研究センターの発足時からの事業の一つであった再生医療に関わる歯髄細胞バンク事業の終了及び担当教員の異動等に伴い体制等が改変され、業務内容は、(1) 死因究明等に係る研究・教育・実務等に関すること、(2) 地域の医療・保健・福祉に関わる事業等に関することに集約された。加えて、令和 2（2020）年度より、我が国における死因究明拠点の設置、死因究明等に関わる人材等の育成等を定めた「死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）」が施行されことを受け、より一層に地域公共に関わる活動が求められることなどから、建学の精神に基づき、活動内容がより理解しやすい名称として令和 2（2020）年度より公共医科学研究センターに改称して活動している（根拠資料 3-16【ウェブ】）。「死因究明等推進基本法（令和元年法律第三十三号）」において「歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実」を定めたことから歯科医師国家試験における出題が続いており、社会的要請が高まっている。これに対し、公共医科学研究センターでは本学歯学部の学生等を対

象とした法医学に係る教育を担当しており、歯学部との連携を図っている（根拠資料 3-17）。加えて、同法で定める「死因究明等に資する人材の育成」として歯科医師、警察官、海上保安官、自衛官等を対象とした研修会を実施している。また、死因究明及び医療事故分析等に関する鑑定及び研究を実施している（根拠資料 3-18）。

これらの学部・学科・研究科並びに附置機関は全て本学の建学の精神に基づいて設置され、規程に基づいて運営されている。更に、内部での連携体制が構築され、教員の学術研究及び学生の学習・学修支援に有効に活用していると判断できる。したがって、組織構成との適合性はあると判断している。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

平成 29（2017）年度時点では文学部に 4 つの学科が置かれているのに対し、文学研究科は 3 つの専攻が置かれていた。4 つの学科のうち、後から設置された文学部ドキュメンテーション学科については、学科の完成年度を迎えても研究科の専攻は設置されない状況が続いていた。専攻がないことによって、やむを得ず他学科を基礎とする研究科の専攻に進学し、専門領域に関する研究を続ける大学院生もおり、文学研究科長より文学研究科ドキュメンテーション専攻設置に関する要請があった。これを受けて検討を重ね、平成 29（2017）年 7 月に文学研究科ドキュメンテーション専攻設置の届出を行った。届出の結果については、「学部長会議」にて報告されている（根拠資料 3-19、3-20）。新たに設置した文学研究科ドキュメンテーション専攻については、設置計画履行状況調査を利用して、教育研究組織の設置状況の適切性を検証している（根拠資料 3-21【ウェブ】）。平成 30（2018）年 4 月に文学研究科ドキュメンテーション専攻を設置して以降、本学は 2 学部 5 学科、本大学院は 2 研究科 5 専攻の体制を維持している。それぞれの学部学科、研究科の入学志願状況、入学定員充足状況、卒業者数等の情報については、ホームページなどを通じて学内外に周知している（根拠資料 3-22【ウェブ】、3-23【ウェブ】）。

教職課程の自己点検・評価活動については、文学部に「文学部教職課程自己点検評価委員会」を設置して対応にあたり、「全学自己点検評価委員会」の議を経て、令和 5（2023）年 3 月末に文学部及び文学研究科の教職課程自己点検評価報告書を公表している（根拠資料 2-45【ウェブ】、2-46【ウェブ】、3-24）。

令和元（2019）年度以降は、新しい内部質保証推進体制の下、教育研究組織の適切性に関する自己点検・評価及び改善に向けた施策を行っている。例えば、先制医療研究センターについては、「死因究明等推進基本法」の施行等を受けて令和 2（2020）年度に鶴見大学公共医科学研究センターに名称を変更している。変更にあたっては、「鶴見大学先制医療研究センター運営委員会」で名称を検討し、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」に報告した（根拠資料 3-25）。

3.1.3. 附置機関等において、全学的な COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：附置機関等における全学的な COVID-19 への対応・対策は、教育・研究を中心とした諸活動の質を維持し、円滑に行う上で適切であるか。

歯学部附属病院では、診療・実習の際には、マスク・ヘアキャップ・アイガードを着用し、更に口腔外バキュームを設置した。また来院患者に対しては、感染予防のためにマスク着用を要請し、病院入り口において手指消毒・検温等の協力も依頼、発熱や風邪症状がある場合には来院を控えることも併せて依頼した。院内における感染対策としては、学生及び教職員に対し、毎朝の検温、手指消毒、マスクの常時着用を義務づけ、来院患者に対しては、神奈川県ガイドラインに従い、マスクの常時着用のうえ入館を可とすることとし、院内感染やクラスターの発生防止に努めた。令和 5（2023）年度現在は、感染法上の分類が 5 類に引き下げられたことから、段階的に診療制限を緩和し、原則として陽性者及び 37.5℃超の患者以外の診療制限を解除した（根拠資料 3-3【ウェブ】）。制限を緩和したことにより、臨床実習の機会はほぼ通常時に戻っており、教育の質の維持は概ね保たれていると考えている。

令和 2（2020）年度当初は大学構内への立ち入り禁止措置が取られたことにより、図書館では利用制限を設けていたが、対面授業が再開されてからは、利用者数の制限を設けるなどの対応を行い、通学できない学生・教職員に対しては、必要に応じて郵送貸し出し及び郵送返却サービスにも対応した（根拠資料 3-26）。平成 30（2018）年度より図書館の改修工事を行っており、非接触式の入退館ゲートの設置、無人貸出機の運用開始等、COVID-19 対策としても適切な措置を講じた。図書館内の学習室等については、座席数の制限を設けての利用となった（根拠資料 3-27）。令和 4（2022）年度は原則、対面授業となっていることから、入り口での手指消毒を徹底し、入館制限は解除されている。

仏教文化研究所では、これまで年 1 回開催してきた公開シンポジウムを令和 2（2020）年度は中止としたものの、令和 3（2021）年度は Zoom ウェビナーによるオンライン形式、令和 4（2022）年度は対面・オンラインのハイブリッド形式で開催し、仏教文化研究所の活動の質を維持することに努めた（根拠資料 3-28【ウェブ】）。

公共医科学研究センターでは、死因究明等推進基本法で定める「歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実」を果たすため、歯学部を設置する本学の附置機関として、歯学部学生に対して法医学並びに関連法規の教育を担当している。COVID-19 への対応として、文部科学省の指針を踏まえた全学的な方針に基づき、令和 2（2020）年度から令和 3（2021）年度にかけてはオンラインによる講義を中心として実施した。その後、感染状況に鑑み、アルコール消毒装置、空気清浄機、アクリル板の設置に加えて、学生及び教職員におけるユニバーサル・マスク対策下において、対面講義を適宜に再開し、現在は全面的に対面講義の体制を執っている。その結果、COVID-19 の影響は最小限に留められ、教育の質の維持は概ね保たれたと考えられる。

国際交流センターでは、「国際交流センター運営委員会」において、本学の国際交流活動における COVID-19 への対応について策定し、国際交流実施相手国が外務省が発出している感染症危険レベル 2（不要不急の渡航は止めてください。）未満であることを求めるなど、感染防止に努めた（根拠資料 3-29）。なお、令和 4（2022）年 3 月からはオンライン等での代替が困難と思われる協定校との長期の国際交流プログラムに限り、個別に実施の可否を

判断することとした。策定した方針については、本学ホームページ上で学生・教職員に対して周知を行った。これにより、令和4（2022）年度と令和5（2023）年度に各1名ずつの学生を長期派遣留学生として、カナダに送り出している。また、留学生等の受け入れを行っているゲストハウスについても、COVID-19 感染防止のため、部屋の定員数に関わらず、1部屋につき利用者数を1名とする制限を行っており、令和5（2023）年度も継続している（根拠資料 3-30【ウェブ】、3-31【ウェブ】）。

3.2. 長所・特色

全学・学部・研究科の3つのポリシーは建学の精神に沿った禅の教えにもとづいていることが確認できる。また、附置研究機関として、仏教文化研究所、国際交流センター、公共医科学研究センターを設置しており、いずれも建学の精神に則った目標を掲げ、多様な機関と連携した学際的な教育研究及び社会貢献活動を行っている。

大学には「大学運営協議会」、学部・研究科には教授会・研究科委員会を置き、歯学部附属・附置研究機関には運営委員会を置き、組織を適切に運営している。文学部には「文学部教職課程運営委員会」を置き、教職課程の運営及び自己点検・評価を行っている。

附置研究機関の中でも、特に仏教文化研究所は、仏教文化を幅広く研究するための拠点として平成7（1995）年度に設立されている。本学の建学の精神に則り、日本における仏教の思想・文化・芸術及びその関連領域に関する研究を推進するとともに、国際的学術交流を積極的に行い、学術の発展に寄与することを目的とし、その達成のために、「鶴見大学仏教文化研究所規程」のもと運営を行っている（根拠資料 3-6）。特に瑩山禅師・峨山禅師の伝記及び思想を中心とした總持寺教学等の企画・運営のため、大本山總持寺の協力のもと、「鶴見ヶ丘学術協力委員会」を設置している（根拠資料 3-8）。文献学的研究を中心とした従来の枠組みに加え、本学ならではの仏教主義教育の実践に関する研究などにも着手すべく、機能強化に取り組んでいる（根拠資料 3-9【ウェブ】）

3.3. 問題点

なし

3.4. 全体のまとめ

本学は、仏教、とくに禅の教えにもとづいて、円満な人格の形成と人類社会に対する感謝・報恩の実践をもって建学の精神とし、「大覚円成 報恩行持」の二句八字をもって示している。全学・学部・研究科の3つのポリシーは建学の精神に沿った禅の教えに基づいていることが確認できる。また、附置研究機関として、仏教文化研究所、国際交流センター、公共医科学研究センターを設置しており、いずれも建学の精神に則った目的を掲げ、多様な機関と連携した学際的な教育研究及び社会貢献活動を行っている。

また、大学には「大学運営協議会」、学部・研究科には教授会・研究科委員会を置き、歯学部附属病院・附置研究機関には運営委員会を置き、適切に運営している。COVID-19 の対

応についても、各運営委員会等において協議し、「大学運営協議会」で報告を受けるなど、適切に対応している。

以上のことから、基準3についてはおおむね適切に取り組んでいるといえる。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、本学学則、全学共通のディプロマ・ポリシーの下に、各学部のディプロマ・ポリシーを定め、本学ホームページにて公表している（根拠資料 1-24【ウェブ】）。これらは、大学構成員ばかりでなく、本学ホームページで全学共通ポリシーと共に広く社会に向けて公開している。学生に対しては、配布している『文学部・文学研究科履修要項』及び『歯学部学習の手引』等に掲載することによって、入学から卒業に至るまでのさまざまな段階において、ガイダンスや各種相談時に、周知徹底が図られている（根拠資料 1-14【ウェブ】、1-19【ウェブ】）。

文学部では以下のディプロマ・ポリシーを設定している（根拠資料 4-1【ウェブ】）。学生に修得を求める能力を列挙し、どのような要件を満たした場合に学士を授与するかを示している。

文学部では、他者に対する思いやりの心を涵養し、幅広い視野と柔軟な思考力及び体系的な専門知識を修得して、これからの社会に貢献しようとする学修者が、所定年限在籍・所定単位数修得の要件を満たした場合において、学士（文学）を授与します。

1. 共通教育の多面的履修と人文科学の広汎な学修により、広い世界認識に到達することができる。
2. 深い自己認識を備え、他者への豊かな共感を持つことができる。
3. 自立した社会人となり、学問の意義と重要性を理解して積極的に生涯学び続けることができる。
4. 専門分野の知識・技能を体系的に修得し、社会の多様な問題解決に寄与できる。

文学部のディプロマ・ポリシーに基づき、各学科で更に求められる能力がある。日本文学科では、日本文学と日本語学に関する該博な識見及び日本語による論理的思考とそれを他者に伝える発話力と文章力を備え、地道な努力を厭わず、自己を省みて他者への敬意を忘れない、堅実・中庸の人を育てる。四年間で、全時代の日本文学と日本語学を基礎から学び、最後に卒業論文として結実させる力を養う。同時に、日本の伝統文化・書物・芸能や漢字文化圏についての理解を涵養しつつ、古典籍の文字を解読する力、図書館を通じて調査分析する力、中学・高校生に国語や書道を教える力、外国人に英語で初歩的な日本文化を説明する力等を訓練する（根拠資料 1-8【ウェブ】、2-43-2）。英語英米文学科では、2年次から、1. 英語コミュニケーションコース（英語で話したり書いたりするといった実践的な英語能力

の養成に再重点を置くコース)、2. 英語教育コース (幼児から高校生までの英語教育に関わる能力を養成するコース)、3. 国際文化コース (広く世界の文化を学び、グローバル化した世界についての知識と認識を深めるコース)、4. 英語文学コース (英語で書かれた様々な文学を読み、人間と社会の関係を深く考察するコース) の4つのコースのいずれかに所属して学ぶことになる (根拠資料 1-9【ウェブ】)。それぞれのコースで履修しなければならない科目群が指定されており、特徴的な科目を重点的に学ぶことによって、専門的な知識を身につけたり、高度なスキルを習得することができる。他のコースの選択科目を履修して卒業単位に組み入れることもできるので、各自の関心に応じた学修が可能になる。また、基礎的な英語スキルを育成したり、更に英語力を向上させるための必修科目が1~3年次に置かれるほか、「教養演習」「特別演習 I」「特別演習 II」をそれぞれ1・2・3年次で必修とし、情報の取得と調査方法、その整理と発表の仕方、レポートの書き方を学ぶなど専門的な研究ができるように段階的に指導が行われる。4年次には「卒業研究」での指導を中心に研究成果を卒業研究小論文にまとめることが求められる (根拠資料 1-19【ウェブ】、2-43-3)。文化財学科では、平成10 (1998)年の開設時より、文化財のプロフェッションの養成を教育目標としており、そのための実践的な教育課程を編成している。文化財学科独自の目標として「長い歴史の中で生み出されてきた文化財を守り伝える人材」を育成する目標を設定している (根拠資料 1-10【ウェブ】、2-43-4)。ドキュメンテーション学科では、入学と同時にノートパソコンを貸与し、高度情報処理を実践できる知識とスキルを身につけ、それらを応用し、予測困難な将来を、自分で考え、自分で行動できるような態度を養うこととしている。3年次から3つのコース (図書館学コース、書誌学コース、情報学コース) のいずれかに所属し、各コースにおける専門領域を含む科目で学んでいく (根拠資料 1-11【ウェブ】、2-43-5)。

歯学部では、以下のディプロマ・ポリシーをホームページに掲載し (根拠資料 4-2【ウェブ】)、大学構成員のみならず、広く社会への公表に努めている。更に、各学年の年度始めのオリエンテーションにおいて説明し、学生への周知を行っている。また、『募集要項』にも記載し、受験生にも周知している (根拠資料 4-3【ウェブ】)。

歯学部では、禅の精神を基に医療人として重要な円満な人格を持ち、歯科医学・歯科医療についての高度な知識・技術の習得、並びにその実践力を身につけ、国内外において歯科医療を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的としています。このような目的に沿って構築されたカリキュラムを履修して卒業時に次に掲げる能力を習得し、更に本学科の所定の卒業要件を満たした場合に卒業を認定し、学士 (歯学) の学位を授与します。

1. 医療人として広い教養と視野を持ち、深い洞察力と倫理感を備えている。
2. 感謝と慈愛の心を持って患者中心の医療を実施できる。
3. 一般教養ならびに基礎・臨床歯学の幅広い知識と技能を有し、歯科医療と保健指導を実践できる能力を有する。
4. 主体的な研究能力を有し、科学的知見に基づき問題点を発見し、解決できる。
5. 科学的探究心を持ち、最新の医療知識・技術の習得に努め、実践に生かすことができる。

本大学院では、本大学院学則、全学共通のディプロマ・ポリシーの下に、各研究科のディプロマ・ポリシーを定め、文学研究科においては、文学研究科のディプロマ・ポリシーを基にして更に各専攻で求められる能力を定め、本学ホームページ、『文学部・文学研究科履修要項』及び『歯学研究科履修要項・シラバス』において公表している（根拠資料 1-19【ウェブ】、1-24【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-5【ウェブ】）。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点 2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、全学共通のディプロマ・ポリシーの下に、全学共通のカリキュラム・ポリシーを定め、それを基にして文学部、歯学部、文学研究科及び歯学研究科においてカリキュラム・ポリシーを策定し、連関を持たせている。全学共通カリキュラム・ポリシー及び各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーは、本学ホームページにて公表している（根拠資料 1-24【ウェブ】）。大学構成員のみならず、広く社会への公表に努めている。

文学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身に付けることができるように、以下のようにカリキュラム・ポリシーを編成している。

文学部では、自己を正しく認識し慈愛の心を育み、広い教養と深い専門知識を備え、社会の発展に貢献できる人材を育成するために、以下の教育課程を編成し、実施しています。

1. 基礎的教養教育 自己開発と現代社会の多様なニーズに応えることのできる教養・知恵及び技能を養成するために、A基礎科目、B外国語科目、C文化・芸術系科目、D人間・社会系科目、E生活・環境系科目、Fキャリア形成科目を開講する。
2. 禅的情操教育 深い自己認識を備え、他者への豊かな慈愛の心を育み、学修内容を実践的に生かすために宗教学を開講し、各種の宗教行事を催す。
3. キャリア教育 自立した社会人に求められるコミュニケーション能力や自己表現などのスキル向上のための科目を開講する。
4. 専門教育 基礎から高度に実践的・学問的な専門知識までを体系的に修得できるよう、科目を編成し開講する。
5. 独自教育
 - ①全学部学生に対し、多彩な資格（教職・司書・学芸員）取得のための教育課程が開かれている。
 - ②高度な専門分野の知識・技能の修得を目的として、少人数教育の科目を多数開講する。
 - ③他学科開講科目の履修も一定の範囲内で可能であり、多彩な履修によって幅広い世界

認識や他者への豊かな共感力を育てる。

④曹洞宗宗侶養成課程を開設している。

⑤その他、各学科で独自の教育を実施している。以下は、その一例である。

(日本文学科)

伝統文化理解に必須の古文・漢文に関する能力を基礎から養成する。

(英語英米文学科)

異文化理解を促進し、英語多読の体系的・先端的教育を実施する。

(文化財学科)

実践的知識・技能の修得のために、各種実習を多彩に開講する。

(ドキュメンテーション学科)

図書館の古典籍を活用して即時の書誌学教育を行う。

文学部カリキュラム・ポリシーに基づき、文学部共通科目（基礎科目群、外国語科目群、文化・芸術系科目群、人間・社会系科目群、生活・環境系科目群、キャリア形成科目群）のほか、4つの学科それぞれにおいて専門科目を開講する。「5. 独自教育」において、4つの学科の教育課程や資格課程を表している。日本文学科では、古文、漢文、現代文、日本語学等の専門基礎科目を学習し、後の学習の深化をスムーズに促すカリキュラムを設定している。必修科目、選択科目の設定とともに演習、実技、教職科目などの多彩な授業形態を通して、日本文学、日本語学、漢文学、中国文学などの全般的な知識の修得及び特化した学問分野にも対応している。英語英米文学科はコース制を取り入れ、学生は4つのコース（英語コミュニケーションコース、英語教育コース、国際文化コース、英語文学コース）のいずれかに所属して、それぞれのコースの専門領域に関わる科目を重点的に学ぶ。平成30（2018）年度にカリキュラムを改訂し、一部の科目を通年の履修から前期・後期の履修に変更した。いずれの年度の入学生の場合も各学年のゼミで研究指導を受けながら、各コースの領域を重点的に学ぶことになる。文化財学科では、「文化財研究法」「考古学」「文化人類学」「地理学」「歴史資料講読」をはじめ、学芸員課程の必修科目である「博物館概論」「博物館経営論」を専門必修科目として設定している。また文化財の知識を得るだけでなく、それらを実際に取り扱い、分析・研究できるように1年次から4年次まで必修の「実習科目」を設置している。1年次の「実習ⅠA」では様々な文化財を知るために近隣の巡検や博物館施設の見学を行い、「実習ⅠB」では土器の復元を通して実測・撮影など発掘報告書作成の課程を学ぶ。2年次の「実習ⅡA」では古文書の修復、「実習ⅡB」では発掘実習場で住居址の発掘を行う。3年次の「実習ⅢA」ではエックス線や電子顕微鏡等の分析機器を使用した文化財科学、「実習ⅢB」では美術工芸品の取り扱い実習と博物館施設等の巡検旅行（2泊3日）、4年次の遠隔地巡検（6泊7日）では、国内コース・国外コース・自主コースの3コースを選択して行う。また3年次には選択科目（専攻科目）として、「歴史・地理系列」「考古・美術系列」「文化財系列」の3系列のいずれかを選択して8科目16単位以上を修得して研究領域を深めるが、偏りのないよう他系列からも3科目6単位以上修得し、合計で16科目32単位以上修得することを条件としている。3年次後期から「演習科目」としてゼミを設け、卒業論文作成についての指導・研究を行う。ドキュメンテーション学科では、3年次から3つのコース（図書館学コース、書誌学コース、情報学コース）のいずれかに所属し、各コースにおける

専門領域を含む科目で学んでいく。当学科の学びは実践も重要視されるため、概論や各論といった授業においても、実習を多く含む教育課程となっている（根拠資料 1-19【ウェブ】）。

歯学部では、ディプロマ・ポリシーに掲げた能力を身に付けることができるように、以下のようにカリキュラム・ポリシーを編成している。

歯学部では、円満な人格、更に歯科医学に関する専門的知識と歯科医療の高度な実践力を併せ持ち、社会に貢献する人材を育成するという理念に基づき、教育目標を実現し、自らのキャリアを確立するため以下の教育課程を編成し、実施している。

1. 基礎的教養教育 高校と大学教育の連携に配慮した初年時教育のカリキュラムとして、広い視野と洞察力を身につけるために、充実した自然科学系科目と人文科学系科目を学ぶ。また、一般教養科目と歯科医学の基礎科目、臨床科目を連携させ、歯科医師に必要な幅広い基礎知識を整理する。
2. 禅的情操教育 自己を正しく認識し、患者さんに寄り添う心を持つ人間性を育むため、宗教学や医療倫理を中心とした科目を学ぶ。また歯科医師の基本的資質を高めるために、少人数による演習、PBLにより能動的学習能力の向上も図る。
3. キャリア教育 将来の進路について考え、歯科医療へのモチベーションを向上させるため、初年時から早期体験学習で学ぶ。また応用力・課題探求力の向上を図るため、希望者においては低学年時より各講座等における研究に参画し、主体的な研究能力を育む。
4. 専門教育 基礎科目、臨床科目ともに、座学に加え、少人数グループによる実習を行い、知識と技能を能動的に身につけるカリキュラムの編成を行っている。更に診療参加型臨床実習、隣接医学の学びにより口腔を総合的に診療できる高い臨床能力を育成している。
5. 独自教育 国際交流を通じた学習により、国外における歯科医療を学び、国際的な視野を育む。

また、本大学院では、教育課程の編成・実施方針、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を『文学部・文学研究科履修要項』及び『歯学研究科履修要項・シラバス』に明記し、本学ホームページに公開している（根拠資料 1-19【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-6【ウェブ】、4-7【ウェブ】）。例えば、文学研究科ドキュメンテーション専攻では、学部で開設している3つのコースを更に究めていくため、博士前期課程において入学と同時に、専攻の全教員からの指導を受ける基礎科目として「ドキュメンテーション基礎」が用意されている。その後も、修士論文作成に向けて、半年に1回、研究の進捗報告を実施する。社会人学生も受け入れており、就業しながらの学位取得に向けて、現場での問題・課題解決も研究として取り組む科目も履修可能としている。更に、指導教員等から指導を受けつつ、修士論文を完成させる。博士後期課程においては、研究計画に沿って研究を進めていく。その際、専攻の全教員から指導を受ける「研究指導」と、指導教員担当の科目「ドキュメンテーション特殊研究」を毎年度履修し、研究の質を高めていく。この教育課程は、文学研究科のディプロマ・ポリシーを踏まえた上で構築されているカリキュラム・ポリ

シーに基づいている。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学では、全学共通カリキュラム・ポリシーに基づいて各学部・研究科のカリキュラム・ポリシーを策定し、それに基づいて体系的に授業科目を配置している（根拠資料 1-24【ウェブ】）。学部のカリキュラム・ポリシーの改訂、本学学則及び本大学院学則変更にあたっては、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」にて協議する（根拠資料 2-1）。例えば、令和 4（2022）年度のドキュメンテーション学科におけるカリキュラム変更について、「文学部教授会」を経て「大学運営協議会」で承認されている（根拠資料 4-8）。なお、本学学則及び本大学院学則の変更手続等の内部質保証体制について、令和 6（2024）年度より学則に明記する。

本学の建学の精神への理解を深めるために、文学部・歯学部それぞれの初年次教育に「宗教学」を開講し、特に新入生本山参禅会に参加することで禅宗・曹洞宗に対する考え方や修行僧の生活を体験から学ぶことができるよう配慮している。「宗教学」の講義は、主に文学部文化財学科、附置研究機関である仏教文化研究所の教員が担当している（根拠資料 1-26、1-27）。

教育課程の編成にあたって、各学部とも学年進行に応じた基礎科目から各学部・学科の専門科目への順次性・体系性に配慮している。初年次教育科目を配置し、クラス担任制による学生指導を行っている（根拠資料 1-28-32[p. 3]）。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定について、大学設置基準に沿って本学学則及び本大学院学則に定めており、令和 2（2020）年度入学生から、文学部の卒業所要単位数を 130 単位以上から 124 単位以上に変更している（根拠資料 4-9）。歯学部の卒業要件単位数は 207 単位以上、文学研究科博士前期課程の修了所要単位数は 32 単位以上、文学研究科博士後期課程は専攻ごとに異なり日本文学専攻・英米文学専攻にあっては 20 単位以上、文化財学専

攻にあっては8単位以上、ドキュメンテーション専攻にあっては12単位以上、歯学研究科においては30単位以上修得となっている（根拠資料1-4、1-16）。

個々の授業科目の内容及び方法、授業科目の位置づけ、各学位課程にふさわしい教育内容の設定について、文学部の教育課程は4学科で構成され、高い教養とともに、文学・言語・文化・情報に関する専門教育を中心に置きながら、個人として人間形成や社会の福祉や文化の向上に貢献する人材の育成を目標としている。文学部カリキュラム・ポリシーにおいて順次性・体系性を表現し、「1. 基礎的教養教育（共通科目）」「2. 禅的情操教育（宗教学）」「3. キャリア教育（キャリア形成科目群）」「4. 専門教育（各学科専門科目）」「5. 独自教育（資格課程・他学科開講科目）」に相応しい授業科目を配置している。このうち、「1. 基礎的教養教育（共通科目）」は、主として文学部全学科の1・2年次在籍の学生を対象に開講しており、「2. 禅的情操教育（宗教学）」及び「3. キャリア教育（キャリア形成科目群）」を含んでいる。広い世界認識と深い自己認識に基づく自己開発の実現と、現代社会の多様なニーズに応えることのできる教養・知恵及びスキルの育成を目的としており、基礎科目群、外国語科目群、文化・芸術系科目群、人間・社会系科目群、生活・環境系科目群、キャリア形成科目群の6つの科目群で構成されている（根拠資料1-19【ウェブ】、4-10【ウェブ】）。文学部の共通科目群のうち、基礎科目群は、本学建学の基盤である仏教をはじめとする宗教全般にわたる理解を深める「宗教学」、「書く」「聞く」「話す」等日本語の表現能力を磨く「日本語」、生涯にわたる健康の基盤づくりをめざす「体育」の3科目から構成される。全て1年次の必修科目とし、新生がこれから大学で学ぶにあたって、基礎的な学力や体力を身につけるための重要な科目群と位置づけている。また、「3. キャリア教育（キャリア形成科目群）」は、自立した社会人として求められるコミュニケーションや自己表現等のヒューマンスキルの向上及び情報化社会で必須ツールとなった情報処理技術を学ぶ科目で構成され、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成を促している（根拠資料4-11）。並行して、高校までに得た知識を更に深めるため、1年次から専門の基礎的知識・技能を学ぶ科目を配当し、2年次以降に各論など専門科目に移行できるよう、カリキュラムを構成している。文学部各学科の専門科目については、日本文学では、古典から近代までの全般的な日本文学等に関する基礎的知識を習得し、かつ、学生一人ひとりの関心事を深く学ぶことができるようにカリキュラムを設定している。必修科目は、身につけなければならない、学習上の核となる科目である。例えば1年次の「基礎古文」「基礎古典文法」「基礎漢文」「現代文読解」などを通して、基礎的な学力を固め、学習の土台作りをする。これらの科目は高大接続への配慮でもある。2年次の「国文学講読」「国文学概論」「日本語学概論」では、国文学と日本語学に関するおおまかな見通しを学び、学習と研究の方法を身につける。また、国文学と密接な関係を持つ中国文学についても、「漢文講読」「中国古典文学」などを通して学ぶ。その上で、各人の関心を深く学習できる選択科目として、「国文学史」「日本語史」「国文学演習」「日本語学演習」及び各時代の「講義」などが2年次から4年次に配当されている。日本語学関連の科目も、充実して提供されている。これらの科目以外にも、関連科目として「中国文学史」「有職故実」、他学科の専門科目などが選択でき、広汎な興味に応えられるよう配慮されている。また、教職に直結する科目として、「教職国語科」「教職国語科演習」などを用意している。以上のような学習を積み重ねた上で、学生生活の集大成である「卒業論文」を作成する。なお、共通教育における外国語、外国文学、あるいは歴史学、地誌学、心理学等

の知識習得は、日本文学を学習する上で大きく寄与すると言することができる。総じて日本文学に関しては、高校教科書程度の古文・漢文・現代文について参考書によらずに説明できる知識と能力、日本語学に関しては、日本語を母語としない日本語学習者に日本語について基礎的説明ができる知識と能力、その両者を備え、社会の様々な局面に適応して世の中に貢献する人材を育成する。そのためにも、研究上は、文献やデータに基づき手続と論理を重視する実証主義を基本とし、学問と社会の健全な発展に寄与することを目指している。英語英米文学科では、研究指導を行う1年次の「教養演習」、2年次の「特別演習Ⅰ」、3年次の「特別演習Ⅱ」、4年次の「卒業研究」のような必修科目では、各学年での学修全体に関わる指導も行っている。コース制のどのコースに所属する場合も、英語力を延ばすことは重要であるため、1年次の「リーディング A/B」「ライティング A/B」「オーラル・コミュニケーションⅠ A/B」「オーラル・コミュニケーションⅡ A/B」、2年次の「コンプリヘンシブ・イングリッシュ A/B」、3年次の「メディア・イングリッシュ A/B」を必修科目として英語スキル向上が図れるようにしている。所属するコースの専門領域に関わる科目を選択科目として履修する。所属コースに関わらずインターンシップ（就業体験）を中心とする「特別実習」を2年次から履修できる。文化財学科の専門科目は、1・2年次必修の「基礎概説科目群」、2年次以上で学ぶ系列別の「専門選択科目群」、1～4年次の各学年で必修の「実習科目群」、4年次必修の「卒業論文」及びその指導を授業内容とする3・4年次必修の「演習科目群」の4つの科目群から構成されている。1・2年次の基礎概説科目群では、専門知識の習得だけでなく、人類文化一般についての教養を身につけることも目的としている。「文化財研究法」は文化財学科専任教員が各専門分野の研究法を通年にわたりオムニバス形式で講義する科目で、これから文化財学を研究する上で極めて重要な科目である。また「文化人類学」においては人間社会のあり方を、「考古学」においては実証的な思考法を、「地理学」においては環境問題にも焦点を当て、そして「博物館概論」においては生涯学習の重要性と社会に対する情報の発信という基本的なことがらを授業内容に含めるよう配慮し成果を上げてきた。専門選択科目（専攻科目）群は、文化財学に関わる幅広い知識の教授と実証的な態度及び学際的な視点の育成を目的として、歴史・地理、考古・美術、文化財の3系列を設定しそれぞれ特色ある科目を配置している。3年次に学生各自が1つの系列を選択するが、幅広い知識の習得という目的を達成するため、専攻する系列以外の科目の単位も履修することを卒業の要件としている。実習科目群は、「実物・実地・実体験主義」という本学科の理念をまさに具現化したもので、1年次から4年次まで特色ある必修の実習科目を配置している。また科目の特性を考慮し、2時限連続、集中開講、学外巡検等、多様な授業形態を採用している。卒業論文は3年次後期から開講する「文化財演習」におけるきめ細やかな指導のもと、大学での学修の集大成として重要な位置づけを与えている。ドキュメンテーション学科では、高い教養を得るため、文学部共通科目を履修し、知識とスキルを得る。並行して、1年次から当学科専門科目も履修し、教養と専門的知識を高め合っていく。1年前期の必修科目「基礎演習」では、いわゆる初年次教育として少人数制を担当教員が実施し、学生として大学で学んでいく基礎を養う。併せて「情報機器教育論」では、いわゆる情報リテラシーに加え、コンピュータリテラシーも養う。2年次は、3年次のコース選択に備え、満遍なく選択科目を履修するよう担任からの指導があり、3年次に3コースの中から一つを学生自身が選び、専門知識を深めていく。4年次は、4年間の集大成として、入学年度により卒業論文もしくはは

卒業課題研究にそれぞれ取り組む（根拠資料 1-19【ウェブ】、4-10【ウェブ】）。

歯学部では、「歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成 28 年度改訂版）」に基づいて歯科医師として必要な能力を育成するための教育課程を編成し、適切に実施している。基礎科目と臨床科目のバランスに配慮するとともに、統合科目を加え、深い教養と良識を備えた歯科医師を育成するために必要な教育課程を体系的に編成している（根拠資料 1-14【ウェブ】）。令和元(2019)年度よりカリキュラム変更を行い、初年次から歯学に対する興味を促すために、1 年次の後期より基礎科目を開講するとともに、2 年次後期からは「歯型彫刻演習」を開講し、デジタルテクノロジーを導入したコンピュータアシステッドの歯型デザイン教育を導入している。また、初年次教育として平成 30（2018）年度までは「医療人間科学」を開講し、医療人としての人格形成を早期に養うことを目的として態度教育やコミュニケーション能力の向上に努めてきた。令和元（2019）年度以降は「歯科医師の基本的資質 1」及び「歯科医師の基本的資質 2」を開講し、「歯科医師の基本的資質 1」では本学の建学の精神を学び、それを基に医療従事者として必要な知識・素養を身につけ、歯科医師を目指す者としての自覚を養うこと、「歯科医師の基本的資質 2」では医療人としての倫理観や素質を身につけ、社会から求められる多様なニーズに応える歯科医師像を考えることを目標としている（根拠資料 1-33、1-34）。更に平成 30(2018)年度までは 1 年次後期に「歯学概論」、2 年次前期に「歯科医学史」を開講していたが、令和元(2019)年度以降は 1 年次後期に「歯科医学史・概論」として開講し、低学年より歯学の全体像を俯瞰することにより各臨床科目の繋がりと歯学の意義や重要性を認識させている。また、3 年次までは各学年で総合歯科医学 1～3 を開講し、学年毎に学んだ知識の整理を図るとともに学力の総合評価をしている。共用試験(CBT、OSCE)は 4 年次の年度末に実施し、それに合格することが 5 年次への進級要件であり、5 年次から始まる附属病院での臨床実習への登院要件でもある。5 年次からは診療参加型臨床実習を実施し、実際に 1 人の学生に対して 10 人程度の患者を担当させ、4 年次までに学んだ知識の整理だけでなく、臨床に必要なコミュニケーション能力や問題解決能力の向上に努めている。

本大学院について、文学研究科では、いずれの専攻においても、講義及び演習科目とも受講者は数名程度である。少人数教育の利点を生かして、教員は学生の学習の進捗状況を把握し、専攻会議を通じて教員相互に各学生の学修情報、希望進路などの情報を交換し合い指導を行っている。これらの教育活動を通じて、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成を行っている。研究科におけるコースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ合わせた教育への配慮について、日本文学専攻博士前期課程では、基本的な資料解釈の方法を学ぶ必修のⅠ群、選択必修のⅡ群・Ⅲ群といった基礎科目と専門科目の明確な位置づけの下、最終の修士論文の完成に向けた段階的な体系となっている。多様な授業を開講することで、学生のあらゆる要望に応えられる構成である。文学部日本文学科開設以来、図書館と協力して関連する研究書のほか、古典籍、近代自筆資料などの収集に努めてきたが、これらを活用したリサーチワークを十分に活かせるよう努めている。教育職・専門職等における能力向上を図るため、適宜学部担当の教員との連携も図っている。日本文学専攻博士後期課程では、科目を特殊研究と演習の 2 群に分け、特殊研究では時代別日本文学と、日本語学及び中国文学の研究を行う。また、演習科目では高度な専門性を備えた演習を行いつつ、各指導教授の下、論文の作成と公表、学会発表を積み重ね、研究者として独り立ちできるまでの指導

を行う。英米文学専攻では、博士後期課程では、指導教授の演習科目又は特殊研究を1年次から3年次まで毎年履修し、専門領域への理解を深め、各自の研究計画に従って指導を受けながら学位論文作成を進めることになる。博士前期課程においても原則として指導教授の授業を1学年ごとに1科目履修することになっており、授業で専門領域への理解が深めながら、指導教授の指導のもとで研究が進められるようになっている。研究題目により必要に応じて指導教員が定められる。英語教育に関わる領域で学びながら、英語の専修免許状取得も可能である。他の専門領域に関わる研究をする場合も、授業や研究資料を通じて育成される高い英語スキルや、研究指導を通じて育成される分析力や論理的に考える力は社会でも役に立つ。文化財学専攻博士前期課程では、各専門領域の「文化財学特殊講義」(A群)と指導教授による「文化財学演習」(B群)と関連分野領域(C群)を設置し、専門分野のみでなく幅広い学識を身に付けるとともに、各自の専門分野について研究を深め、修士論文の作成と修士(文化財学)の学位の取得を目指す。博士後期課程では、指導教授による「文化財学特殊研究」を履修するとともに、在籍年限での博士論文の作成と博士(文化財学)の学位の取得を目指す。ドキュメンテーション専攻において、学部で開設している3つのコースを更に究めていくため、博士前期課程において入学と同時に、専攻の全教員からの指導を受ける基礎科目として「ドキュメンテーション基礎」が用意されている。その後も、修士論文作成に向けて、半年に1回、研究の進捗報告を実施している。社会人学生も受け入れており、就業しながらの学位取得に向けて、現場での課題発見・問題解決も研究として取り組む科目も履修可能としている。更に、指導教授等から指導を受けつつ、修士論文を完成させる。博士後期課程においては、研究計画に沿って研究を進めていく。その際、専攻の全教員から指導を受ける「研究指導」と、指導教授担当の科目「ドキュメンテーション特殊研究」を毎年度履修し、研究の質を高めていく(根拠資料1-19【ウェブ】)。

歯学研究科は、カリキュラム・ポリシーに基づき教育課程を編成しており、中でも英語、統計学、基礎科学を充実させ、将来の研究に必要な知識及び技能の習得に重きを置いている。歯科基礎系専攻8講座、歯科臨床系専攻11講座が大学院生を受け入れ、主科目として講義(当該講座の指導教員による講義や抄読会など)と実習(基礎実習や臨床実習)を行い、研究者として必要な英語論文の読解、研究計画の立案、統計解析等に関する科目を体系的に編成している(根拠資料4-4【ウェブ】)。また、各講座の教授がそれぞれの専門領域を講義し、歯学全体の研究動向や本学の研究内容を教授するとともに、講座の垣根を越えた研究ができるよう全講座の最新の研究情報を伝達し、動物実験や臨床研究に必要な不可欠な研究倫理についても、繰り返し講義している。更に、研究者に必要な各種のコースワークと学位論文の作成に必須となるリサーチワークを適切に組み合わせた教育指導を行っている。なお、歯学研究科では学生の興味に基づき専攻分野を定め、その分野ごとに最適な科目編成を行っている。そのため、必要な必修科目と選択科目が異なるものの、原則として4年間のうち、2年次終了時点において課程修了の要件である30単位以上を修得し、3・4年次は指導教授の研究指導により各自の研究に専念することができるように配慮している。これにより、専攻分野に関する深い知識を修得すると同時に、指導教授との綿密なディスカッションに基づく研究計画の立案や研究活動が可能となっている。講義に関しては、学生による授業評価アンケートを行い、その結果を科目担当教員へフィードバックすることで、更なる改善を促している。また、大学院生の研究については、指導教授及び指導教員が担当しており、課題

に沿った研究指導を行っている。副科目は大学院生に自由に選択させ、基礎と臨床の連携や講座の垣根を越えた研究交流を図っている。研究経過に関しては、多数の教員の参加による研究経過報告会における発表を義務付け、発表後の質疑では研究の方向性の確認や発展性と問題点の修正に関する適切なアドバイスを行うなど、歯学研究科全体で共有している（根拠資料 2-43-12）。

4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

本学では、1単位を修得するにあたって45時間の学修を基本とし、授業時間以外に必要な学修時間については、自主学習時間（予習及び復習）を行うことを標準としている。1年間の授業週数は、定期試験などの期間を含めて35週とし、これを前期及び後期の2期に分ける（根拠資料 1-4）。

シラバスの内容について、入力要領に則ったシラバス作成を全ての教員に依頼している（根拠資料 4-12、4-13）。それぞれの科目における到達目標、授業の目的・内容、実務経験の有無、指導方法、成績評価の方法、授業計画、準備学習、授業準備のための指示等はシラバスに明記される。あわせて履修系統図・ナンバリングも配付し、本学ホームページにも公開することで、学生が体系的な履修計画を理解することができるように配慮している（根拠資料 2-37【ウェブ】、4-10【ウェブ】、4-14【ウェブ】）。履修学生を対象とした授業評価アンケートを行い、シラバスに沿って授業が適切に実施されているか状況を把握している（根拠資料 2-41【ウェブ】）。

授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導として、学習アドバイザーとして大学院生を図書館に配置し、学習方法に悩む学生に対して、気軽に相談できる体制を整えている（根拠資料 4-15【ウェブ】）。

授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示について、受講人数の多い授業においても、学習支援システム manaba などを活用し、質問への応答、フィードバックを積極的に進めている。授業時間外でも指導内容等に関するフィードバックを実施することに繋がっている（根拠資料 2-78【ウェブ】）。

文学部では、全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）について、平成 30（2018）・令和元（2019）年度には「文学部自己点検評価委員会」を設置し、研究教育活動及び学生生活等について、各科での自己点検・評価に基づき、学部としての評価及び報告を行った。令和 2（2020）年度以降は、学部のみならず全学として組織的に教育の実施状況を把握できるよう、これらの機能を「全学自己点検評価委員会」に集約し、評価・改善を行った。現在では、例えば中期目標の「文学部：学修意欲（モチベーション）を引き出す教育改革」としてアクティブ・ラーニングの実施状況を毎年度報告しており、年次事業報告を通じて内部質保証推進組織である「大学運営協議会」及び「全学自己点検評価委員会」で共有されている（根拠資料 1-44【ウェブ】）。文学部では、授業科目の性質により、定期試験期間を除き 1 年間 30 週をもって完結する通年科目、また前期又は後期の 15 週で完結する半期科目を設定している。その他、「文化財実習」や「特別英語研修」など定められた短期間に集中して授業を行うことにより完結する集中講義も設けている。単位の実質化を図る措置として、卒業所要単位に算入される科目について、令和 2（2020）年度以降入学生より、年間の履修登録単位数の上限を、1～3 年次は 44 単位（前年度の GPA が 3.0 以上の学生については 48 単位）、4 年次は 48 単位としている（根拠資料 1-19【ウェブ】）。また、シラバスチェックについて、「文学部教務委員会」による第三者チェックを適切に行っている（根拠資料 4-16）。

学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法については、実習・実技科目のほか、アクティブ・ラーニングを取り入れている。文学部では、アクティブ・ラーニングが適切でかつ教育効果が高いと認められる科目において、グループ活動を取り入れ、主体的学びを促す授業を行っている。令和 4（2022）年度開講の実務家教員が担当している科目 153 科目中、80 科目（52.3%）でアクティブ・ラーニングを実施した。日本文学科の「国文学演習」では、発表者は調査結果を報告し、ほかの学生が発表者の現代語訳の妥当性を議論し、古典文学を読解するためには、どのような点に注目すべきか、どう調査すればよいかを考える機会を設けている（根拠資料 4-17）。「書道」においては卒業展示を行うことで、学習成果の公開について学生が主体的に関わっている（根拠資料 4-18【ウェブ】）。文化財学科においては、文化財学会うるし研究部会による卒業制作展を行っている（根拠資料 4-19【ウェブ】）。また、ドキュメンテーション学科では書誌学コースの授業内で図書館を利用したミニ展示を行い、学生が実際に調査した古典籍を学生自身が紹介する機会を設けている（根拠資料 4-20【ウェブ】）。学習の進捗と学生の理解度の確認については、英語英米文学科の専門科目は直接・間接に英語スキルを伸ばすことに関わる科目が多く、それらの科目で培った英語力を学内で実施される TOEIC®IP テストで確認するよう、積極的な受験を推奨するほか、TOEIC®公開テスト受験のための情報も提供している。文学部における指導について、

例えば日本文学科の履修登録については単位の上制限を設け、各授業を充実して学習することを促している。授業形態に配慮した履修者数について、基礎的な必修科目は少人数のクラス編成とし、演習科目も履修登録者数の上限を設定している。英語英米文学科では、年度始めのオリエンテーションにおいて履修に関わる指導を行う際、4年間の学修を効果的に進めるために学年ごとに履修するのが望ましい科目群や、関連する科目間で先に履修すべき科目等についても示している。また、担任にあたる、1年次の「教養演習」、2年次の「特別演習Ⅰ」、3年次の「特別演習Ⅱ」、4年次の「卒業研究」担当教員の履修指導を通じて、個々の学生の学修状況に応じて履修科目についても指導や助言を行うことで、個々の科目の学習効果が上がるよう、また、履修登録単位数の上限の中で計画的に学年ごとの学修が進むよう努めている。また、どれだけ英語多読をすることができるかを競うイングリッシュ・リーダーマラソン、ネイティブスピーカーの教員と英語で会話をすることができるイングリッシュ・カフェへなど、授業で伸ばした英語力を活かすことのできる英語英文学会の事業に積極的に参加するように勧めている（根拠資料 1-9【ウェブ】）。英語多読 100 万語を達成した学生には表彰を行っている（根拠資料 1-28-6[p. 8]、1-28-12[p. 8]、1-28-18[p. 6]、1-28-24[p. 6]、1-28-30[p. 7]）。文化財学科では、新年度に行う各学年別の教員オリエンテーションで、年次科目の履修の仕方や注意事項を詳細に周知し、併せて成績不振者への個人指導も行っている。実習授業に学生へのきめ細かい指導及び事故防止に配慮するために実習助手を配置している。また野外実習となる「実習ⅡB」及び「実習ⅢB」では、実習助手の他に優秀な上級生を選んでSA（スチューデント・アシスタント）として、大学院生からはTA（ティーチング・アシスタント）を選んで参加させ実習の補助を行わせている（根拠資料 4-21）。また「実習ⅠB」「実習ⅡA」「実習ⅢA」は実習内容を充実させるために2時間連続授業としている。ドキュメンテーション学科では、文学部で決まっている年間の履修単位数を基に、年度始めに各担任が全学生の成績や履修希望を踏まえて、時間割作成を支援している。GPAが1.0未満の学生に対しては、更に丁寧な面談を実施している。

歯学部では、シラバスの内容については、年度始めの講義や実習において指導教授及び担当教員が詳細に説明し、年間を通じた学習に対する道筋を示すなどの指導を徹底している。教育課程の特性上、一部の自由選択科目を除き、学年ごとに年間の履修科目をあらかじめ定めており、学生が体系的かつ段階的な学習を効果的に積み上げることができるよう配慮している（根拠資料 1-14【ウェブ】）。「歯学教育モデル・コア・カリキュラム（平成28年度改訂版）」と授業科目との関連付けをシラバスに明記しており、令和3（2021）年度よりIR推進課にてシラバスデータから逆引き表を作成し、それを用いてシラバスの記載内容を点検・確認した（根拠資料 4-22）。クラス担任制度を導入しており、1つの学年を2クラスに分けて複数の担任を配置し、複数の学年主任を置き、学生との定期的な個別面談をはじめ、学生からの学習及び学生生活上の相談に応じて適切に指導・助言できる体制を構築している（根拠資料 1-28-32[p. 3]）。担任は、1人当たり6～8人の学生を担当しており、個々の学生の性格や特性に基づいたきめの細かい支援を心がけている。更に、学習効果を高めるために大学院生をティーチング・アシスタントとして採用しており、低学年の実習を中心に学生とより近い立場からの教育支援を行っている。5期制を採用しており、各科目の定期試験（1期～4期）のほか、5期では各学年で歯科医師国家試験対策の授業を行い、試験により1年次から当該学年までの総合学力を評価して学生の理解度を確認している。令和元（2019）

年度より、1年から6年までの全ての講義をオンデマンド型の録画配信を行い、欠席した学生の学修補完を行うとともに、個々の学習状況による弱点分野の補完を行えるよう反復学習とより深い理解と疑問解決に努めている。基礎学力不足の学生に対しては学力の底上げと自律的な学習習慣を身に付けさせるために、各科目担当で適宜補習を行っている。一方、成績優秀者に関しては夏休み期間を利用し、アドバンスゼミを設定している。平成30(2018)年度から令和4(2022)年度においては、5名の学生がアドバンスゼミを受講している。また、この中には日本歯科医師会とデンツプライ社が実施している Student Clinician Research Program(SCRIP)や国内外の学会に発表した学生が数名おり、研究マインドを醸成する良好な結果を得ており、受講者の中でコース終了後も講座での研究を継続する学生が少なからず存在し、卒業後、歯学研究科に進むことが期待される(根拠資料4-23【ウェブ】)。5年次では、臨床実習中にも座学を行い、臨床体験を基にした知識の整理を行っている(根拠資料4-24)。6年次では、「総合歯科医学Ⅵ」において、演習を取り入れながら一日に特定の科目を集中的に教授し、歯科医師国家試験に備えている(根拠資料4-25)。更に、学生の主体的な学習姿勢の育成には、近年急速に発展しているVR(Virtual Reality)やMR(Mixed Reality)を応用した学習教材や学習強化型アプリなどデジタル技術を活用した教材を導入するなどを検討しており、知的好奇心と学習意欲の向上につながる有効な教育方法を模索している。

本大学院については、就業などの学生の事情に応じて柔軟な学習機会を提供すべく、各研究科において平成30(2018)年度より長期履修制度(標準修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了すること)を導入した(根拠資料1-16)。

文学研究科では、「文学研究科将来計画委員会」が全ての授業についてシラバスチェックを行い、内容の不備や不整合、成績評価の方法・基準が明示されていない場合には担当教員に改善を依頼している。また、シラバスの入力項目・内容等については、「文学研究科将来計画委員会」及び各専攻会議で随時検討を行っている(根拠資料4-26)。令和5(2023)年度より、本大学院に進学を志望する学部学生に対して本大学院の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院の活性化と学部教育と大学院教育との連携を図ることを目的とする早期履修制度を導入した(根拠資料4-27)。文学研究科日本文学専攻博士前期課程では、履修登録の上限設定は行っていないが、履修登録に際しては指導教授と相談し決定することになっており、円滑な学習の方法を具体的に指示している。英米文学専攻においても、指導教授や指導教員と各学年における履修や研究の進め方について十分相談した上で履修登録が行われている。研究指導計画(研究指導の内容及び方法、年間スケジュール)の明示とそれに基づく研究指導の実施については、文学研究科博士前期課程及び博士後期課程において、令和元(2019)年2月3日の「文学研究科委員会」にて、各専攻の研究指導スケジュールを統一し、併せて修業年限内の学位取得の促進策も盛り込みながら、研究指導計画を明文化した。以後、指導教授のもと、中間発表において付された指摘や意見を踏まえて論文の質を高め、その成果を学内学会誌に公表するなど、研究計画書の練り直しのための指導機会を定期的に設けるなどの工夫を行っている。令和3(2021)年7月に(公益財団法人)大学基準協会に提出した改善報告書の検討結果において「研究指導計画の策定について、文学研究科博士前期課程及び博士後期課程においては、研究指導計画を明文化しており一定の改善が認められるものの、これらを学生に明示することが望まれる。」と示されたことを受

けて、学生にも明示している（根拠資料 4-28、4-29）。例えば、文化財学専攻博士前期課程では、入学時に研究計画書を提出させて適宜指導教員から研究計画の進捗を確認している。また 2 年次前期に担当教員と大学院生が全員参加しての修論中間発表会を開催して、作成中の修士論文について第三者の批評を受けて、より完成度の高い修士論文の作成を目指している（根拠資料 4-30）。また修了時の年度末に、担当教員と大学院生が全員参加して修論報告会を開催し、修士論文の成果を報告している。博士後期課程でも、入学時に研究計画書を提出させるとともに、1 年毎に計画書の書き換えを行っている。また、ドキュメンテーション専攻において、博士前期課程・博士後期課程では、指導教員をはじめとする専攻の全教員が、「ドキュメンテーション基礎」や「研究論文演習」を通じて、論文指導する。文学研究科で定めた研究指導計画に基づき、適時・逐次、大学院生に対して、研究発表や論文の質を高める指導を実施している。

歯学研究科では、研究指導計画に基づいた研究指導及び学位論文の作成指導をマンツーマン体制で行っている。また、研究経過報告会を実施することにより、研究過程の初期段階から将来の研究成果を見据えた学習をするようになってきている。研究経過報告会の質疑応答では、大学院生に必要な研究分野の知識を問うだけでなく、研究の方向性や発展性、進捗状況などを確認し、同時に多面的なアドバイスを与えることによって、より高度な研究へと発展するように配慮している。特に、研究前段階において研究計画の修正や予測される結果に関して意見交換を行うことにより、研究レベルの向上が図られている。加えて、近年は研究成果を国際誌に投稿することが一般的になってきており、研究過程の初期段階における英語教育や国際感覚を取り入れた講義の成果が少しずつ認められてきている（根拠資料 4-4【ウェブ】、4-31【ウェブ】）。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業要件、修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

成績評価及び単位認定を適切に行うための措置として、成績評価及び単位認定については、アセスメント・ポリシーとして『文学部・文学研究科履修要項』及び『歯学部学習の手

引』、ホームページに明示している（根拠資料 1-14【ウェブ】、1-19【ウェブ】）。卒業・修了要件については、卒業要件単位数を学則にも明示し、学生に周知している（根拠資料 1-4、1-14【ウェブ】、1-16、1-19【ウェブ】、4-4【ウェブ】）。

他の大学等における授業科目の履修等による単位の認定については、本学学則及び本大学院学則に定め、30 単位を超えない範囲で単位を与えることができる。入学前の既修得単位等の認定については、編入学及び転学等の場合を除いて 30 単位を超えない範囲で単位を与えることができる（根拠資料 1-4、1-16）。

成績評価及び単位認定並びに関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わりについては、各学部アセスメント・ポリシーの策定及び改訂にあたり、各教授会で審議ののち「大学運営協議会」に報告している（根拠資料 4-8）。

文学部の年間授業週数は、定期試験等も含めて 35 週であり、試験期間を除き 30 週の授業を実施して単位の実質を保証し、科目の特性に即して学則に基づく単位設定をしている。講義科目は毎週 1 時限の授業を 1 年間行うことで 4 単位が与えられ、以下同様に演習科目は 2 又は 4 単位、外国語及び書道科目は 2 単位、実習・実技科目は 2 単位が与えられる。半年間の履修はそれぞれ半分の単位となる。また、文学部については横浜市内大学間単位互換制度が設けられている。横浜にキャンパスを持つ 12 大学の間で学術交流協定が締結され、それに加盟する大学間で「単位互換」を実施している。この制度を利用することにより、他大学の科目を修得し、それを本学の単位として認定することが可能となっている（根拠資料 1-5【ウェブ】）。成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置について、文学部における成績評価は、その基準及び項目と項目ごとの割合をシラバスに明記している。また、課題のフィードバックの方法についても記載している。成績評価に関して疑義がある学生は、成績発表後概ね一週間以内に教務課に問い合わせをすることができる。問い合わせに対して担当教員は回答を行う。この制度によって成績評価の厳格性に関する学生の認識が高まると共に、教員は評価基準を厳格に適用し可視化に努め客観性・公正性を高めている。成績認定の客観性・厳格性を確保するために、文学部では平成 18（2006）年度入学生より GPA 制度を導入している（根拠資料 1-19【ウェブ】）。文学部では単位の実質化を保証し充実した教育内容とするために、S 及び A の評価は、あわせて総履修者数の 40% を上限として、安易な評価に流れないように配慮している。ただし外部評価を伴う科目（教育実習・博物館実習・単位互換科目）や少人数履修者の場合には、例外措置を設けるなど科目の特性に配慮している。

歯学部では、学則に従い、授業科目の内容や実施形態、時間数により単位を設定している。単位の認定については、学年ごとに定められた修得すべき科目を履修し、かつ、その試験に合格し、学年末に進級（第 6 学年にあつては卒業）を認定された者（進級要件を満たした者）に対して、合格した科目の単位を認定している。平成 28（2016）年度入学生より GPA 制度を導入している。成績通知に当該学期・年度及び在学期間通算の GPA を記載して、学生の学業成績を総合的・客観的に評価するための指標として活用している。試験は、多肢選択あるいは記述により実施しており、前者では学生の回答したマークシートを機械により採点した上で、一覧表にして担当教員に示している。後者については、教育内容が身に付いているかを担当教員が見極めながら適切に採点しており、これらの採点結果を基に学内基準に則り合否判定を行っている。なお、授業科目については、学力試験の結果だけではなく、

出席状況や授業態度も加味する総合評価を行っており、評価方法は『歯学部学習の手引』に明記することで、学生にも事前に周知しており、記載されたそれぞれの評価方法及び評価基準に基づき、授業担当教員が適切に単位認定を行っている（根拠資料 1-14【ウェブ】）。

本大学院の学位授与についてはディプロマ・ポリシーに規定しており、課程修了にあたって学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位授与の要件を、本学ホームページ、『文学部・文学研究科履修要項』及び『歯学研究科履修要項・シラバス』に公表している。ディプロマ・ポリシーに変更がある場合は、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」にて協議される。

学位授与を適切に行うための措置として、「鶴見大学学位規程」に授与する学位、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位について、必要な事項を定め、客観的かつ厳格な単位認定を担保している（根拠資料 4-32）。学位授与に係る責任体制、手続及び学位論文審査基準の明示・公表については、「鶴見大学大学院文学研究科学位論文審査基準」「鶴見大学大学院歯学研究科学位論文審査基準」「鶴見大学大学院文学研究科博士学位論文審査内規」「鶴見大学大学院歯学研究科学位論文審査及び試験内規」を定め、これを『学生生活』、『文学部・文学研究科履修要項』及び『歯学研究科履修要項・シラバス』に掲載して学生に周知している（根拠資料 1-19【ウェブ】、4-4【ウェブ】、4-33【ウェブ】 [p. 129～133]）。

文学研究科では、全ての学生に対して、指導教員が学位論文を精査した上で、主査 1 名副査 2 名を置いて学生に対する口頭試問を行っている。学位授与は、専攻会議の議を経た上で、最終的には「文学研究科委員会」で審議・決定しており、客観性及び厳格性を確保している。単位認定に関して、全ての科目のシラバスに評価方法記載欄を設け、趣旨と基準を明記している。「文学研究科将来計画委員会」により、適切性をチェックして、評価方法に客観性、厳格性、公正性、公平性が担保されているか、記載内容を確認している。

歯学研究科では、シラバスに記載されたそれぞれの評価方法及び評価基準に基づき、総合的に成績評価及び単位認定を行う。試験に関しては、学年末又は学期末に筆記試験・レポート又は口述試験を行う。成績の評価並びに単位の認定については、合格、不合格を以て評価され、合格した科目については、所定の単位を認定する。歯学研究科博士課程を修了するためには、4 年以上在籍するとともに、語学試験に合格し、各授業科目の 30 単位以上を取得、かつ指導教授の下で博士論文（主論文及び副論文）を作成し、主論文を基に主査 1 名と副査 2 名による公開論文審査会での審査を受ける。その後、学位論文と試験結果を基に最終的に「歯学研究科委員会」で、社会並びに歯科医療に対する研究の貢献度、独創性、研究実行能力、論理性について主に審議し、可否の投票を行い、学位の資格が承認される（根拠資料 4-4【ウェブ】）。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学では、ディプロマ・ポリシーに明示した学習成果を適切に把握し評価するために、学部分野の特性に応じたアセスメント・ポリシーを定め、明示している（根拠資料 2-31【ウェブ】）。

学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わりについて、本学では平成 27（2015）年度より「学生の学修・生活に関する調査」を学部学科共通で全ての学年の学生を対象に行っており、そのうち学習成果に係る設問については、調査に対する学生の負担を軽減するため、1 年次・3 年次の 4 月に行い、最終学年については卒業時に「卒業時調査」を実施し、適切に把握している（根拠資料 2-33【ウェブ】）。学習成果に関する設問は、ディプロマ・ポリシーと関連付け、それに応じた学習成果を把握している。これらのアンケート調査は、全学内部質保証推進組織の一つである「全学教学マネジメント会議」が中心に行い、その結果を報告している。「全学自己点検評価委員会」においてもアンケート調査の結果を点検・評価し、その結果を「大学運営協議会」と共有している。この点検・評価結果に基づいて、各部署において次年度以降の改善を図るよう要請しており、改善・向上に向けた取組を行っている。

各学部・研究科の学習成果の把握及び評価するための手法の開発について、文学部については、卒業論文・卒業研究を必修として、口述試問を行うことで学位授与方針に明示した学習成果が達成できているか十分に審査しているが、独自の測定方法の開発・使用は行っていない。文学部では、学期毎に G P A を確認し、1.0 未満の学生には担任教員が指導を行っている（根拠資料 1-19【ウェブ】、1-28-32[p.3]）。成績不振者については「文学部教務委員会」にて共有している。日本文学科では、教職課程の資格科目について日々の学習成果や態度を細かく把握し、また、教育実習における具体的な手厚い指導を行っている。英語英米文学科では、1 年次の「教養演習」、2 年次の「特別演習 I」、3 年次の「特別演習 II」、4 年次の「卒業研究」担当教員が担任として学期ごとに学生の G P A や修得単位数等を確認し、学修成果を上げている学生への助言は勿論、学修が必ずしも順調でない学生の指導に努めている。令和元（2019）年度より、前期末及び後期末の成績確認で G P A 1.0 未満だった学生には、これらの指導を学修支援面談の中で行うようになった。学修支援面談を経て、次の学期に学修の状況が改善しているかも確認しており、改善していない場合には、再度学修支援面談を実施することで継続的に指導する。文化財学科では、「文学部教務委員会」の委員から学科会議で成績不振者についての報告を受け、担任又はゼミ指導教員が面談等を行って学習意欲の向上を図っている。ドキュメンテーション学科では、各学年において、担任教員が G P A 1.0 未満の学生を重点的に、時間割作成等を含めて、面談等を実施・指導している。

歯学部ではディプロマ・ポリシーに設定した歯科医師になるために必要な学習成果（卒業

に必要な単位認定、知識、技能、態度など)を、各学年で『歯学部学習の手引』に明記された評価方法により評価、判定している(根拠資料 1-14【ウェブ】、4-2【ウェブ】)。1年～4年では、全ての科目(講義、実習、演習)でシラバスに記載された年間の授業計画、成績評価方法に従い、各科目の定期試験を令和元(2019)年度より1～4期に実施し、5期では各学年で総合歯科医学1～5試験及びVI試験を実施し、1年次からの総合学力を評価し、各科目の定期試験と併せて進級判定を行っている(根拠資料 2-37【ウェブ】)。なお、全ての定期試験、総合歯科医学試験はコンピュータベースのMCQ形式で実施することにより、学力の客観的評価を行っている。また、臨床実習前には医療系大学間共用試験実施評価機構(CATO)が行う共用試験(CBT、OSCE)を受験することにより、Student Dentistに相応しい技能、態度、知識を有しているかを総合的に評価し、登院の判定を行っている。また、5年次では臨床実習で培った技能を判定する「臨床実習1」試験及び知識を判定する「総合歯科医学5」試験(1次、2次、3次)を実施するとともに、修了後には実技試験(Post-CC PX)を課し臨床実習の単位を最終認定している。更に6年次では「臨床実習2」試験及び「総合歯科医学VI」試験(1次、2次、3次)を実施し、歯学教育課程を修了するに相応しい資格を総合的に最終判定し、卒業認定を行っている。これらの取り組みの結果、新卒の歯科医師国家試験の合格率の直近3年間の合格率は、第114回の51.8%(全国平均80.2%)から第115回は64.5%(全国平均77.1%)、第116回は81.8%(全国平均77.3%)と上昇し、最新の合格率は全国の平均を上回っており徐々に取り組みの成果が表れている。

文学研究科では、学年末に実施する試験(筆記試験・レポート又は口述試験)により、成績評価を実施し、単位の認定を行っている。各科目の成績は、優(100点～80点)、良(79点～70点)、可(69点～60点)、不可(59点～0点)を以て評価され、不可は不合格とし、合格した科目については、所定の単位を認定している。また、学位論文については、「学位論文審査基準」を定め、厳格な成績評価を行っている(根拠資料 1-19【ウェブ】)。学位論文審査については、主査より「文学研究科委員会」において論文の内容及び意義、審査の詳細・評価が報告される。その上で、審査の妥当性を審議し、博士の学位授与については「文学研究科委員会」の構成員による投票を行って、厳正な判定の上、学位を授与している。学位授与方針に明示した学習成果「学問の意義と研究者の倫理的・社会的責任を理解する」「専門分野に関する研究上の自己確立を目指す」「高度の専門性を有する職業等に必要な能力を備える」「専門的知識と研究能力を活かし、学術的・社会的貢献にむけて努力する」は学位論文審査において十分に審査しているが、独自の測定方法の開発・使用は行っていない。日本文学専攻の博士前期課程では、教職課程を希望するものに対して、適宜教職担当の学部教員が指導している。博士後期課程では、研究者としての自立を促すため、学外の専門学術雑誌への投稿、また学会発表を積み重ね、学会における認知と評価を得るよう、積極的に指導している。英米文学専攻の博士前期課程・博士後期課程においては、指導教授(と指導教員)が履修科目や、学位論文作成のため個別に指導しており、その際、それまでの研究の進捗状況や学修状況を確認の上、指導している。文化財学専攻の博士前期課程・博士後期課程ともに、指導教員が積極的に専門学会での出席・発表及び学術雑誌への投稿などを促して実績を積み、研究者の一員たる自覚をもたせるよう指導を行っている。ドキュメンテーション専攻の博士前期課程・博士後期課程では、指導教員を中心に専門科目を通して、研究力を養い、修士論文・博士論文に向けた指導を実施している。

歯学研究科の修了要件は、本大学院学則第 14 条に、学位授与の要件は、「鶴見大学学位規程」に定めており、『学生生活』において詳しく説明し、あらかじめ学生に明示している（根拠資料 4-33【ウェブ】[p. 115-128]）。なお、歯学研究科博士課程を修了するためには、4 年以上在籍するとともに、語学試験に合格し、各授業科目の 30 単位以上を取得、かつ指導教授の下で博士論文（主論文及び副論文）を作成し、主論文を基に主査 1 名と副査 2 名による公開論文審査会での審査を受ける。その後、学位論文と試験結果を基に最終的に「歯学研究科委員会」で、社会並びに歯科医療に対する研究の貢献度、独創性、研究実行能力、論理性について主に審議し、可否の投票を行い、学位の資格が承認される。また、主論文に関する中間発表の機会として研究成果報告会が実施されており、この報告も義務づけられている。主論文となる学位請求論文は、全て査読制度のある専門の国際誌あるいは日本学術会議に登録されている学術雑誌に掲載又は受理され掲載証明書が発行されていなければならない。査読制度のもとで、掲載又は掲載可となっている論文について、公開論文審査会において口頭発表を行い、主査 1 名、副査 2 名による質疑・討論の後、引き続き出席者からの質疑・討論を行う。学位請求論文は研究科委員会の審議に付して質疑を行った後、同委員会委員である教授の無記名投票を行い、2/3 以上の可をもって学位授与の可否を決定している（根拠資料 2-43-12）。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、「授業評価アンケート」「学生の学修・生活に関する調査」「卒業時調査」「卒業生調査」等の調査を基に、点検・評価を行っている。全学的には「全学自己点検評価委員会」及び教学の個別事案について検討する「全学教学マネジメント会議」を置いて、「授業評価アンケート」「学生の学修・生活に関する調査」「卒業時調査」を基に学修成果の獲得状況を把握し、教育課程及びその内容、方法の適切性について改善を図る体制を構築している。本学では、本学学則に基づき、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施主体として「文学部 F D 委員会」及び「歯学部 F D 委員会」を設置している（根拠資料 4-34、4-35）。本大学院では、大学院学則に基づき、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施主体として、「文学研究科 F D 委員会」及び「歯学研究科 F D 委員会」を設置している（根拠資料 4-36、4-37）。なお、授業評価アンケートについては、令和 2（2020）年度の「全学教学マネジメント会議」において本学・本学短期大学部共通の設問を策定し、各学部の F D 委員会において独自の設問を追加した上で各学部で実施している。

「文学部 F D 委員会」では、令和元（2019）年度までは授業評価アンケート、令和 2（2020）年度より授業改善アンケートを実施し、その結果に基づき優れた授業を行っている教員（ベストレクチャー）の表彰を行っている（根拠資料 2-41【ウェブ】）。また、教員相互の研鑽のために授業公開を実施し、文学部の教員であれば、他の文学部の授業を見ることが出来る。

更に、「文学研究科FD委員会」と共同で年に2回の「実践・情報報告会」を企画し、学内外の優れた教員による講演会を開催している（根拠資料 4-38、4-39）。授業改善アンケートにおける学生からの自由記述欄のコメントは有益なものが多く、その指摘は教育内容や方法の改善に反映させている。その他、教員対象の授業公開では、授業参観報告書に意見を書き入れ、授業実施者に改善点をフィードバックして改善に活かしている（根拠資料 4-40、4-41）。また、ベストレクチャー賞受賞教員に「実践・情報報告会」で講演してもらうことで、各教員が教育の問題点とその改善策を共有するとともに、各教員の教育活動の意識と協力体制を高めている。

歯学部においては、各科目の定期試験及び学年末の総合歯科医学試験、外部の模試等により個々の学生の学習成果を把握している。学生の中には、基礎学力が不足しているため、授業内容に対応できない者がおり、一方では優秀な学生もいるため、それぞれの状況に見合った教育方法の工夫が求められている。令和元(2019)年度より、全学年の講義の録画及び配信を行い、欠席した学生の学修補完を行うとともに、個々の弱点分野の補完を行えるよう反復学習とより深い理解と疑問解決に努めている。基礎学力を底上げするため、学生自身の学習意欲を引きだし、学習習慣を定着させるなどの根本的な指導に力を入れる必要があり、各科目担当で適宜補習を行っている。また、臨床実習中の学生については、診療に追われるために座学の講義科目への出席率が低下しており、それが成績の低下につながっている。このような事態を改善するためにも担任が更にきめ細かい指導を行い、学生の学習意欲を高める必要がある。成績不振者に対して丁寧な支援をするために、担任による学習指導とともに、学年主任と担任が学生情報を共有する取り組みがすでに存在する。今後、更に充実・強化し、学生個人の状況に応じた有効な教育方法を検討していく。また、特に基礎学力が不足している学生については、なるべく早く対応するため、低学年の時期から、科目担当者と担任の連携体制を強化し、学生自身の学習意欲を引き出しながら学習習慣を定着させるための施策を検討・実施していく。令和2(2020)年度より、新時代を見据えた歯学教育の大幅な改革と個々の学生に応じたきめ細やかな教育の実践を図り、これまでの講座主導による教育を再評価、統括し、体系的な教育システムの提案や改善、運営を行うため、「歯科医学教育講座」を設置している（根拠資料 4-42【ウェブ】）。

歯学研究科については、大学院生の国際感覚を涵養し、積極的な交流意欲を高めるために、海外の優れた研究者を招聘した特別講義の実施や、大学院生相互の海外交流の機会を増やすなど、多くの刺激を感じることができる環境を提供することで、モチベーションの向上を図り、将来的な研究の発展に繋げていく。

4.1.8. 教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか、またその成果。

評価の視点：各学部・研究科等の教育活動に係る COVID-19 への対応・対策は、教育の質の維持・向上の観点から適切かつ有効であるか。

本学では、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動において、COVID-19 への対応・対策の措置として、遠隔授業を行うにあたり、学生自身がオンライン講義を受ける環境を整えることを目的として、学修環境整備支援金を在学生 1 人あたり 10 万円給付した

(根拠資料 2-73【ウェブ】、2-74【ウェブ】)。

シラバスは Web シラバスシステム (CampusSquare) で提供しており、履修登録、成績情報の閲覧、事務局からの連絡等は「鶴見大学ポータルシステム (CampusSquare)」を利用している (根拠資料 2-76【ウェブ】)。また、個々の授業内容の変更、教員から学生への連絡、小テスト並びに課題の提出等については学習支援システム manaba を利用することで、COVID-19 まん延時の遠隔授業における教育活動を継続した (根拠資料 2-78【ウェブ】)。遠隔授業の実施方法等については、学生保護者向け・教員向けの特設サイトを公開した (根拠資料 2-70【ウェブ】)。

令和 2 (2020) 年 11 月には全学部・学科・研究科を対象に「遠隔授業に関するアンケート」(学生、教職員対象)を実施した。前期及び後期の授業の形態や自由記述などによる意見聴取を行い、遠隔授業の状況把握及び改善を促した (根拠資料 2-35)。

学内での感染対策として、3 密を避けるよう指導し、手指消毒用アルコールやアクリルパーテーション、サーモセンサー等を各所に設置した。

文学部では、緊急事態宣言を受けて遠隔授業の準備を行い、学習支援システム manaba を通じて学生にメッセージを発信した (根拠資料 4-43)。令和 2 (2020) 年度前期には、「文学部 F D 委員会」より、学生を対象とした遠隔授業アンケートを学習支援システム manaba で実施し、学生の負担となっていた課題の分量や提出期間に配慮するよう授業担当者に要請した (根拠資料 4-44)。

歯学部では Zoom を利用した遠隔授業を開始したが、全学生が自宅においてトラブルなく円滑に受講できるよう、歯学部教職員で「遠隔授業運営委員会」を組織するとともに、iPad を利用した Zoom 遠隔講義の受講方法を記載した学生のためのマニュアルを作成した (根拠資料 4-45)。また、毎日の検温を Web 上で提出させ自身の健康管理に努めることや、新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者として特定された学生が講義を受講できない場合も想定し、全ての講義は録画して学外においても受講できるよう学習環境に配慮した。登校時はラッシュ時を避けるために授業開始時刻を 30 分繰り下げて設定し、講義や実習を行った (根拠資料 4-46)。

本大学院については、例えば「文学研究科将来計画委員会」において授業実施の方法についての方針と学生周知の方法等に関する協議を定期的に行い、教育の質の維持、向上を図った (根拠資料 4-47)。

4.2. 長所・特色

クラス担任制、オフィスアワー制度を設け、学修面のみならず、生活面で学生へのきめ細かいサポートを実施している。また優秀な大学院生をティーチング・アシスタント、学習アドバイザーとして採用し、研究力・指導力・リーダーシップの育成を行っている。

文学部では、仏教、特に禅の精神に基づく円満な人格と専門的な知識・技能に基づき自己開発の実現、また現代社会の多様なニーズに応えることのできる教養・知恵及びスキルの育成を目的として、全学生対象の「共通科目」、各学科の「専門科目」をバランスよく構成している。専門に関わる基礎科目では、少人数のクラスを編成し学生の特性をふまえたきめ細かな指導を行うと共に、授業改善アンケートを活用し、学生の意見や指摘をふまえた教育内

容や指導方法の改善を図っている。

歯学部では、学生が体系的かつ段階的な学習を効果的に積み上げることができるよう履修系統図を配付している。また、1年次から6年次までの全ての講義をオンデマンド型の録画配信を行い、個々の学習状況による弱点分野の補完を行えるよう反復学習を促し、より深い理解と疑問解決に努めている。更に、学生の主体的な学習姿勢の育成には、近年急速に発展しているVRやMRを応用した学習教材や学習強化型アプリ等のデジタル技術を活用した教材を導入することなどを検討しており、知的好奇心と学習意欲の向上につながる有効な教育方法を模索している。

文学研究科では、いずれの専攻においても、講義及び演習科目とも受講者は数名程度であり、少人数教育の利点を活かして、教員は学生の学習の進捗状況を把握し、専攻会議を通じて教員相互に各学生の学修情報、希望進路などの情報を交換し合い指導を行っている。また、平成30(2018)年度より柔軟な学習の機会を確保するための長期履修制度、令和5(2023)年度より、文学研究科に進学を志望する学部学生に対して大学院の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院の活性化と学部教育と大学院教育との連携を図ることを目的とする早期履修制度を導入した。

これらの教育活動を通じて、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力の育成を行っている。

4.3. 問題点

文学部では卒業論文・卒業研究を必修として、口述試問を行うことで学位授与方針に明示した学習成果が達成できているか十分に審査しているが、独自の測定方法の開発・使用は行っていない。また、学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学的組織での検証は行っておらず、この点が今後の課題として残る。

歯学部の学生の中には入学時の基礎学力が不足しているため、低学年時より授業内容に対応できない者がいる一方、優秀な学生もいるため、それぞれの学力に見合った教育方法の工夫が求められている。このような基礎学力が不足している者については、丁寧な支援を行うために、クラス担任による学習指導を強化し、きめ細かな対応と学習意欲を高めていく必要がある。

4.4. 全体のまとめ

本学及び本大学院では、全学共通のディプロマ・ポリシーの下に、各学部のディプロマ・ポリシーを定め、それぞれのディプロマ・ポリシーの下にカリキュラム・ポリシーを定め、それらの方針に基づいて教育課程を編成・実施している。

文学部については、学修成果を総合的に示すGPA制度を導入し、成績通知書への表示や、各種奨学生、代表学生選考基準、成績優秀者の顕彰、履修登録の際の上限単位数の設定、大学院の早期履修申請の基準等に活用している。

歯学部では、学年主任・担任制度を導入しており、各学年に複数の学年主任、更に多数の担任を配置して、学生との定期的な個別面談をはじめ、学生からの学習及び学生生活上の相

談に応じて適切に指導・助言できる体制を構築している。担任は、1人当たり6～8人の学生を担当しており、個々の学生の性格や特性に基づいたきめの細かい支援を心がけている。基礎学力不足の学生に対しては学力の底上げと自律的な学習習慣を身に付けさせるために、講義の録画及び配信を行い、欠席した学生の学修補完を行うとともに、個々の弱点分野の補完を行えるよう反復学習とより深い理解と疑問解決に努めている。歯学部内組織として「歯科医学教育講座」を設置し、担当の講師も配置している。これらの取り組みの結果、新卒の歯科医師国家試験の合格率は直近3年間では、第114回の51.8%（全国平均80.2%）から第115回は64.5%（全国平均77.1%）、第116回は81.8%（全国平均77.3%）と上昇し、最新の合格率は全国の平均を上回っており徐々に取り組みの成果が表れている。

文学研究科博士前期課程及び博士後期課程については、それぞれの分野において活発な研究活動を行い、学位の水準に見合う社会的評価を得ていることから、おおむね基準を充足している。平成30（2018）年度より柔軟な学修機会を確保するための長期履修制度、令和5（2023）年度より、文学研究科に進学を志望する学部学生に対して早期履修制度を導入している。

以上のことから、基準4についてはおおむね適切に組みを行っているといえる。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点 1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点 2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、全学共通のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、各学部・研究科のアドミッション・ポリシーにおいて求める学生像を明記して本学ホームページに公表している（根拠資料 1-24【ウェブ】）。このほか、『大学案内』、『募集要項』には入学前の学習歴、学力水準、能力等を掲載し、受験生に周知している（根拠資料 1-7【ウェブ】、5-1、5-2【ウェブ】）。また、入学予定者に対し、入学後の学習に備えた基礎学力と学習意欲の維持・向上を目的に、入学前教育を実施している（根拠資料 5-3、5-4）。

文学部では学科単位の3つのポリシーは策定していないが、各学科の基本方針を『大学案内』に記載し、日本文学科では「古典や漢文を始め、さまざまな資料を読むための基礎を一から学び、貴重な文献に触れながら、日本語の表現である日本文学を通して、人間の本質を探ります。」と記されている（根拠資料 1-7【ウェブ】）。これに基づき、古文、漢文、現代文の基礎的知識を有し、文献資料を正確に読解し分析できる実証主義的学問を目指す学生を求めている。入試については、総合型選抜では課題のレポート制作に際して、草稿を教員との間で繰り返し往復させることで、受験生は日本文学科の学問の具体を知ることができる。学校推薦型選抜では、面接において古文の知識を問い、アドバイスも行っている。一般選抜では、国語、特に古文の知識を重視し、また、論理的な読解力を判定している。また、文化財学科では、「仏像、古文書、土器、美術品など、さまざまな文化財を次世代に継承するために、歴史学・考古学・美術史学・文化財科学などの学識や技能の総合的な修得を目指し、実物・実地・実体験主義で学びます。」といった基本方針が記されている（根拠資料 1-7【ウェブ】）。この基本方針に基づき、文化財に関わる総合的な知識を有して、能動的に様々な専門分野を学んで実践的な学びを目指している学生を求めている。総合型選抜では、専任教員との面談を繰り返し行うことで課題の完成度を高めるとともに、受験生に文化財研究の取り組み方を指導している。学校推薦型選抜では面接時に文化財学科独自に受験生の知識を問う試験を行い、入学後の指導の参考にしている。一般選抜では、受験科目を国語・地理歴史・英語の3科目受験を行い総合的な基礎学力を問うとともに、地理歴史においては世界史B又は日本史Bの履修を条件としている（根拠資料 5-1-1）。

歯学部では、アドミッション・ポリシーに基づき、教育理念を理解し、社会に貢献できる歯科医師を目指す人物、また、様々な学習歴や社会経験を積んだ学習意欲の高い人物にも広く受け入れの門戸を開いている（根拠資料 5-1-3、5-1-4、5-1-5）。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

<p>評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定</p> <p>評価の視点 2：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供</p> <p>評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備</p> <p>評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 <p>評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

本学では、公表しているアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している（根拠資料 1-24【ウェブ】、5-2【ウェブ】）。高校訪問時の説明会、オープンキャンパス、学内外での入試相談会においてその詳細を説明している（根拠資料 5-5）。

学生募集活動は3月の春のオープンキャンパスに始まり、5月から9月まで毎月開催されている（根拠資料 5-6【ウェブ】）。新型コロナウイルス感染症の拡大によりオープンキャンパスの多くが中止となった際には代替手段として、ライブ型オープンキャンパスを開催した。令和3（2021）年度には、感染症対策を講じた上で入場者数の上限を設け、事前登録制による来場型オープンキャンパスを再開した。また、受験生・保護者向けに新たに「受験生応援サイト」を開設し、入試制度及び学生募集等について、分かりやすく伝えられるように整備し、インターネット出願にも対応している（根拠資料 5-7【ウェブ】）。本学ホームページ及び受験生応援サイトにはチャットボットの機能を備え、サポートが受けられる仕組みになっている。常時閲覧可能な Web オープンキャンパスでは大学概要紹介動画の配信を行うほか、Zoom を利用した個別相談等、オンラインを活用した学生募集を実施している（根拠資料 5-8【ウェブ】）。加えて、受験生の理解が深まるように、YouTube チャンネルを活用した授業動画及び入試説明動画等を配信している（根拠資料 5-9【ウェブ】）。また、LINE、X（旧 Twitter）、Instagram 等の SNS を利用して、オープンキャンパス情報、出願受付開始情報等の最新情報を配信している（根拠資料 5-2【ウェブ】）。

入学金・授業料等に対する経済的支援や奨学金制度等に関しては、本学ホームページ並びに『募集要項』に記載するほか、インターネット出願を併用することで、受験生の身体的・経済的負担についても配慮している（根拠資料 5-10【ウェブ】）。

一日体験入学やオープンキャンパスにおいては、受験生や保護者、更に歯学部教員が指定校を中心とした高校訪問を行う際には進路指導教諭に対して、上記内容を丁寧に説明している（根拠資料 5-11）。歯学研究科においては、毎年秋に実施する卒後研修歯科医師学内就職説明会においても研修医に対して上記内容を丁寧に説明している（根拠資料 5-12）。

「文学部入試対策委員会」及び「歯学部入試対策委員会」並びに「全学入試対策委員会」を中心とした、入学者選抜及び学生募集のための体制を適切に整備している（根拠資料 5-

13)。学生募集・入学者選抜に関わる施策を企画・立案し、これらに関わる業務の適正かつ効果的な実施を図ることを目的に入試センターを設置している（根拠資料 5-14）。

鶴見大学入試体制図

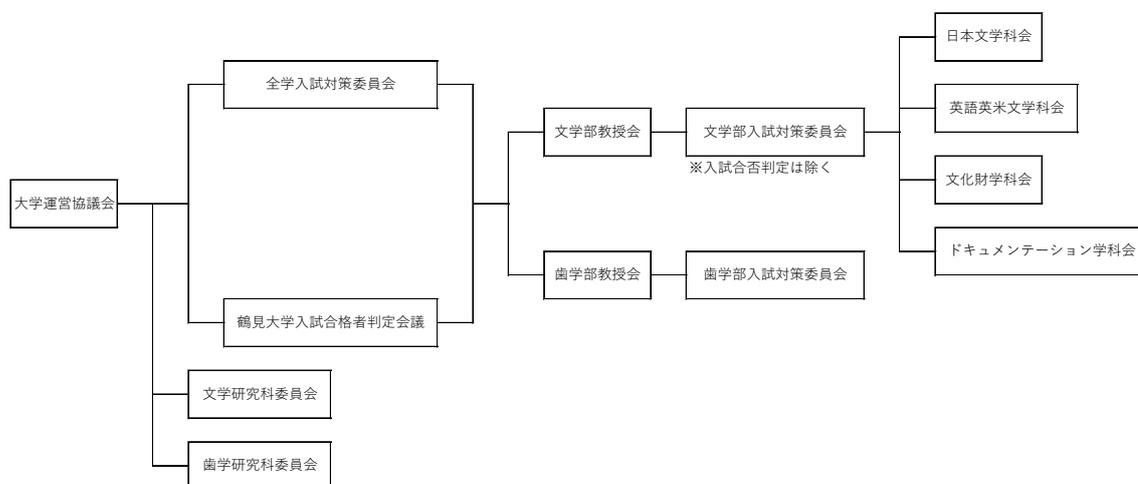


図 5-1-2 鶴見大学入試体制図

文学部の入学者選抜では、各学科における学科会議、「文学部教授会」を経て「鶴見大学入試合格者判定会議」にて最終決定している（根拠資料 5-15）。学生募集においては各学科における学科会議、「文学部入試対策委員会」及び「全学入試対策委員会」での審議を経て決定している（根拠資料 5-16、5-17）。歯学部の入学者選抜では、「歯学部入試対策委員会」及び「歯学部教授会」を経て「鶴見大学入試合格者判定会議」にて最終決定している（根拠資料 5-15、5-18）。学生募集においては「歯学部入試対策委員会」及び「全学入試対策委員会」での審議を経て決定している（根拠資料 5-16、5-18）。試験科目、配点、合格基準などに関しては、各学部の入試対策委員会で定期的に確認・見直しを行っている。

入学者選抜では、本学における入試に必要な学力の 3 要素を『募集要項』に明記している（根拠資料 5-1）。なお、選抜内容それぞれに明確な基準を設け、公正な結果となるよう複数の教員による採点を行っている。各ブースの面接時間に差が出ないように、各試験前の打ち合わせにおいて各学部長より面接担当者に依頼・確認し、公平な実施を徹底している。なお、歯学部の大学入学共通テスト利用型選抜の受験生及び外国人留学生特別選抜において来日できない受験生に対して、面接試験をオンラインで実施しており、本学で受験する者と同様の試験内容で実施して公正を確保している。オンラインによる面接試験では事前に受験者との通信状況を入試センター事務部で確認し、公平な受験機会を確保している。なお、令和 5（2023）年度の歯学部入試では、総合型選抜 1 期に対して 2 段階審査にて合否を評価する選抜制度を導入した（根拠資料 5-1-3）。

受験に際し、新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者として特定された等やむを得ない事情が発生した場合には、状況に応じて受験日の振替や追試等の措置を講じるとともに、身体機能の障がいや基礎疾患を有する者並びに入学後の学生生活において特別の配慮を必要とする受験生には、事前相談の機会を設け、合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜を実施している（根拠資料 5-19【ウェブ】）。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

文学部の入学定員は300人（日本文学科90人、英語英米文学科90人、文化財学科60人、ドキュメンテーション学科60人）である。歯学部の入学定員は、厚生省（現 厚生労働省）「将来の歯科医師需要に関する検討委員会」の最終意見に基づいて、平成元（1989）年度より入学定員160人を2割減じた128人を募集定員としてきた。また、文部科学省の設置した「歯学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議」の本学へのヒアリングにおいて、募集定員128人に対するさらなる1割の削減要求があり、平成24（2012）年度より入学定員を160人から120人に減じ、更に募集定員を115人としている。文学研究科の入学定員は、博士前期課程では、日本文学専攻・英米文学専攻は各5人、文化財学専攻・ドキュメンテーション専攻では各3人の合計16人、博士後期課程では各専攻で各2人の合計8人である。歯学研究科の入学定員は18人である。

入学定員に対する入学者数比率について、令和元（2019）～令和5（2023）年度の平均は文学部1.13、歯学部0.53、文学研究科博士前期課程0.33、文学研究科博士後期課程0.15、歯学研究科0.61となっている（大学基礎データ表3）。

文学部では、入学定員の適正な管理について、平成29（2017）年度大学認証評価及び平成30（2018）年度の文学研究科ドキュメンテーション専攻設置にあたり、文学部日本文学科の定員超過の是正を求める意見が付された（根拠資料1-39、1-49【ウェブ】）。平成30（2018）年度については、日本文学科の入学定員超過率は1.32であったが、令和元（2019）年度については、一般選抜の合格者数を抑制することによって、1.11に減少した。令和2（2020）年度以降の入試では、入試のあり方を十分に検討し、文学部各学科及び教授会における合格判定により入学定員に対する入学者数比率を適正に管理している。令和5（2023）年度入試における入学者数比率は、日本文学科単体では1.11となっている。

編入学定員は特に設けていないが、文学部では3年次編入（若干名）、歯学部では2年次編入（若干名）を募集している（根拠資料5-1-2、5-1-5）。当該学年の収容定員の枠内で適切に受け入れを行っている。

収容定員に対する在籍学生数比率については、令和5（2023）年度5月1日現在、文学部1.08、歯学部0.67、文学研究科博士前期課程0.34、文学研究科博士後期課程0.38、歯学研究科0.58となっている（大学基礎データ表2）。

歯学部では、平成29（2017）年度大学認証評価において「歯学部歯学科において、募集人員を基礎とした場合の収容定員に対する在籍学生数比率が1.06と高いため、改善が望まれる。」との指摘事項が付されたが、近年は志願者数の減少及び在籍者数が減少している（大学基礎データ表2、表3）。入学後の円滑な学生生活をサポートするために3回に渡り入学前オリエンテーションを実施し、入学後の学習に繋げる工夫をしている（根拠資料5-20【ウ

ェブ】)。更に在籍学生の留年、休学及び退学防止策として担任制を設け、定期的に学年会議を開いて適宜指導を行っている。収容定員に対する在籍学生数の未充足に関する対策として、入学者選抜制度（出願基準等）の見直しやSNSによる学科紹介、Web 広告を活用した積極的な広報活動、教員・職員による高校訪問、出張講義、予備校訪問、進学相談会への参加等を行っている。また、歯学部では編入学の募集に力を入れるべく編入学試験に特化した説明会を実施し、全国の歯科医院にも案内を送付している。令和5（2023）年度は、学生の受け入れに関する広報活動のさらなる強化を図った。教員による高校、予備校、進学塾への挨拶に関わる動員数及び訪問数を拡充した結果、これらの訪問先からの受験生は約5割に達し、一定の成果が得られていると考える。編入生確保の拡充を試みた結果、近年の編入生の留年率、退学率は0%であり有意な成果を上げていると言える（根拠資料5-21）。令和5（2023）年度では更に17名の編入生を確保した。現役生が編入生と切磋琢磨することで成績向上につながることを期待できる。歯学部在籍学生による学生募集サポートチームを立ち上げたことで、オープンキャンパス、歯学部一日体験等に参加した受験生からは好印象を得ており、入試志願者数増加に繋がっている。合格者に対する入学前オリエンテーションの実施により、新入生の入学辞退者を令和2（2020）年度の27%から令和5（2023）年度は11%まで減少させることに成功しており、学生確保に対する成果が得られている。附属高等学校との高大連携プロジェクト及び歯学部同窓会との連携を強化させたことにより、今後、附属高等学校及び同窓会関係からの入学者も増加することが期待できる。日本留学試験を実施していない国における外国人留学生特別選抜試験制度を設けて、自国で受験可能なシステムを導入した。今後も当該入試システムの広報を図ることにより受験生の増加が期待できる。

大学院については、就業などの学生の事情に応じて柔軟な学習機会を提供すべく、平成30（2018）年度より大学院各研究科を対象に長期履修制度を導入した。

文学研究科の収容定員に対する在籍学生数の未充足状況の改善に関しては、入学希望者の確保のために学部学生と、外部の入学希望者を対象に大学院説明会を行っている。また、令和5（2023）年度より、本大学院に進学を志望する学部学生に対して本大学院の授業科目を履修する機会を提供するとともに、大学院の活性化と学部教育と大学院教育との連携を図ることを目的とする早期履修制度を導入した（根拠資料4-27）。しかしながら、充足率は相変わらず低いため、定員の充足が課題として残る。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っており、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っている。

前年度の入学試験終了時及び次年度の入学試験計画時に各学部の入試対策委員会において、志願者数や競争倍率を参考に合格基準等を検討している。また、オープンキャンパス来場者数、受験者数、入学手続者における出身校等の具体的なデータの経時的な推移について

検証している（根拠資料 5-22）。そのデータに基づいて、広報・募集活動、高校・予備校訪問を行い、高校教員から収集した最新情報を次年度のオープンキャンパス開催方法や、指定校推薦枠の変更等を含めた入試選抜方法に反映させる等、改善・向上に向けた取り組みを行っている（大学基礎データ表 2、表 3）。

「文学研究科将来計画委員会」において、学生の受け入れの適切性を、アドミッション・ポリシーに照らして点検している。「文学部入試対策委員会」で、大学院収容定員と試験科目、基準の検討を定期的に行っている。また同委員会で大学院入試説明会について、大学院の魅力が伝えられるよう、プログラム、参加する各専攻の大学院生などについて審議の機会を設けている。

歯学研究科では点検・評価結果に基づき、「歯学部入試対策委員会」において次年度の学生募集に反映させる等、改善・向上に向けた取り組みを行い、令和元（2019）年より社会人大学院生の募集にも取り組んでいる。

進捗状況については、「全学自己点検評価委員会」で点検・評価を行い、最終的に内部質保証推進組織である「大学運営協議会」に報告される仕組みとなっている。

5.1.5. 入試において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：入試において大学が講じた COVID-19 への対応・対策は、入試の公平性・公正性の観点から適切であるか。

本学では、入試の公平性・公正性の観点から、受験生が新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者として特定された際には、追試として別日に受験可能であることを公表し、状況に応じて受験日の振替や追試等の対応を行っている（根拠資料 5-23【ウェブ】、5-24）。医療機関等による罹患証明書の提出を要件として、証明書は事後の提出も可とした。

文学部総合型選抜の面談において Web 面談を希望する受験生には Zoom を用いた Web 面談を選択可能とした。

併せて、入試の実施にあたっては、(1)入試前日の職員による設営方法、(2)入試当日の運営方法（密集・密接の回避、建物内の換気、飛沫感染防止対策、消毒、体調管理）、(3)入試を担当した教職員については終了後に体調管理を促す等、感染防止対策のマニュアルを作成し、対策を行った（根拠資料 5-25、5-26）。

具体的には以下のとおりである。

- ・受付時において、保健センター職員の立合いの下でのサーモグラフィーによる検温チェック
- ・試験会場出入口に手指消毒液の設置及び受験生の手指消毒の徹底
- ・試験会場の受験者数を教室収容定員の 50%として、座席間の距離の確保
- ・会場内での職員のマスク及びフェイスシールドの着用
- ・面接試験会場机上に飛沫防止アクリル板の設置、面接教員と受験生の距離の確保及び面接を終了するたびに机と椅子の消毒の実施

5.2. 長所・特色

本学では特性の異なる 2 学部 5 学科を所有しており、各学部・学科の理念や教育ポリシーに見合った学生募集・入試制度の実現を図っている。

具体的には文学部・歯学部ともに入試対策委員会を設置し、入試制度の策定及び学生募集に関する検討を行っている。特に入試制度については、志願状況の傾向や受験生の動向などに基づく入試区分・合格基準・入試日程等、学生募集については学内外イベントや広報活動の実施内容について審議している。入試対策委員会での決定事項は各教授会で確認された後、学長を議長とする「全学入試対策委員会」に報告され、更に審議を重ねる。最終的には「大学運営協議会」において報告している。

また学生募集に関する事項として、文学部では教員による出張講義の充実を図り、高校生に探求心や学ぶ楽しさを直接伝えることで、学問領域への興味開拓や進路選択の一助となっている。歯学部では教員による高校訪問を強化している。進路指導教諭に対しての本学の教育方針やサポート体制、入学者の受け入れ方針や入試制度に関する説明を通し、高大連携に繋げている。

更に各学部の入試においては、受験生が個々の特性や能力を最大限発揮できるよう選抜方法を複数設定している。入試に関するデータは入試センター事務部と連携して分析し、次年度以降の選抜方法等の検討に活用している。更に入試の公平性・公正性の観点から、COVID-19 をはじめとした感染症への対応として、受験日の振替や追加入試等を設定した。

昨今の少子化に伴い、本学歯学部入学試験における受験者数も減少している現状に鑑み、学生の受け入れに対する広報活動のさらなる強化を図り、令和 5 (2023) 年度では更に 17 名の編入生を確保するなど、有意な成果を上げている。

5.3. 問題点

最重要課題は志願者数の低下と入学定員の充足率である。特に歯学部については、近年定員割れが継続しており、募集定員に対して 5 割に満たない厳しい状況となっている。全国的な歯学部志願者数の減少や本学における歯科医師国家試験の合格率の低迷等も大きな要因とはなりえるが、志願者や保護者のニーズに即した教育現場の魅力化とその広報戦略が喫緊の課題である。大学院各研究科についても、充足率は依然として低い状況である。

本学のオープンキャンパス等のイベントは新型コロナウイルス感染症の 5 類引き下げ後も来場者数が伸び悩んでいる。来場者からの本学出願率は 4 割程度に留まっており、本学に興味をもった受験生に確実に出願してもらうためには、他大学にはない本学独自の教育内容・環境等の充実化と、その魅力を的確に伝えるための発信力や在学生を主体とした企画が必要となる。また遠隔でのオープンキャンパスやソーシャルメディア等の広報戦略の実施についても、効果的な手段や方策を講じなければならない。

また近年では指定校推薦や総合型選抜といった年内入試が主流となり、オープンキャンパス等へのイベント参加も高校 1、2 年生が多く、全般的に大学入試の実施時期が前倒しになっている。一方、現行の学生募集・入試スケジュールは遅きに失している。高校 3 年生に対しては、志望校選定を検討する時期に合わせて入試の最新情報を発信できるよう、スケジ

ユールの見直しも進めている。

文学部においては募集定員は充足しているものの、志願者数は減少傾向にある。本学が求める学生像を明確化し、ターゲット層に適した入試の選抜方法などを検討していかなくてはならない。

志願者数の低下に伴い、歯学部では入学者の学力低下も問題点である。これについては、基礎学力の補習や学習意欲の向上につながる入学前教育等により、入学後の学習に円滑に移行できるよう、システムを強化している。

5.4. 全体のまとめ

本学では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを踏まえたアドミッション・ポリシーを定め、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明記して本学ホームページに公表している（根拠資料 1-24【ウェブ】）。

本学では、公表しているアドミッション・ポリシーに基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施している（根拠資料 1-24【ウェブ】、5-2【ウェブ】）。高校訪問や説明会、オープンキャンパス、学内外での入試相談会において、その詳細を説明している。入試の公平性・公正性の観点から、COVID-19 をはじめとした感染症への対応として、受験日の振替や追加入試等を設定した。

文学部、歯学部ともに入試対策委員会等で学生募集の方法や入試制度等についての問題点を審議している。ただ、志願者の減少や入学者の学力低下などの課題もあり検討課題は多い。少子化の時代において、いかに多くの志願者に受験をしてもらうことが鍵となる。そのためには、受験生の要望に応えた本学の魅力化を図らなければ学生確保の効果は少ない。現状を打開するためには、「まず本学を知ってもらう」ということを念頭に置いた施策が今後取り組むべき重要課題の一つである。現在ではソーシャルメディアの普及に伴い、それを介して発信することで、オープンキャンパスや一日体験入学等のイベント参加者の増加のみならず、結果として受験者数の増加も期待できる。また、これまでの受験生の大半は関東圏出身であったが、今後関東圏以外からの志願者を獲得しなくては定員を充足させることは難しい。

以上のことから、基準 5 については、おおむね適切に取り組んでいるものの、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示している。目標とする人材像として「鶴見大学教職員人材育成の目標・方針」を定め、「1. 鶴見大学職員就業規則第3条～第6条及び鶴見大学教職員の行動規範に基づき行動できる人」並びに「2. 大学及び各学部等並びに各研究科の教育研究上の目的及び3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）に基づき、学生の「知・情・意」のバランスの取れた人間形成を目的とした取り組みを考え実践する人」の二点を本学ホームページ上で公開している（根拠資料 6-1、6-2【ウェブ】、6-3【ウェブ】）。

大学全体の教員組織の編制に関する方針については、文書として明示していないが、「総持学園 Vision2024」において「教員組織の質向上」を掲げ、ホームページに公表している（根拠資料 1-36【ウェブ】）。教員組織は大学設置基準及び大学院設置基準の他、文学部では教職課程認定基準、司書・司書教諭課程・学芸員課程等の各資格に求められる基準、歯学部では歯科医師法及び歯学教育モデル・コア・カリキュラム等、それぞれの教育課程との整合性を図りながら教員組織を編成している。

文学部ではカリキュラムとの整合性を重視し、各分野についての十分な研究業績を持ち、学生の指導に熱意を持つ教員を配置している。「文学部教員選考規程」において、職階ごとに教員に求める能力や資質、必要な資格を示し、これに沿って選考を行い、学科による面接、経歴・業績審査を経て、「文学部教授会」での投票による審査を行い、学長に上申している（根拠資料 6-4、6-5）。なお、採用時には学長・副学長との面接を行っている。

歯学部では、学部としての教員組織の編制方針は特に策定していないものの、「鶴見大学歯学部教授候補者選考規程」及び「鶴見大学歯学部准教授及び講師選考規程」において、教員に求める能力や資質、必要な資格等を明確に定めている（根拠資料 6-6、6-7）。教員の採用及び昇任については、「歯学部人事委員会」においてあらかじめ採用及び昇任の妥当性や候補者の審査を実施し、その結果を「歯学部教授会」に上程している（根拠資料 2-17）。「歯学部教授会」において採用及び昇任の必要性が認められた場合は、「鶴見大学歯学部教員資格選考委員会」において、「鶴見大学歯学部教授候補者選考規程」及び「鶴見大学歯学部准教授及び講師選考規程」に明記した基準及び資格に基づき、公平な審査を行い、その後、「歯学部教授会」は「鶴見大学歯学部教員資格選考委員会」の報告に基づき、候補者の推薦につ

いて審議し、選出した候補者を学長に上申している（根拠資料 6-8）。なお、採用時には学長・副学長との面接を行っている。歯学部はその教育課程の特質に応じて講座制を採用しており、職位のバランスを考慮した教員組織を編制している（大学基礎データ表 5、根拠資料 4-42【ウェブ】）。

大学院として求める教員像及び教員組織の編制方針については策定していないが、文学研究科では、「文学研究科教員選考規程」に必要な資格等を定め、それに基づいて、原則として学部の専任教員から研究科の研究指導教員を任用している（根拠資料 6-9）。歯学研究科では、「鶴見大学大学院歯学研究科教員選考規程」に基づき、原則として歯学部の専任教員の教授、准教授及び講師の中から選考している（根拠資料 6-10）。そのため、求める能力や資質、必要な資格等は、「鶴見大学歯学部教授候補者選考規程」及び「鶴見大学歯学部准教授及び講師選考規程」に準拠している（根拠資料 6-6、6-7）。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

<p>評価の視点 1：大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数</p> <p>評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性・ 各学位課程の目的に即した教員配置・ 国際性、男女比・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮・ 教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置・ 教員の授業担当負担への適切な配慮・ 複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性・ 他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性・ 教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携 <p>評価の視点 3：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。</p> <p>評価の視点 4：教養教育の運営体制</p>
--

大学全体及び学部ごとの専任教員数は資料のとおりである（大学基礎データ表 1、表 5）。

大学設置基準上の大学全体の収容定員に係る必要専任教員数について、文学部の収容定員に係る教員数については文学部に、歯学部の収容定員に係る教員数については歯学部に配分している。なお、令和 5（2023）年度時点では本学は基幹教員制度を導入しておらず、従前の例による配分を行っている。

文学部では大学設置基準に則り、教授 22 名、准教授 12 名、講師 6 名の計 40 名を専任教員とし、専門分野のバランスと、年齢や性別の構成比に配慮している（大学基礎データ表 1、表 4）。

歯学部では、平成 24 (2012) 年度より、入学定員を 160 人から 120 人に、収容定員を 960 人から 720 人に変更したため、令和 5 (2023) 年 5 月 1 日現在では、720 人の収容定員に対して 108 名(教授 23 名 (うち副学長 1 名、特任教授 1 名、学内教授 3 名を含む)、准教授 16 名 (うち学内准教授 2 名)、講師 33 名 (うち学内講師 14 名)、助教 36 名)の専任教員 (学部助手 27 名を除く) を配置しており、大学設置基準上の必要人数 107 人 (学部の収容定員に係る人数 99 人及び大学全体の収容定員に係る歯学関係の人数 8 人) を上回っている (大学基礎データ表 1)。なお、これらの専任教員は、それぞれ担当科目を分担しており、内訳は一般教育 6 名、専門教育の基礎領域 31 名及び臨床領域 71 名となっている (根拠資料 4-42【ウェブ】)。また、学部とは別に歯学部附属病院に学内教授 1 名、講師 3 名、学部助手 2 名を配置している。令和 5 (2023) 年 5 月現在の専任教員一人当たりの学生数 (S T 比) は 4.3 人、学部助手を加えた教員一人当たりの学生数は 3.3 人であり、きめ細かい教育支援体制を構築している (大学基礎データ表 1)。歯学部教員組織の年齢構成は、60 歳以上が 26.9%、50~59 歳が 26.9%、40~49 歳が 33.3%、30~39 歳が 13.0%と、特定の年代に著しく偏ることがないように配慮している (大学基礎データ表 5)。教員組織の適切性を検証するために、「歯学部将来計画委員会」及び「歯学部教員評価委員会」を設置している。近年、人事計画とともに講座再編についての検討を進めており、令和 3 (2021) 年度より「口腔解剖学講座」及び「解剖・組織学講座」を統合して「解剖学講座」を置き、令和 5 (2023) 年度より「有床義歯補綴学講座」と「高齢者歯科学講座」を統合して「口腔リハビリテーション補綴学講座」を置くことを「歯学部教授会」の審議を経て「大学運営協議会」に報告している (根拠資料 6-11、6-12、6-13、6-14)。

文学部の教養教育課程の運営体制は「文学部共通教育運営委員会」及び「文学部教務委員会」が中心となっている。「文学部共通教育運営委員会」及び「文学部教務委員会」は各学科の教員から構成され、文学部の教育課程全般にわたって運営の方針が確認されている (根拠資料 2-15)。歯学部の教養教育は一般教育 (生物、化学、物理、数学、人文科学) の各研究室が担当している。なお、全学共通の教養教育課程を持たず各学部で実施している。

次に、各研究科の専攻ごとの研究指導教員数は資料のとおりである (大学基礎データ表 1、表 5)。文学研究科の各専攻は、教育研究上の目的に基づき、それぞれの課程に相応しい教員を配置しており、特定の年代・性別に偏ることがないように配慮している。なお、全ての教員が文学部との併任である。歯学研究科では、72 人の収容定員 (在籍者 42 人) に対して、教授、准教授、講師を合せて約 70 名が研究指導にあたっており、大学院設置基準上の必要人数を上回る教員を配置している。なお、全ての教員が歯学部との併任である。歯学研究科には、専門教育に関連する教授 16 名によって構成される「鶴見大学大学院歯学研究科委員会」を設置しており、教員組織の適切性も含め、研究科に関する重要事項を審議している (根拠資料 6-15、6-16)。

指導補助者については、ティーチング・アシスタント (T A) 及びスチューデント・アシスタント (S A) に関する規程を設け、資格及び業務内容について定めている (根拠資料 6-17、6-18、6-19)。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を定め、規程を整備し、教員の募集、採用、昇任を行っている。

文学部では、「鶴見大学文学部教員選考規程」及び「鶴見大学文学部教員人事手続規程」に職位（教授、准教授、講師）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を定めている（根拠資料 6-4、6-5）。選考プロセスにおいては、各学科が候補者の本学教員としての適格性を判断して発議し、「文学部教授会」に報告するとともに、予備審査のための「文学部人事委員会」の設置を提案する。「文学部教授会」はこの提案について審議した後、「文学部人事委員会」に予備審査を依頼し、「文学部人事委員会」において業績の審査を行い、その結果を基に「文学部教授会」で候補者の推薦について審議の後、学長に上申する。更に、採用においては、学長・副学長が建学の精神や3つのポリシーに合致した人物であることを確認している。

歯学部では、専任教員の募集を原則公募としており、採用・昇任にあたっては、あらかじめ「歯学部人事委員会」において審査を実施し、「歯学部教授会」に上程している。その後、「歯学部教授会」において採用・昇任の必要性が認められた場合は、「鶴見大学歯学部教員資格選考委員会」を設置し、「鶴見大学歯学部教授候補者選考規程」及び「鶴見大学歯学部准教授及び講師選考規程」に明記した基準及び資格に基づき、公平な審査を行った上で、「歯学部教授会」に報告している（根拠資料 6-6、6-7、6-8）。それを受け、候補者の推薦について審議した後、学長に上申している。なお、教員の適切な流動化を促すため、平成 19（2007）年の学校教育法の一部改正に合わせ、職位名の変更を行うとともに、教授から助教までの全ての教員を対象に任期制を導入した。その上で、教員の昇任・再任については、教育・研究・管理運営・社会貢献の4項目からなる具体的な基準を定めた「歯学部教員の新任・昇任・再任に関わる評価基準」及び昨年度からはその改訂版に基づき、諸活動の業績評価を行っている（根拠資料 6-20）。

文学研究科の教員は、原則として文学部の専任教員の中から、「鶴見大学大学院文学研究科教員選考規程」に基づき、資格審査を実施して選考している（根拠資料 6-9）。手続については、学長及び文学研究科長の求めに応じて、「文学研究科委員会」内部の「文学研究科人事委員会」に、予備審査を付託している。「文学研究科人事委員会」は候補者の研究業績を審査し、その結果を「文学研究科委員会」に報告している。その後、「文学研究科委員会」において候補者について審議し、学長に上申している（根拠資料 6-21）。

歯学研究科の教員は、原則として歯学部の専任教員の中から、「鶴見大学大学院歯学研究科教員選考規程」に基づき選考している。なお、候補者の審査は、「歯学部教員の新任・昇任・再任に関わる評価基準」等を参考に「鶴見大学歯学部教員資格選考委員会」において実施し、その結果を「歯学研究科委員会」に報告している（根拠資料 6-6、6-10、6-20）。その後、「歯学研究科委員会」において候補者について審議し、学長に上申している。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
評価の視点3：指導補助者に対する研修の実施

FD活動の組織的な実施について、「鶴見大学教職員人材育成の目標・方針」に基づき各学部・研究科に「文学部FD委員会」「歯学部FD委員会」「文学研究科FD委員会」「歯学研究科FD委員会」を置き、各学部・研究科でFD活動を行っている（根拠資料 4-34、4-35、4-36、4-37）。

学生対象の「授業評価アンケート」を年2回行い、その結果に基づいて教育活動に対する教員表彰（文学部ではベストレクチャー、歯学部ではベストティーチャーと称する）を行っている。「授業評価アンケート」の結果は、各学部のFD委員会にて結果を取りまとめて公表し、個々の結果を教員に返却している（根拠資料 2-41【ウェブ】）。各学部のFD活動及び教員表彰については、『鶴見大学報』にて学内に周知している（根拠資料 1-28-1[p. 9]、1-28-4[p. 6]、1-28-7[p. 10]、1-28-13[p. 9]、1-28-27[p. 8]、1-28-30[p. 9]、1-28-34[p. 5]）。

文学部・文学研究科では合同のFD活動として、年に2回、「実践・情報報告会」を開催して、大学教育に係る情報並びに知識の共有を図っている（根拠資料 6-22）。FD活動充実のため、「授業改善に関する教員アンケート」を実施し、結果を「文学部FD委員会」で検討している（根拠資料 6-23）。また、文学部では前・後期にそれぞれ4週間ずつ非常勤講師も含めた全教員の授業公開を実施し、参加した教員は公開授業の報告書を作成している。教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用について、文学部の研究活動は教育研究支援課が中心となって、各教員に支給される研究費に関する「研究計画書」と「研究報告書」を毎年度とりまとめ、学長に報告している。昇任の際に、教育・研究・社会活動等の実績について本人に記載を求め、その内容を「文学部人事委員会」、「文学部教授会」で共有・評価している。

歯学部では、本学学則に基づき「歯学部FD委員会」を設置し、教員の資質向上を図るための様々な情報収集、企画立案、実施、評価を行っている。歯学研究科では、本大学院学則に基づき、「歯学研究科FD委員会」を設置し、「歯学部FD委員会」と合同でさまざまなワークショップやFD講演会を開催することで、教員の資質向上に努めている（根拠資料 6-24）。特に、定期的にワークショップやFD講演会を開催することで、学内外の優れた知見の共有に努めている。最近では歯学教育や学生指導に関するテーマだけでなく、新型コロナウイルス感染症の感染対策や医療安全等にも主題を拡げている。更に、学内の学会である鶴見大学歯学会では、一般講演だけでなくセミナーや講演会、シンポジウムを毎年開催し、最新情報を共有するとともに、研究成果を社会に公開するための機関紙である「鶴見歯学」も定期的に発行している（根拠資料 6-25）。なお、前述の「歯学部教員の昇任・再任に関わる評価基準」を周知することで、教員一人ひとりに自らの現状把握と目標設定を促し、資質向上を図っている（根拠資料 6-20）。

指導補助者に対する研修の実施は組織的に行ってはいないが、歯学部では新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて「感染対策」をテーマにしたFD研修会を毎年必ずオンライン

で開催し、その際には大学院生を含む医療従事者全員の聴講を義務付けた。

今後、大学設置基準等改正に合わせて、指導補助者のあり方について検討してゆく。

6.1.5. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性についての定期的な点検・評価について、「総持学園 Vision2024」に基づいて中期目標に「教員組織の質向上」を掲げている。具体的には、中期計画に「職位に相応しい採用要件（資格・業績等）の明文化」「文学部教員組織のS T比の改善（学科間の不均衡是正）」「大学として求める教員像・要件の明確化」「教員組織の編制方針の策定・運用（業績・年齢・男女比等の不均衡是正）」を掲げ、年度目標・年度計画を立てて中期計画マネジメントシステムにて進捗状況を管理している（根拠資料 1-44【ウェブ】）。進捗状況については、「全学自己点検評価委員会」で点検・評価を行い、内部質保証推進組織である「大学運営協議会」に報告される仕組みとなっている。

文学部では、教員組織の適切性の点検・評価は、学部長を中心に毎年実施しており、改善・向上につなげている。具体的にはドキュメンテーション学科の専任教員の数が少なくS T比が高いことを受けて、各学科の主任で話し合った結果、日本文学科で退任する専任教員の採用枠をドキュメンテーション学科の専任教員として採用することが令和2(2020)年度「文学部教授会」(第21回)において承認された(根拠資料6-26)。当該人事の点検・評価は翌年の令和3(2021)年度の「文学部教授会」(第6回)において行い、その適切性を検証した(根拠資料6-27)。また令和5(2023)年9月の「文学部将来計画委員会」で、カリキュラムの実施に影響がないか検証のうえ、今後の教授数の変化と採用計画に関して審議した(根拠資料6-28、6-29)。

歯学部では、教授から助教までの全ての教員を対象に任期制を導入しており、昇任及び再任については、研究実績・教育実績・臨床実績・管理運営・社会貢献の5項目からなる具体的な基準を定めた「歯学部教員の新任・昇任・再任に関わる評価基準」に基づき、諸活動の業績評価を行っている(根拠資料6-20、6-30)。このように、あらかじめ評価指標を明確化することにより、やみくもに教育研究活動に従事するのではなく、教員一人ひとりが自らの現状把握と目標設定が可能となり、意欲を喚起する一助となっている。

文学研究科では、ドキュメンテーション専攻設置により、日本文学専攻、英米文学専攻、文化財学専攻に配置されていた7名について、平成30(2018)年度よりドキュメンテーション専攻の教員として配置換えを行った(根拠資料6-31【ウェブ】)。教員組織に変更があったことを受け、「文学研究科委員会」において「設置計画履行状況報告書」に基づき、検討・検証を行った(根拠資料6-32)。「文学研究科委員会」「文学研究科将来計画委員会」「専攻会議」等において、「教員組織の適切性」について点検・評価を行い、各専攻における兼任教員が減少したが、開講科目の見直しによって特に問題は生じていない。また、令和5(2023)年9月の「文学研究科将来計画委員会」で、今後の教授数の変化と採用計画に関して審議を行っている(根拠資料6-21、6-33)。

6.1.6. 教員組織の編成やFD等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：教員組織の編成やFD等において講じた COVID-19 への対応・対策は、教員組織の充実や教員の資質向上の観点から適切であるか。

COVID-19 感染拡大下においては委員会等をオンラインで定期開催した。

文学部・文学研究科の「実践・情報報告会」についても、令和2(2020)年度、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度は遠隔授業で利用できるアプリケーションやプラットフォームの情報、授業実施例の共有や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた学生のメンタルケアをテーマとして、年2回ずつオンライン開催した(根拠資料6-22)。令和5(2023)年度は対面とオンラインを併用して開催した。

歯学部の COVID-19 への対応や対策措置としては、講座や教員組織の特別な編成を行っていないが、歯学部附属病院内では従来より常置されている「院内感染対策委員会」とは別に、COVID-19 対策として病院長を委員長とした「新型コロナ対策委員会」を設置した(根拠資料6-34)。同委員会では COVID-19 感染対策マニュアルを整備するとともに、病院玄関での検温チェックを実施し、感染防御に必要なグローブ、防護服、エプロン、マスクを確保した。令和5(2023)年5月より COVID-19 は5類感染症に移行し、感染者数も減少傾向にあるが、現在も「新型コロナ対策委員会」は存続している。COVID-19 への対応として「感染対策」をテーマにしたFD研修会を毎年必ずオンラインで開催し、大学院生を含む医療従事者全員の聴講を義務付けた。

6.2. 長所・特色

本学は、文学部、歯学部という互いに大きく異なる特徴を持つ学部で構成されているが、「大学運営協議会」と「全学自己点検評価委員会」の設置により、全学的な中期目標・計画の点検・評価とPDCAサイクルの実施が求められるようになったことで、学部間のみならず、教員・職員間での人的交流や意見交換が活発に行われるようになった。今後も、様々な立場での課題意識が全学的に共有されることで多様な改善案の提起が見込まれ、課題解決の模索・実施の更なる活性化が期待できる。

6.3. 問題点

大学全体の教員組織の編成に関する方針については、「総持学園 Vision2024」において「教員組織の質向上」を掲げて進めている。各学部・学科の教員組織の編成に関する具体的な方針がないことについて、現状は大学設置基準、大学院設置基準、教職課程認定基準その他の資格課程の規則等に基づいて教員を配置している。

文学部では、具体的な教員組織の編成に関する方針は文書としては明示されていないが、各学科において、数年のスパンで具体的な採用人事案件が見通されることから、どのような専門分野の教員を必要とするか等、学科会議でその方針を慎重かつ継続的に協議を行っており、人選の段階では、学長・副学長を中心に全体の年齢構成、大学設置基準等の関連法令を含めた協議を経て、学長の了解のもと募集を開始している。今後も、様々なレベルで継起

する話し合いにより、多角的な現状の確認・検討と課題の共有、解決策に関する現場の教員と執行部の合意形成を図ることで、情勢変化への柔軟な対応が期待できる。

指導補助者に対する組織的な研修については、一部の学部で大学院生がFD研修会に参加している事例はあるものの、研修のあり方について今後検討してゆく。

6.4. 全体のまとめ

大学として求める教員像の設定について、大学では、「鶴見大学教職員人材育成の目標・方針」を定め、教員組織の編制に関する方針を適切に明示している。

学部としての教員組織の編制方針は特に策定していないが、文学部ではカリキュラムとの整合性を重視し、各分野についての十分な研究業績を持ち、学生の指導に熱意を持つ教員を配置している。「文学部教員選考規程」において、各学部で職階ごとに教員に求める能力や資質、必要な資格を示し、これに沿って選考を行っている。歯学部では、「鶴見大学歯学部教授候補者選考規程」及び「鶴見大学歯学部准教授及び講師選考規程」において、教員に求める能力や資質、必要な資格等を明確に定めている。教員組織の編制及び教員の適切な配置については、大学設置基準上の大学全体の収容定員に係る必要専任教員数について、文学部の収容定員に係る教員数については文学部に、歯学部の収容定員に係る教員数については歯学部に配分している。専門分野のバランスと、年齢や性別の構成比に配慮している。教員の募集、採用、昇任等については、教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続を定め、規程を整備し、教員の募集、採用、昇任を行っている。

FD活動の組織的な実施について、「文学部FD委員会」「歯学部FD委員会」「文学研究科FD委員会」「歯学研究科FD委員会」を置き、定期的なFD活動を行っている。文学部では「文学部FD委員会」を設置し、「実践・情報報告会」、学生による「授業改善アンケート」結果の各教員へのフィードバック、教員対象の授業公開など、組織的かつ多面的に行っている。また、COVID-19の感染対策を講じながら、適切にFD活動を行っている。

長所・特色としては、「大学運営協議会」と「全学自己点検評価委員会」の設置により、全学的に中期目標・計画の実施状況の点検・評価を行うようになり、互いに大きく異なる性格を持つ学部で構成される本学の長所が活かされ、学部間のみならず教員・職員間で活発になりつつある人的交流や意見交換を通じて、多様な改善案の提起と課題解決の実施の更なる活性化が期待できることが挙げられる。

以上のことから、基準6については、おおむね適切に取り組みを行っているといえる。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、建学の精神、ディプロマ・ポリシーに基づいて、学生一人ひとりが充実した学生生活を送ることができるように、「学生支援に関する方針（学生支援ポリシー）」を定め、本学ホームページのほか、新年度に学生・教職員に配付している『学生生活』に明示している（根拠資料 1-23【ウェブ】、7-1【ウェブ】）。多様な背景を持つ入学者に対して、学生支援に関する基本方針を定めることで、修学支援、生活支援、キャリア支援、障がい者支援について、多様な対応ができる。キャリア支援については、「学生自身の希望や一人ひとりの多様な個性に寄り添い、卒業後までをも見通した柔軟かつ的確なキャリア形成支援を行う」と示している。

このほか、本学では「障がい学生支援に関する基本方針」を定め、本学ホームページ上で公開している。令和3（2021）年5月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」改正に伴い、これまで学部ごとに行っていた障がい学生に対する修学上の配慮・支援について、全学として組織的に取り組むため、令和5（2023）年4月より学生支援事務部に包括支援課を新設し、障がい学生支援に関する基本方針についても見直しを行い、令和5（2023）年7月1日付で改正を行った（根拠資料 7-2【ウェブ】、7-3【ウェブ】）。また、新たな障がい学生支援のための体制づくりとして、「鶴見大学障がい学生支援に関する規程」及び「鶴見大学障がい学生支援推進部会規程」を令和5（2023）年7月1日付で制定し、全学的な障がい学生支援のための委員会として「障がい学生支援推進委員会」及び「障がい学生支援推進部会」を立ち上げた（根拠資料 7-4、7-5）。これらの委員会において、障がい学生への支援方針や合理的配慮の提供について検討を行っている。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点 1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点 2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援

- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点 4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点 5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点 6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

学生支援体制の適切な整備について、本学では、学生支援に関する方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切な学生支援を行っている。「学生支援に関する方針（学生支援ポリシー）」に則り、学生支援体制の適切な整備、更には本学短期大学部と共に学生を支援するための「鶴見大学全学学生委員会」（以下「全学学生委員会」という。）を設置すると同時に、学生支援事務部（学生支援課・包括支援課・キャリア支援課）に職員を配置し、教員と連携を取りながら学生支援を行っている（根拠資料 7-1【ウェブ】、7-6【ウェブ】）。支援の体制や内容については、本学ホームページや『大学案内』、『学生生活』等において情報を公開している（根拠資料 1-7【ウェブ】、1-23【ウェブ】、7-7【ウェブ】）。

課外活動や学生生活を支援することを目的として、「全学学生委員会」を置いている（根拠資料 7-8）。このほか、「障がい学生支援推進委員会」、「障がい学生支援推進部会」を立ち上げ、障がい学生に対する支援内容等について検討を行っている。学生の健康診断及び健康相談等については、保健センターが対応している。学部別の支援体制については、各学部では学生支援の実施にあたり、「教授会」「教務委員会」「学生委員会」がその役割を担っている。文学部では、「文学部教務委員会」を月 1 回開催し、「文学部学生委員会」を随時開催している。学部内で情報共有すべき事項について、成績、進級や卒業等については「文学部教務委員会」、各種奨学金の選考や懲戒等を含む学生生活指導については「文学部学生委員会」で審議し、各委員会の担当教員が学科会議に報告している。各学科で担任を配置し、学生の相談に応じている。サポートまたは指導が必要な学生に対しては、基本的に各学科と学生支

援課・教務課等が連携し、対応をしている。

歯学部では、「歯学部教授会」及び下部委員会としての「歯学部教務・学生委員会」を月1回合同で開催し、学生支援に関する議題はまず「歯学部教務・学生委員会」で検討がなされ、その検討結果を「歯学部教授会」で審議するとともに、学部内での情報共有が図られる。更に、学部を超えた学生支援を実現するため、「全学学生委員会」を置いている。教務・学生部長、教務副部長、学生副部長、学年主任（学生委員）、担任（担任は6～8人の学生を担当）を配置し、きめ細かい学生支援を行っている（根拠資料 1-28-32[p. 3]）。担任は担当学生と頻りに連絡を取り、学生の状況把握及び修学・生活指導を行い、学生が抱えるトラブルや問題の早期解決を図る。それらの指導内容は、各期に開催される学年会議にて協議され、学年主任-担任間での情報共有がなされる。学年会議にて集約された情報は学年主任から「歯学部学生委員会」へと報告される。文学研究科については、各専攻分野の教員が指導教授となっており、授業において欠席が目立つ場合は、学生本人に直接連絡を取るなど、迅速な対応を心がけ、状況を把握し指導するよう努めている。歯学研究科については、学生支援の実施内容の検討は、「歯学研究科委員会」及び「歯学研究科企画運営委員会」がその役割を担っている。「歯学研究科委員会」は月1回、「歯学研究科企画運営委員会」は随時開催とし、学生支援に関する検討が図られる（根拠資料 2-17）。

学生の修学に関する適切な支援の実施について、学生の能力に応じた補習教育、補充教育については、文学部の英語科目、歯学部の数学・物理等の基礎系科目においてプレイスメントテストを行い、習熟度別のクラス編成を行っている。また入学予定者に対して入学前準備教育を実施している（根拠資料 5-3、5-4）。加えて、歯学部では各学年の定期試験後に不合格者に対し再試験を実施しており、対象者には補習授業を行っている。

正課外教育について、令和5（2023）年度は鶴見警察署に講師を依頼し、学生を対象に防犯安全講演会、薬物乱用防止講演会を実施している（根拠資料 7-9【ウェブ】、7-10【ウェブ】）。学生・教職員及び附属中学校・高等学校の生徒を対象に、「鶴見大学POPコンテスト」を実施している（根拠資料 7-11【ウェブ】）。「鶴見大学POPコンテスト」は、平成30（2018）年度学長裁量経費で採択された「主体的で深い学びの基盤となる全学的リテラシー教育に向けて：英語多読・日本語多読とアクティブ・リーディング」の取組として図書館が協力して実施し、令和元（2019）年度以降は図書館と学部・学科の協同事業として実施している（根拠資料 1-28-6[p. 8]、1-28-12[p. 8]）。応募者のモチベーション向上の観点から、令和2（2020）年以降は、受賞作品を大型書店に展示し、実際にPOPとして使用することとしている（根拠資料 1-28-18[p. 6]、1-28-24[p. 6]、1-28-30[p. 7]）。

文学部では、3年生を対象にした企業インターンシップについて、キャリア支援課で支援を行っている。また、日本文学科では、新型コロナウイルス感染症の拡大時には実施できなかったが、各卒論ゼミで京阪神地区、鎌倉、東京などで文学散歩（実地踏査）を例年行ってきた。令和5（2023）年度では、一部のゼミが関西方面への文学散歩を実施した。文化財学科の各ゼミや研究部会では、指導教員引率のもとで各地巡検や博物館見学などを行っている。ドキュメンテーション学科の各研究室では、指導教員引率のもとでゼミ合宿、見学会を実施している。歯学部では、留学生向けに日本語教育を行っている（根拠資料 7-12）。

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援については、大学院生が図書館で学習アドバイザーとして待機し、学生の学習に関する相談を受けている（根拠

資料 4-15【ウェブ】)。また、令和 5 (2023) 年度より、学習アドバイザー制度の充実と利用率向上につながることを期待し、学部の上級生も採用している (根拠資料 7-13)。

オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮として、歯学部では講義欠席時の講義補填や講義内容の復習に利用できるよう、全講義の録画並びに講義ビデオの配信システムを構築し、授業を視聴できなかった学生が後日ビデオ視聴できるように配慮している (根拠資料 1-14【ウェブ】 [p. 15「8. 講義とビデオの試聴について」])。歯学研究科では、大学院生が所属する講座が学修支援にあたっているが、現時点でオンライン教育や講義録画を行っていないため、これらのシステム構築を早急に行う必要がある。

留学生等の多様な学生に対する学修支援について、現在、正規の外国人留学生は歯学部のみ在籍しているが、希望者に対しては、学修支援として正課外での日本語教育を行っている (根拠資料 7-12)。また、在留資格の更新等、留学生からの相談について、教務課や国際交流センターにおいて対応を行っている。

障がいのある学生に対する学修支援について、令和 5 (2023) 年 4 月より、包括支援課が障がい学生の相談窓口となり、各学部教員、教務課、保健センター等と連携し、学修上の配慮を行っている。入試の際、受験上の配慮の申し出があった場合は、入試課が中心となって各学部教員、包括支援課、保健センター等と連携し、検討のうえ、配慮の内容を決定する (根拠資料 7-14)。また、入学後も合理的配慮を希望する場合は、包括支援課で改めて面談を実施し、支援内容について検討を行うなど、入学後の学修支援がスムーズに行えるよう体制を整えている。在学生からの配慮・支援については、その都度面談を行い、検討している (根拠資料 7-15)。また、令和 5 (2023) 年 9 月より、専門的な資格を有した障がい学生支援コーディネーターを配置し、支援学生の振り返り面談を行い、障がい学生の状況について確認するなど支援強化を図っている。今後は本学ホームページでの情報発信や学生にわかりやすいガイドの作成などを検討している。

成績不振者・留年者・退学希望者の学生の状況把握と対応について、各学部の教員がオフィスアワーを中心とした個人面談の時間を設け、学習面だけでなく、学生生活全般における相談に応じている (根拠資料 1-35【ウェブ】 [p. 46「オフィスアワー」])。必要に応じて学生支援課や保健センターへの相談を促すようにしている。文学部では、成績不振者 (GPA 1.0 未満) との面談を年 2 回実施している。また、専任教員についてはオフィスアワー一覧に連絡先を掲載し、学生からの相談、学習支援に対応できるようにしている。年度始めのオリエンテーションにおいて、全学生にオフィスアワーの時間表を配布し、活用を促している。英語英米文学科では、退学・休学を考えている学生には担任 (各学年のゼミに当たる科目を担当する専任教員) が面談を行い、意思確認等を行っている。ドキュメンテーション学科では、電子メールや Microsoft Teams、学習支援システム manaba の個別指導コレクション等を適宜使用し、随時コミュニケーションを図り、質問や相談等に対応している。歯学部では、学生から休学・退学の申し出があった場合、担任、学年主任、教務・学生部長が面談を行い状況の把握に努めている。特に留年者や成績不振の学生については、担任と学年主任が中心となり行っている。文学研究科では、各専攻分野の教員が指導教授となっており、授業において欠席が目立つ場合は、学生本人に直接連絡を取るなど、迅速な対応を心がけ、状況を把握し指導するよう努めている。歯学研究科では、研究以外の面でも学生の相談に即座に応じられるよう、指導教授と選択科目主任教授は大学院生と頻りに連絡を取ることで状況把握

に努めている。

奨学金その他の経済的支援の整備については、大本山總持寺奨学金、中根環堂奨学金、同窓会奨学金、石間奨学金等の大学独自の給付型奨学金制度の他、大規模自然災害等により罹災した学生に係る授業料減免制度、その他、家計が急変した学生に対する特別貸与奨学金制度を設けている（大学基礎データ表 7、根拠資料 7-16【ウェブ】）。これらの制度により、「学業成績が優秀な学生」「家計が困窮状態にある学生」「課外活動で顕著な成績をおさめた学生」等、多様な対象者に対応している。更に、「高等教育修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金・授業料減免）」「日本学生支援機構奨学金制度（貸与奨学金）」「JASSO 災害支援金」の学外奨学金への対応も行っている（大学基礎データ表 7）。

授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供については、学内奨学金の他、学生が利用・活用できる国や外部団体が行っている支援策等を定期的に本学ホームページに掲載している。また、学生支援課を中心にオリエンテーションなどで広報活動の実施、奨学金の申込説明会を開催している（根拠資料 7-17【ウェブ】）。

学生の生活に関する適切な支援の実施について、朝食を食べない学生が多いことから、父母会の協力を得て 100 円朝食を実施している（根拠資料 7-18【ウェブ】）。1 時限の授業に遅刻しないようになった等、学生には好評である。更に、専任教員・教務課職員・学生支援課職員・保健センター職員・女子学生寮職員・ハラスメント相談員等、多くの教職員が相談窓口となっているため、迅速な情報共有が可能となっており、学生にはこれらの相談窓口を周知している。ハラスメント防止のための基本的対応についても本学ホームページに公開し、『学生生活』には相談窓口を掲載するなど周知に努めている（根拠資料 1-35【ウェブ】[p. 46]、7-19【ウェブ】）。なお、事務局から学生への連絡は、「鶴見大学ポータルシステム」の掲示板や連絡メッセージを用いて行っている（根拠資料 2-76【ウェブ】）。「学長ポスト」を本学ホームページ上に設置し、学生・教職員からの意見・要望にも対応できるようにしている（根拠資料 7-20【ウェブ】）。

学生の健康保持推進のために保健センターを設置している（根拠資料 7-21【ウェブ】）。保健センター所長（医師）、看護師 3 人を配置し、健康管理、健康相談に応じ、病気や怪我に対して応急手当を行っている。年度始めには全学生に定期健康診断を実施しており、再検査や経過観察が必要な学生については個別に呼び出し、再検査等の指示や生活指導を行い健康管理及び生活リズムの重要性を認識してもらい病気の予防に努めている。また、身長・体重・体組成計・血圧・視力・骨密度・一酸化炭素濃度測定の種類検査は常時利用できる状況で、医師や看護師が指導・相談を行い、学生が健康に関する正しい知識を身につけ心身の自己管理ができることを目標にしている。教育実習、施設実習に伴い、麻疹抗体検査を行い抗体価が低下している学生にはワクチンの追加接種を勧奨しており、また、歯学部においては臨床実習に係わる学生には感染対策として B 型肝炎ワクチン接種を実施している。6 月には課外活動における臨時健康診断を実施し、合宿や試合等での事故防止に努めている。保健センター内にはカウンセリング室を設置しており、メンタルヘルス相談として非常勤の精神科医師、臨床心理士を配置し、学生が充実した学生生活を送ることができるよう相談に応じているが、プライバシー保護のため、原則的には予約制をとっており、必要に応じて継続的なカウンセリングや外部機関への紹介も行っている。カウンセリングの周知は『学生生活』、年度始めのオリエンテーション、掲示板（メンタルヘルス相談カレンダー）で行って

いる。また、体育館のトレーニングルームを開放して、プロのトレーナーを配置し、健康増進を励行している（根拠資料 7-22【ウェブ】）。

学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施として、令和 5（2023）年 4 月に、課外活動団体による「新入生歓迎クラブ関係オリエンテーション」を開催し、各課外活動団体の説明及び勧誘を行った（根拠資料 7-23）。部活動を通じて、学部・学科の垣根を越えた交流を実施している。課外活動・ボランティアについて、活動団体の紹介や活動内容報告を本学ホームページ、大学広報誌『CampusNOW』、『鶴見大学報』に掲載している（根拠資料 1-28-34[p. 7「キャンパス便り」]、7-24【ウェブ】、7-25【ウェブ】、7-26【ウェブ】）。歯学部の活動団体は「全日本歯科学生総合体育大会」に参加している（根拠資料 1-14【ウェブ】[p. 38]、1-28-34[p. 9]）。また、10 月には「紫雲祭実行委員会」を中心として大学祭を運営し、各課外活動団体や学内外の任意団体が参加して来場者に活動内容を発表している（根拠資料 7-27【ウェブ】、7-28）。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により約 2 年余り十分な活動が出来なかったため、学生間の引き継ぎ等に支障を来しており、休部する団体が増えている。その為、大学祭に参加する団体も減少しており、大学祭を運営する実行委員も不足している。正課外活動に参加する学生の増加につながる対策として、令和 5（2023）年 12 月には在学学生を対象に「課外活動勧誘フェア」を実施した（根拠資料 7-23）。

学生の進路に関する適切な支援の実施について、キャリア教育については、文学部では、入学時から自分らしくキャリアを形成していくための心構えや基礎を身につけるための授業としてキャリア形成科目が開講されている（根拠資料 4-10【ウェブ】、4-11）。学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備について、学生支援事務部キャリア支援課を設置し、国家資格であるキャリアコンサルタントを有したキャリアアドバイザーを配置し支援を行っている（根拠資料 1-35【ウェブ】[p83-86]、7-29【ウェブ】）。各学科から 2 名の教員と文学部教務課長、学生支援事務部長、キャリア支援課長を委員構成とした「文学部就職対策委員会」にてキャリアの支援方針や内容を検討・決定している。進路選択に関わる支援やガイダンスの実施として、1 年生には低学年向けキャリアガイダンスを実施、2、3 年生に向けては就業体験（インターンシップ）や就職活動に関する知識やマナーなどのガイダンスを行い、本格的な就職活動に向けて支援を行っている。4 年生には個別面談を中心に支援を行いつつ、学内合同企業説明会・個別企業説明会を開催し、学生と企業双方が知る機会を提供し内定率アップを図っている。また、面接指導やグループディスカッションのレッスンを実施している（根拠資料 1-35【ウェブ】[p. 83-86]、7-30）。歯学部では、キャリア形成教育及び進路支援として、1 年次から「歯科医師の基本的資質 1」及び「歯科医師の基本的資質 2」を開講し、医療人としての自覚を促し、就業意識の向上を図っている（根拠資料 1-33、1-34）。歯科医師国家試験合格後に卒後臨床研修が必須であることから、本学並びに他施設での臨床研修制度に関する情報や歯科医師求人情報を公開している。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを以下のとおり行っている。

「全学教学マネジメント会議」が中心となって、入学後と卒業時にアンケート調査「学生の学修・生活に関する調査」及び「卒業時調査」を実施し、「全学教学マネジメント会議」において情報共有を図り、学生の要望については各部署が中心となり、改善を図っている（根拠資料 2-33【ウェブ】、7-31）。「学生の学修・生活に関する調査」及び「卒業時調査」の実施状況については、中期計画マネジメントシステムの年間目標・年間計画・年度実績に記載し、「全学自己点検評価委員会」で点検・評価した後に、「大学運営協議会」に報告している（根拠資料 1-44【ウェブ】）。

キャリア支援課では、文学部卒業後3年経過した卒業生に「卒業生アンケート」を実施し、卒業生の状況の確認や、支援について点検・評価を行っている。アンケートの結果は「文学部就職対策委員会」に報告し、ガイダンス等の改善に努めている（根拠資料 7-32、7-33）。

歯学部では、学生が学習に専念し、充実した大学生活を送れるよう、組織的な仕組みを整え、教員及び担当部署が連携を図りながら、学生の修学、生活、進路に関わる様々な問題に対して支援を実施している。しかし休学・退学者が近年増加しているため、その原因分析と対応が不可欠であり、既に実施している対応策としては、授業欠席者に対する早期面談と現状把握、学習指導体制の構築を行っている（根拠資料 2-43-6）。

歯学研究科では、大学院生が学習、研究活動に専念し、充実した学生生活を送れるよう、所属講座の指導教授、選択科目主任教授及び歯学部教務課が連携を図りながら、スムーズな研究活動並びに論文作成が行えるようにシステム、設備を整えている。また、所属講座や選択講座の教員が頻繁に大学院生とコンタクトをとり、修学、生活、進路に関わる様々な問題に対しても相談、支援を実施している（根拠資料 2-43-12）。

7.1.4. 学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：学生支援（学習支援、経済支援、就職支援等）における COVID-19 への対応・対策は、学生の安定した学生生活の確保の観点から適切であるか。

本学では、学生支援（修学支援、生活支援、進路支援等）において、COVID-19 に対して、学生の安定した学生生活の確保の観点から適切な対応・対策の措置を講じた。更に文部科学省、厚生労働省、日本学生支援機構等が掲出し、学生が利用できる様々な支援並びに本学の対応について、定期的に本学ホームページや「鶴見大学ポータルシステム」に掲載した（根拠資料 7-34、7-35【ウェブ】）。

学生への経済支援の一つとして、令和3（2021）年7月と9月中旬から10月まで、予約制の0円ランチを実施し、定食とお弁当を0円とした（根拠資料 7-36）。父母会の協力を受け、学生食堂の全席にアクリル板パーテーションの設置をした。

学習支援としては、COVID-19 の感染拡大状況に鑑み、遠隔授業（オンデマンド授業・オンライン授業）や、ハイブリット型授業、分散登下校等によって、変化の著しい感染状況に柔軟に対応し、学びを継続させる工夫をした。対面授業においては、学生が安心して受講できるよう、消毒・検温・換気・ソーシャルディスタンスを徹底し、感染防止策を講じている。

その他、メールや Microsoft Teams 等を用いた相談・指導・フォローアップを並行している。体調不良や新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者として特定された学生については、保健センターが一括管理しており、看護師がいつでも相談できる体制を整備した。

オンライン教育を行うにあたっては、令和 2 (2020) 年度は新型コロナウイルス感染症に係る政府の緊急事態宣言が発出されたことを受け、新年度の授業を遠隔授業にてスタートすることとしたため、学修環境を整えるための学修環境整備支援金として 1 人あたり 10 万円を在学生全員に給付した。翌年、令和 3 (2021) 年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大が収束していない状況に鑑み、新入生を対象に給付を行い、遠隔授業を円滑に進めることができるよう支援を行った(根拠資料 2-73【ウェブ】、2-74【ウェブ】)。

学生の正課外活動の支援については、例年 4 月に開催している「新入生歓迎オリエンテーション」を令和 3 (2021) 年度はオンラインで開催し、各課外活動団体の説明及び勧誘を行った(根拠資料 2-43-22)。

就職支援については、個別面談や履歴書添削では電話や Microsoft Teams を利用したオンラインで対応した。ガイダンス・講座、面接レッスンなどもオンラインで対応し、新型コロナウイルス感染症拡大前と変わらぬ支援となるよう努めた(根拠資料 7-37、7-38)。COVID-19 を機に企業の採用活動でオンラインでの選考が増えたことに対応し、オンライン選考に対応できる環境、防音性のあるワークポッドを導入し、学生への利便を図った(根拠資料 7-39【ウェブ】)。

また、保健センターにおいて、本学での新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者については Microsoft Forms・メール・電話にて報告を受け、Microsoft Teams で関連部署に共有がなされた。また、新型コロナウイルス感染者数を毎週ホームページへ掲載(累計報告)し、COVID-19 への本学の対応について定期的にホームページへ掲載した(根拠資料 7-40、7-41、7-42)。

歯学部では、COVID-19 の感染対策として講義録画配信システムを構築し、オンライン受講を可能とした。また講義や実習で出席するために登校する際には、朝の混雑を避けるために授業開始時刻を 30 分繰り下げた(根拠資料 4-46)。毎日朝夕の体温報告と講堂、実習室内でのマスク着用を必須とし、講堂並びに実習室入口付近に手指消毒剤、講堂・実習室内に飛沫防止シートと二酸化炭素濃度測定器を設置し、換気を徹底した。5 年次の診療参加型臨床実習においては、従来の歯科診療に要する PPE 着用に加えて、エアロゾルが飛散する診療は指導医が行い、学生は基本的に見学実習とした新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者として特定された学生、あるいは濃厚接触の疑いがあるときには、オンラインでの講義欠席届の提出を可能とし、保健センターにて、医療機関への受診、自治体への報告等に関する指示を受けられるようにした。加えて令和 3 (2021) 年には全学年を対象に内閣府で実施した「新型コロナウイルス感染拡大予兆早期探知のためのモニタリング検査」に参加し、令和 4 (2022) 年には 5 年生の臨床実習生に対して、安心と安全を確保する措置として PCR 検査を実施した(根拠資料 7-43)。

歯学研究科での COVID-19 の感染対策は、各大学院生が所属する講座の指示に従って実施された。講義は全て対面で行ったが、歯学部の対面講義と同様の感染対策を実施した。大学院生が診療に携わる場合には、所属講座の取り決めに従って感染対策を実施した。新型コロナウイルス感染症に感染又は濃厚接触者として特定された学生あるいは濃厚接触の疑いが

あるときには、保健センターにて、医療機関への受診や自治体への報告等に関する指示を受けられるようにした。

7.2. 長所・特色

学生支援体制は多くの部局が関わり、それぞれ連携し、あらゆる側面から個々の学生に対応している。学生の修学に重要な要素となる経済的支援においては、学生支援課が中心となり、本学独自の学内奨学金制度を設け、日本学生支援機構等の学外奨学金と併せて、学生の状況に応じて充実した支援制度を整備し、学生にも周知している。キャリア支援では、キャリア形成支援と就職活動支援を行っており、学年やキャリア形成の段階に応じた多様なガイダンスやセミナーを実施している。学生の心身の健康、保健・安全面への配慮は、保健センターで対応し、安定・充実した学生生活への支援を行っている。在学生に対しては、「学生の学修・生活に関する調査」及び「卒業時調査」を、文学部卒業生に対しては卒業3年目に「卒業生アンケート」を行い、「文学部就職対策委員会」で報告し定期的な点検・評価を行っている。

7.3. 問題点

学生の正課外活動（部活動等）においては、新型コロナウイルス感染症の影響により約2年余り十分な活動が出来なかったため、学生間の引き継ぎ等に支障を来しており、休部する団体が増えている。その為、大学祭に参加する団体も減少しており、大学祭を運営する実行委員も不足している。

7.4. 全体のまとめ

本学においては、学生が学習に専念して安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針（学生支援ポリシー）を定め、本学ホームページで公表し学内で共有している。これに基づき、本学では学生支援に係る各種委員会の規程等を整備し、各学部・研究科と教務事務部、学生支援事務部、保健センターなどが連携・協力して学生支援にあたる体制を整えている。このほか、本学では「障がい学生支援に関する基本方針」を定め、本学ホームページ上で公開している。

学生の修学に関する支援としては、担任制をとり学生相談に応じている。また、成績不振者・留年者・休学者・退学希望者については、担任教員と教務課とで状況把握を行っている。

学生の生活に関する支援として、ハラスメント防止体制を整備し、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮は保健センターを中心に行っている。進路選択に関わる支援やガイダンスをキャリア支援課が実施し、キャリアアドバイザーを配置している。学生支援の適切性については、定期的に各種の調査を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っている。修学面のみではなく学生生活や健康面、卒業後の進路についても万全なサポート体制をとっている。

以上のことから、基準7についてはおおむね適切に取り組んでいるといえる。

第 8 章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

教育研究活動に関する環境や条件の整備について、「鶴見大学教職員の行動規範」の第 6 条（教育活動）及び第 7 条（研究活動）において教育活動、研究活動を実施する上での条件を定めている（根拠資料 6-2【ウェブ】）。

環境整備については、建学の精神に基づく基本方針として修学支援の面から学生支援ポリシーとして本学ホームページで公表している（根拠資料 7-1【ウェブ】）。条件整備については、各学部、各研究科に建学の精神に基づく人材育成をすることを目標に、3つのポリシーを教育活動の条件と定め、これをホームページで公表している（根拠資料 1-24【ウェブ】）。また、教育活動と研究活動の整備方針として、本法人の中長期的なビジョンを記した「総持学園 Vision2024」を本学ホームページで公表している（根拠資料 1-36【ウェブ】）。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点 1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点 2：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

本学は大学設置基準に基づき、校地面積 112,111.4 m²、校舎面積 58,831.9 m²を有している。併設する本学短期大学部との共用部分を含んでいるものの、基準面積である校地面積 23,329 m²、校舎面積 22,323 m²を満たしている（大学基礎データ表 1、根拠資料 8-1）。

運動施設は中心校地にある体育館（第 1・2 競技場、柔道場・剣道場）の他に、主に課外活動で使用している荒立校地（テニスコート、弓道場、運動広場）と師岡グラウンド（サッカー、ラグビー、アメリカンフットボール）、学園共用の獅子ヶ谷グラウンド（野球）を有している（根拠資料 8-2【ウェブ】）。

施設・設備等の整備及び管理について、文学部では、併設する本学短期大学部と共用している 1 号館・5 号館に、それぞれ 201 名以上収容の講義室を 7 室、91～200 名収容を 5 室、演習室を 18 室、情報処理学習室を 1 室、語学学習室（マルチメディア教育センター）を 4

室、書道室を1室設置している（根拠資料 8-3）。また、文化財学科専用として、6号館に実習室を7室、演習室を1室、荒立校地に実習棟を整備している。

歯学部では、専用棟である2号館・3号館・記念館と臨床教育の場となる附属病院を使用しており、それぞれ91~200名収容の講義室を9室、演習室を1室、実習室を10室、情報処理学習室2室を設置している。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保については、ネットワーク環境等の整備を所管する情報システム課と施設・設備の維持管理を所管する管財課が連携して適切な状態を保持している。

ICT教育等で使用する機器・備品の管理について、1号館・5号館のAV機器は年1回、PC教室は半年に1回の点検を実施している。その他、各学部・学科固有の教育設備についても適切な維持管理を行っている。

ネットワーク環境等の整備について、大学として「tsurumi-u.ac.jp」のドメインを有しており、学内には有線LANと無線LAN（Wi-Fi）、VPN接続環境を完備している。学術情報ネットワークであるSINET回線とは別のインターネット回線も整備し、教職員に利用を限定した学内ネットワークと、学生も含めて利用可能なネットワークを分離して運用している。教職員向けの学内ネットワークの接続にあたっては、各教職員が個々にネットワーク接続申請を行うことで、接続する機器類を情報システム課で一元管理している。無線LAN（Wi-Fi）のアクセスポイントは170ヶ所整備しており、学生と教職員に対してネットワーク接続用のIDとパスワードを発行しているため、学内のどの場所からでも学内LAN、インターネットへアクセスできる環境を整えている（根拠資料 1-35【ウェブ】[p.49「学内情報ネットワーク利用ガイド」]、8-4）。

また、大学などの教育・研究機関の間で無線LAN（Wi-Fi）環境の相互利用ができるサービスeduroamを導入し、加盟する他大学等の施設におけるネットワーク利用が可能となっている（根拠資料 8-5【ウェブ】）。

情報セキュリティの確保のために、全てのICT機器にESET EndpointAntivirusを導入している（根拠資料 8-6【ウェブ】）。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保については、「学校法人総持学園事務局事務分掌規程」に基づき財務部管財課が所管し、管理責任者等を定めて適切に管理を行っている（根拠資料 8-7）。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備については、自動ドア、多目的トイレ、エレベーターやスロープ、点字ブロックは必要と考えられる箇所に設置しているが、全学的なバリアフリー化は実現していないため、より高い安全性や学生に対するホスピタリティの観点からも改善に向けて整備を進めている（根拠資料 8-8）。

図書館のバリアフリーへの対応として、車椅子対応の多目的トイレやエレベーターを設置しており、令和3（2021）年度には「視覚障害誘導用ブロック」の敷設を、令和4（2022）年度には「点字対応の館内サイン工事」を実施した（根拠資料 8-9）。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、授業終了後にセミナー室を自習室として利用できるほか、図書館を平日21時、学生食堂を平日20時まで開放している。令和2（2020）年度、令和3（2021）年度の図書館改修工事に合わせ、ラーニングコモンズを1カ所から4カ所に増設した。単に移動可能な机・椅子を設置するのではなく、ラーニング

コモンズ1は多読図書を隣接させ「多読学習」に特化した学習空間とし、ラーニングコモンズ2は「国家試験対策コーナー」として、十進分類法に捉われること無く問題集や参考書を集約し、学習に集中できる環境を整備した（根拠資料8-10）。ラーニングコモンズ3及びラーニングコモンズ4は、授業をYouTube配信可能とするなどの対応を行った。ラーニングコモンズの授業利用は年間延べ1万人を数え、アクティブ・ラーニングの拠点としての機能を果たしている（根拠資料8-11）。

学生及び教職員の情報倫理確立に関する取り組みとして、情報セキュリティについて、基本方針・対策基準・実施手順・ハンドブックを策定し、本学学長を最高情報統括責任者とする情報セキュリティ組織を構成し、情報の公表を行っている。学生・教職員には、本学ホームページでSNSの適切な利用を呼び掛けているほか、年度始めの学生オリエンテーションでSNS利用時の注意喚起を行っている（根拠資料8-12【ウェブ】）。また、令和5（2023）年度には生成系AIが普及してきたことを踏まえ、「本学における生成系AIの利用に関する方針」を策定し、公表している（根拠資料8-13【ウェブ】）。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

<p>評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・ 学術情報へのアクセスに関する対応 ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 <p>評価の視点2：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置</p>

図書資料の整備と図書利用環境の整備について、本学図書館では、約86万冊の図書、約13,000種類の学術雑誌、約2,500種の電子ジャーナル、2万点以上の希少本などを整備しており、全国国公立大学700校超を対象とした大学図書館ランキング（『大学ランキング』朝日新聞出版）において、常に全国10位以内に位置している（根拠資料8-14）。図書の購入にあたっては、司書資格を有する専任職員2名を担当とし、「鶴見大学図書委員会」（以下「図書委員会」という。）での推薦図書及び学生・教職員からの希望図書もその対象に含め、選定を行っている（根拠資料8-15、8-16【ウェブ】、8-17、8-18【ウェブ】）。

図書、学術雑誌及び電子情報等の学術情報資料の整備について、充実した整備状況である（大学基礎データ表1）。書庫狭隘化解消や学外からの資料へのアクセスを実現するために、電子資料の積極的な導入に努めている（根拠資料8-19、8-20【ウェブ】、8-21）。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備について、国立情報学研究所が大学情報環境整備支援の為に提供している「学術認証フェデレーション（学認）」や「UPKI電子証明書サービス」を導入しており、学術情報の公開、共有の為にツールとして「CiNii Research」「CiNii Books」「CiNii Dissertations」「NACSIS-CAT/ILL」

「IRDB, JAIRO Cloud」を利用している。また、他大学図書館との連携として「大学図書館コンソーシアム連合 (JUSTIS)」や「オープンアクセスリポジトリ推進協会 (JPCOAR)」に加盟している (根拠資料 8-22【ウェブ】、8-23、8-24、8-25)。その他にも、神奈川県図書館協会、神奈川県図書館協会大学図書館協力委員会、横浜市内大学図書館コンソーシアムなどに加盟し、利用者サービス向上の為、情報交換に努めている (根拠資料 8-26【ウェブ】)。

学術情報へのアクセスに関する対応について、主に紙媒体と電子媒体に分けられる。紙媒体の書籍については、蔵書の所在は OPAC で検索が可能である。貸出可能な図書については、図書館システムにより貸出処理を行っており、自動貸出機も設置している。返却遅延者に対しては、自動送信メールや葉書などによる対応を行っている。館内にコピー機を設置して、著作権に基づく範囲での複写を許可している。本学図書館が所有していない紙媒体の学術情報については、「NACSIS-CAT/ILL」に加盟することによって、文献複写、現物貸借が可能となっている。紙媒体の書籍については、新型コロナウイルス感染症拡大の初期段階より開始した「図書配送貸出サービス」を継続実施してきたところ、令和 5(2023)年 12 月 27 日開催の「図書委員会」において、「図書配送貸出サービスの送料受益者負担への変更」及び「文献複写郵送サービスの廃止」が承認され、令和 6(2024)年 2 月 1 日より変更した (根拠資料 8-10、8-27【ウェブ】)。また、電子資料については、館内に専用端末を整備すると同時に、VPN 接続や学認等の通信環境を整備し、自宅等、学外からも来館時同様の資料へのアクセス環境を実現している。

学生の学習に配慮した図書館利用環境 (座席数、開館時間等) の整備について、閲覧室には併設短期大学を含めた全在籍学生数の約 28% に相当する 669 席 (一般閲覧席 615 席、PC 利用可能席 45 席、教員用閲覧席 9 席) の座席数を配置しており、試験期間中の混雑期でも十分な席数を確保している。開館時間は平日 8 時 50 分から 21 時まで、土曜日は 8 時 50 分から 18 時までとなっており、日曜日は休館である。なお、祭日等が授業実施日の場合は、図書館も開館としている。1 階のメディアcommons には、約 3,600 本の映画 DVD、10 台のスクリーン、20 席からなる映画鑑賞スペースを設置している。映画作品については、「映画の視聴を契機とした原作文学への興味の醸成」を目的とし、原作文学を所蔵している場合にはタイトルのパッケージに付している QR コードを読み取ることで、配架場所を示すことができる。このように、積極的な視聴覚資料と原作文学の橋渡しを実施しており、「映画と原作文学の比較」から生じる学習効果、多読学習のスピードアップなど「場所としての図書館」に相応しい取り組みを実施している (根拠資料 8-9、8-28【ウェブ】)。図書館入口付近のエントランスホールを展示用スペースとして活用している。貴重書の展示をはじめ、選書ツアーにて学生が選書した書籍の展示、「鶴見大学 POP コンテスト」の結果発表等の企画展示を行っている (根拠資料 8-16【ウェブ】、8-29【ウェブ】、8-30【ウェブ】)。グループ学習や授業での利用も可能であるラーニングcommons や、ブルーのカーペットでゾーニングし私語厳禁・PC 利用不可とした静寂スペースに設置された 2 階建てブースなど、さまざまな学習形態に対応可能な環境を整備している (根拠資料 8-31【ウェブ】)。また、企業とのオンライン面接やオンライン会議などに利用できる「個室型ワークブース」を全学共有施設である図書館に 3 基備えることにより、所属や学生・教職員などの身分を超えた利用環境を提供している (根拠資料 8-32【ウェブ】)。学生が利用可能な 1 階、2 階全域を対象に「d マガジン for Biz」というアプリを導入しており、学生のスマートフォンから約 1,200 誌程

度の教養・娯楽雑誌へのアクセスを可能とし、移り変わりが激しく多岐に亘る若者の興味・関心に応えると同時に、学生の「居場所」としての役割にも貢献している（根拠資料 8-33【ウェブ】）。

図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者として、司書 10 名（正規職員 7 名、臨時職員 3 名）を配置し、レファレンスを始めとする各種サービスを実施するとともに、蔵書構築や利用環境整備に当たっている。

これらの施設設備を備えた「空間」、蔵書を始めとする「コンテンツ」、司書資格保有者による「人的支援」により、大学図書館として適切に機能している。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<p>評価の視点 1：研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none">・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示・ 研究費の適切な支給・ 外部資金獲得のための支援・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制
--

本学では、研究を「本学の教育研究活動の維持向上に貢献すると認められるもの」と位置づけ、教員の研究の推進を図るため、「鶴見大学研究費規程」を定めているほか、特定研究助成金等、学内の研究助成制度を設けている。本学ではこの各制度に基づき、教員の研究活動支援や研究費の支給を行っている（大学基礎データ表 8、根拠資料 8-34）。

学内支給の研究費は、文学部は配分方法に基づき個々の教員に支給している（根拠資料 8-35）。歯学部は講座単位で支給している（根拠資料 8-36）。研究費の支給とともに、年次研究計画書及び研究報告書の提出を求めている（根拠資料 8-37、8-38）。

教育研究活動を支援する体制として、大学の研究成果を広く社会に還元し、産業界や公的研究機関との連携によって、独創的な技術や製品の開発に寄与するなど、産学公の連携及び社会貢献を目的に教育研究支援課を設置し、外部資金獲得支援や獲得した研究費の管理を行っている（根拠資料 8-39【ウェブ】）。支援の一環として、外部資金獲得のための説明会や研修会を毎年実施している（根拠資料 8-40）。更に研究計画調書の添削体制を構築し、外部資金の獲得の促進を図っている（根拠資料 8-41）。

また、「鶴見大学受託研究取扱規程」「鶴見大学共同研究取扱規程」「鶴見大学奨学寄附金取扱規程」を制定し、外部資金に関する制度を整備している（根拠資料 8-42、8-43、8-44）。研究室の整備としては、獲得した外部資金に係る間接経費の一部を使用して研究環境整備を行っている。また、「鶴見大学学長裁量経費取扱規程」により、教育改革や社会貢献活動に取り組む学生及び教職員を財政的に支援するための制度を設けている（根拠資料 8-45）。平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度に実施され、16 件を採用した（根拠資料 8-46）。

科学研究費等の外部資金獲得状況については、『鶴見大学報』に掲載するほか、『鶴見大学 DATA BOOK』に採択者数及び交付決定額等を掲載して外部にも公表している（根拠資料 1-28-9[p. 10]、1-28-15[p. 5]、1-28-21[p. 6]、1-28-27[p. 9]、1-28-33[p. 9]、8-47【ウェブ】）。共同研究・受託研究等についても、『鶴見大学 DATA BOOK』に申込件数及び受入金額を掲載して公表している。

文学部教員の研究室の整備状況については、文学部・短期大学部の研究室棟である 6 号館が当てられており、全教員が個人研究室(18 m²)を配当されている。また、個人研究室の他、各学科には合同研究室が設けられており、学科の教員間での情報交換や共同研究の推進の便宜も図られている（根拠資料 8-48【ウェブ】）。

歯学部教員の研究室の整備状況については、教授には個人研究室があり、准教授・講師・助教等及び大学院生には各講座ごとに研究スペースを確保している。歯学部の教員研究室は 2 号館・3 号館に整備されており、2 号館には主に臨床系講座の研究室、3 号館には主に基礎系講座の研究室が配備され、各講座の教員及び大学院生が共同で使用することにより、教育研究の向上につながっている。

問題点としては、若手研究者へのサポート体制及びティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制が不十分であると認識している。

国際交流の促進と教育研究の充実・発展を図ることを目的とし、海外からの留学生・研究者が利用可能なゲストハウスを設置している（根拠資料 3-13）。

オンライン教育を実施する教員からの相談や技術的な支援は、各学部教務課と情報システム課が中心となって行った。本学のオンライン教育は、特に文学部の学生数が多いことから、大学側が提供するネットワーク環境のスペックでは、学生からのアクセス集中に対処困難と判断したため、学習支援システム manaba を主としたオンデマンド型学習、Microsoft365、Zoom の併用により対処した（根拠資料 8-49【ウェブ】）。

以上のことから、おおむね良好に、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、その活動促進を図っている。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理や研究活動の不正防止に関しては、文部科学大臣決定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、研究活動の不正防止に関する事項は、「鶴見大学における研究活動の不正行為防止及び調査体制に関する規程」を制定し、研究活動における不正行為への対応と不正行為防止及び不正行為発生後の対応として、調査委員会の設置、調査結果の公表等に関する必要事項を定めている。また、「研究活動の不正行為防止に関する基

本体制」を構築している（根拠資料 8-50、8-51）。

公的研究費の管理・運営に関する必要事項は、「鶴見大学公的研究費取扱規程」「公的研究費の管理・運営に関する責任体系」「鶴見大学競争的資金等の使用に関する行動規範」「鶴見大学公的研究費不正使用防止計画」「鶴見大学公的研究費内部監査規程」「鶴見大学・鶴見大学短期大学部公的研究費ハンドブック」に定めている（根拠資料 8-52、8-53、8-54、8-55、8-56、8-57）。

人を対象とする研究を計画し、実施する際に遵守すべき事項については、文部科学省の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、「鶴見大学文学部倫理審査委員会規程」及び「鶴見大学歯学部倫理審査委員会規程」を定め、研究対象者の人権等を擁護するとともに適正かつ円滑な研究推進を図っている。「文学部倫理審査委員会」及び「歯学部倫理審査委員会」において、研究者を対象とした各学部独自の倫理審査ハンドブックの作成を進めている。また、定期的に「人を対象とする研究に関する倫理講習会」を開催し、理解を深めている（根拠資料 8-58）。

利益相反に係る事項については、「鶴見大学文学部利益相反委員会規程」及び「鶴見大学歯学部利益相反委員会規程」を定め、適切な管理を行っている（根拠資料 8-59）。

コンプライアンス教育及び研究倫理教育の一環として、研究費不正使用防止・研究活動不正行為防止研修会を2年に1度開催している（根拠資料 8-60）。研修会の対象者は常勤研究者に加え、公的研究費に関わる非常勤研究者、大学院生、専攻生、研究生、事務職員についても対象と定め、受講後の理解度確認テストを併せて実施している。また、常勤、非常勤問わず本学で研究活動に従事する研究者を対象に、eラーニングの受講を義務付けている。研修会及びeラーニングの受講率と研修会の確認テストの正答率は毎年、「研究活動の不正行為対策委員会」へ報告し、全体の理解度の点検・評価を行った上で、研修内容等の改善に努めている。令和元（2019）年度の研修会では、前回と比較して確認テストの正答率が上昇したものの、令和3（2021）年度の確認テストでは全体的に正答率の下降が見られたため、指導の再徹底を図り、コンプライアンス及び研究倫理への意識、理解度の向上を目指している。令和5（2023）年度は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）のeラーニングプログラムを利用したオンライン研修を行っている（根拠資料 8-61、8-62、8-63）。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置が講じられ、おおむね適切な対応を行っていることを認識している。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

ビジョンを実現するために必要な中期目標・計画として、「第一期主要計画一覧（2019～2024）」を作成し、令和2（2020）年度にはそれらを一元的に管理・把握するための中期計画マネジメントシステムを導入し運用している（根拠資料 1-42、1-45【ウェブ】、8-64【ウェブ】）。システムには、研究環境に係る項目、進捗割合（%）を入力している。入力項目・進捗割合について、定期的に「全学自己点検評価委員会」で点検・評価を行い、その結果は「大

学運営協議会」から「学内理事協議会」を経て、「理事会」に報告し、結果を本学ホームページに公表している（根拠資料 1-44【ウェブ】）。

更に、「全学自己点検評価委員会」での点検・評価結果に基づき、各部署へ次年度の事業計画の中で改善を図るよう要請しており、定期的な点検・評価結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っている。例として、「学生の学修・生活に関する調査」には「エレベーターが足りない・バリアフリーではない」「学生の居場所がない」という意見が多かった。これについては、5号館にエレベーターを設置し、令和2（2020）年度より利用可能になっている（根拠資料 7-31）。また、令和3（2021）年度に学生の居場所づくりのため、南門側の憩いの場の整備をした。

8.1.7. 学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：教育研究環境整備における COVID-19 への対応・対策は、学生の学習及び教員の教育研究活動の円滑な実施の観点から適切であるか。

COVID-19 への対策として、学生の学習環境の整備のために自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援として学生一人ひとりに Microsoft365 アカウントを付与し、同社のメールソフトや Microsoft Teams を使用し、即座に教員に相談できる体制を整備した。オンライン教育を行うにあたっては、令和2（2020）年度は遠隔授業を基本としたため、在学生全員を対象に学修環境整備支援金を1人当たり10万円給付し、通信環境確保の支援を行った。令和3（2021）年度は新生を対象に同様の支援を行った（根拠資料 2-73【ウェブ】、2-74【ウェブ】）。インターネット接続等に関する技術的なサポートの他、学習支援システム manaba の利用方法については、教務課を中心に、情報システム課と連携しながら支援している。端末のインターネット接続が難しい学生に対しては、学内のパソコンルームや図書館のPCを提供している。通学や通勤に際しては、建物の入口には自動検温器を設置し、対面講義や実習を行うにあたっては、各教室や会議室に遮蔽板を設置、各教室の出入り口には消毒液を設置、教室内の収容人数制限を設ける、換気の強化を行うなどの対策を行った。健康面については、学習支援システム manaba を用いた体調管理チェック体制を構築、更には学生の学外実習前のPCR検査や、令和3（2021）年度には新型コロナウイルスワクチンの大学拠点接種を行った（根拠資料 8-65【ウェブ】）。

大学施設内、各建物入口にサーマルカメラと自動アルコール消毒器を設置し、教室等においても入口に自動消毒器、教卓にはアクリルパーテーションを設置するなど感染防止対策に努めた。教室、実習室などの机・椅子は、消毒剤を使用し清掃を行い、学生の入替わりが多い食堂及びPC教室においては、清掃のほか除菌シートを設置し、使用前後に机・キーボード等の除菌作業ができる環境を整えた。また、空調機内フィルターを抗菌仕様に変更し、教育研究活動に支障を来すことがないよう感染防止対策を講じた。トイレについては、手動の手洗い場及び男性用小便器を自動水洗に変更し、使い捨てペーパータオルを常備した。更衣室には、空気清浄機・サーキュレーターを設置し密閉を避ける措置を講じた。また、換気対策として教室に網戸・二酸化炭素濃度測定器を設置し、換気対策の促進を図っている。

図書館については、サーマルカメラの設置による検温の実施、手指消毒用アルコールの設

置、自動貸出機設置による非接触環境の実現、閲覧席へのアクリル板設置や座席の間引き運用、返却図書の消毒、サーキュレーターの設定による感染防止対策を講じた（根拠資料 8-66）。図書資料へのアクセス確保については、電子書籍の積極的な導入を実施し、VPN接続や学認等により自宅等からの図書館資料へのアクセスを可能とした（根拠資料 8-10）。現物図書については、令和 2（2020）年度の新型コロナウイルス感染症拡大の初期段階より、学生を対象に「図書配送貸出サービス」（往復送料大学負担）と「論文複写郵送サービス」を実施した。貸出冊数と貸出期間延長を実施し、これらについては利便性向上の観点から「鶴見大学図書館利用規程」を改正し、令和 4（2022）年度以降標準とした（根拠資料 8-67）。令和 6（2024）年 2 月 1 日より、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したことを踏まえ、「図書配送貸出サービスの送料受益者負担への変更」及び「文献複写郵送サービスの廃止」とした（根拠資料 8-27【ウェブ】）。学習環境整備・教材作成支援については、ラーニングコモンズ 3・4 に YouTube へ配信可能な教材作成装置を設置し、教室と自宅への同時配信による臨場感のある授業実施、各種ソフトを介した効果的な授業実施環境を整備した。また、感染防止の観点から、オンライン面談、オンライン会議等の実施に有用な個室型ワークブースを 3 基設置した（根拠資料 8-31【ウェブ】）。全学共有施設である図書館に設置することで、所属や学生・教職員などの身分を超えた利用環境を提供している。館内施設の 3D ビュー公開では、図書館資料の学外からのアクセス環境を整備すると同時に、館内施設の案内や機材の説明も学外からインターネットで確認可能とした。Google マップのストリートビュー上にアクセスポイントが表示されることから、地図上からダイレクトに館内の情報を獲得することが可能である。

令和 3（2021）年度より Zoom 包括契約、学外から学内 LAN にアクセス可能となる VPN 接続サービスを追加し、学生及び教職員の遠隔での教育研究環境の向上に努めた（根拠資料 8-68【ウェブ】）。令和 4（2022）年度より、ホームページ上にチャットボットを導入し、窓口利用時間外における学生支援サービスの向上を図った（根拠資料 1-22【ウェブ】）。

研究環境の整備として研究に係る学内の講習会、説明会等を全てオンライン・オンデマンド配信で実施するなど、リモートワークに対応している。

8.2. 長所・特色

学生の学習環境の整備にあたって、文学部については、大人数を収容可能な講義室や、語学学習室（マルチメディア教育センター）の他に、文化財学科専用の実習室等を整備している。歯学部については、専用棟である 2 号館・3 号館・記念館と臨床教育の場として附属病院を使用しており、教育に必要な設備を十分に備えている。

学習支援のために、学内のネット環境を整備するだけでなく、学生一人ひとりに対して Microsoft365 アカウントを付与し、メールソフトや Microsoft Teams を使用して教員のサポートを迅速に受けられる体制を整えている。更に COVID-19 以前より学習支援システム manaba を導入しており、Microsoft365 と同様に学生と教員がコミュニケーションをとれる機会を確保し、グループワークや学生の学習の進捗と学生の理解度を確認するための授業内小テストの実施、対面授業開始後の体調管理にも活用している。

本学の図書館は、全国国公立大学を対象とした図書館ランキングにおいて、常に全国 10

位以内に位置しており、紙媒体・電子媒体両方の学術資料の提供を行っている。また、多読図書に隣接させ「多読学習」に特化した学習空間や、「国家試験対策コーナー」として、十進分類法に捉われること無く問題集や参考書を集約し、学習に集中できる環境をラーニングコモンズとして整備している。

教員の教育研究活動のために、毎年学内研究費の支給と、平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度に学長裁量経費を支給するなど、社会貢献に寄与する体制整備を支援している。また外部資金獲得のためのバックアップ体制も整備している。

人を対象とした研究を行う際の研究者への支援として、文部科学省及び厚生労働省並びに経済産業省が定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づき、「文学部倫理審査委員会」及び「歯学部倫理審査委員会」において、研究者を対象とした各学部独自の倫理審査ハンドブックの作成を進めているなど研究倫理に関する体制整備の構築を行っている。

8.3. 問題点

教育研究活動に関する環境や条件の整備について、財政面や人員不足等の理由から、具体的な計画に至っていないため、他の機関の取り組み事例や専門家の意見等を参考にし、現実味のある計画を構築していく必要がある。

研究に関しては、研究時間や研究専念期間を確保するための体制が整っておらず、外部資金を獲得した研究者へのサポートや、若手研究者へのサポート体制が不十分であること、また、理解度確認テストの正答率が充分ではない研修会もあることから、一方向的な開催形式を見直し、討議やグループワークといった形式を導入し、更なる意識向上を図ることを検討していく必要がある。教育活動に割くエフォート率がそれなりに高いため、教員それぞれに十分な研究時間を確保したり、研究専念期間の保障を提供したりするまでには至っていないことである。各教員の担当コマ数を調整したり、研究補助員を配備したりすることが、今後の課題であると認識している。

設備面としては、全学的なバリアフリー化構築は完備に至っていないことから、身体に障がいのある学生や、けがによって歩行困難となった学生の移動や、実習に必要な器材や資料の搬入にも困難が生じる可能性もある。そのため、バリアフリー完備へ向けた整備投資を進めている。

図書館については、書庫の狭隘化である。平成 27 (2015) 年度の時点で収容可能冊数の 75 万冊を超えて 80 万冊の蔵書があったが、図書の廃棄や書架の増設が追い付かず、現在 86 万冊の蔵書があり、早急な対処が必要となっている。そのため、電子ジャーナルなどの電子媒体との契約を進めているが、根本的な解決に至っていないのが実情である。

8.4. 全体のまとめ

本学は建学の精神のもと、教育活動・研究活動に関しては「鶴見大学教職員の行動規範」に定め、環境整備については学生支援ポリシーを、条件整備については 3 つのポリシーを明示し、本学ホームページで公表している。

研究活動については、「鶴見大学研究費規程」の下に各制度を設け、研究費の支給を行い、各種研究のための取扱規程等を制定し、教育研究活動支援体制を構築している。外部資金獲得へ向けては、説明会や講演会をなどの支援対策を行っているものの、教員の研究時間や期間の確保も容易ではないことが、今後の課題となっている。

校地・校舎面積は、併設する本学短期大学部との共有部分を含んでいるものの、大学設置基準の基準面積を満たしており、運動施設としては体育館の他に校地とグラウンドを有し、さまざまなスポーツに対応可能なため、スポーツ教育の振興や地域交流にも貢献している。

施設・設備等に関しては、ネットワーク環境を整備し、学内でのインターネット接続がスムーズに行える環境となっている。一部の教室には学生用のデスクトップ型パソコンを設置し、講義室・演習室には電動式プロジェクターと液晶プロジェクターを備え、計画的な点検の下、維持管理を行っている。文学部・歯学部それぞれの実習室においても、必要な機器・設備を完備し、管理責任者を定めて維持管理、安全及び衛生の確保に努めている。学内の一部ではバリアフリーに対応しているが、全体的には不十分であることを認識しており、今後も学生や教職員の安全性・利便性を向上させるため、計画を進めている。

図書館では、充実した蔵書数に加え、書庫狭隘化対策と電子資料の充実のため、各種データベースや電子ジャーナルを導入しており、学術情報へのアクセスも可能となっている。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、図書館への来館が厳しい状況下においても、これらのサービスは利用可能であり、「図書配送貸出サービス」や「文献複写の郵送サービス」などの対応を行った。

教育研究等環境の適切性については、「大学運営協議会」及び「全学自己点検評価委員会」の管理の下、中期計画マネジメントシステムを使用し、定期的な点検・評価を行っていることから、本学はおおむね良好な教育研究環境が整備されているものといえる。

以上のことから、基準8についてはおおむね適切に取り組みを行っているといえる。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、「大覚円成 報恩行持」を建学の精神として掲げ、社会連携・社会貢献を本学の使命である教育、研究と並ぶものとして位置づけ、産学官連携に積極に取り組んでいる。教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針は、地域社会等のニーズを踏まえ、社会貢献・共同研究・人材育成・体制整備・説明責任・教育研究促進・知財管理について明記している。更にこのポリシーを本学ホームページ上に明示し、学内でも共有している（根拠資料 1-36【ウェブ】[p. 22～IV「社会貢献」、9-1【ウェブ】、9-2【ウェブ】）。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、地域との連携推進を図ることを目的に「鶴見大学地域連携推進委員会」（以下「地域連携推進委員会」という。）を設置し、以下の事項を協議している（根拠資料 9-3）。

- ・社会貢献、地域連携に関する事項
- ・公開講座、講演会及び学術セミナー等の開催に関する事項
- ・その他地域連携事業の推進及び管理運営に関する事項

社会連携・社会貢献に関しては、方針に基づき、以下のとおり取り組みを実施している（根拠資料 9-4）。

学外組織との適切な連携体制について、横浜市鶴見区とは、相互の緊密な連携と協力を図り、双方の持つ知的・人的・物的資源を有効活用することにより、活力ある個性豊かな地域社会の発展をめざして、平成 26（2014）年に包括連携協定を締結した（根拠資料 9-5）。その一環として鶴見区の後援を受け、本学の特色を活かして教育研究の成果を還元することを目的に「つるみ連携カレッジ」を開講し、テーマや参加人数の推移は資料のとおりである（根拠資料 9-6）。本学及び本学短期大学部の計 7 学科が持ち回りで担当している。平成 30（2018）年度は文学部ドキュメンテーション学科による「本のあれこれ」を開催し、学科の専任教員 7 名によるオムニバス形式の講座を行った（根拠資料 9-7-2）。令和元（2019）年度は歯学部による「一生 美味しく楽しく」を開催し、専任教員 4 名によるオムニバス形式

の講座を行った（根拠資料 9-7-4）。令和 5（2023）年度は文学部日本文学科専任教員 3 名、元非常勤講師 1 名による『『百人一首』の文学』をオムニバス形式で 2 月下旬～4 月までオンデマンドで配信する（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

このほか、横浜市鶴見区との包括連携協定に基づき、本学主催の「鶴見大学杯少年野球大会」を本学グラウンドで実施している。この大会は、本学硬式野球部が平成 22（2010）年度に行った野球教室で鶴見区少年野球連盟と交流を持ったのがきっかけで、平成 24（2012）年度から毎年開催している（根拠資料 9-9、9-10【ウェブ】）。

鶴見区豊岡商店街協同組合との地域交流協定に基づく連携では、豊岡商店街での打ち水イベントへの協力、街路灯フラッグ作製、また、令和 3（2021）年度に開催された「よこはま商店街映像祭」に本学学生ボランティアが作成した豊岡商店街のプロモーション映像作品を応募し、その作品が入賞した（根拠資料 9-11【ウェブ】）。令和 2（2020）年度から、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、豊岡商店街打ち水イベント、豊岡商店街街路灯フラッグ作製の活動は行っていない。

令和 4（2022）年度には、NHKの番組で鶴見区が舞台となったドラマが放送され、本学は「ちむどんどん」横浜鶴見プロジェクトに参加し、アンバサダーに本学副学長が就任し、横浜鶴見を盛り上げるための活動を行った（根拠資料 9-12【ウェブ】）。本学の学生ライターによるドラマ出演者への取材活動や本学卒業生によるNHK公開セミナー「鶴見と琉球にちむどんどん！」の開催、文学部文化財学科の教員による沖縄民族工芸品展示、沖縄チャンプルーカーニバルへの参加等、様々な企画により、地域の方々との交流の場を提供した（根拠資料 1-28-28[p. 8]、1-28-30[p. 9]、9-13、9-14【ウェブ】）。「ちむどんどん」横浜鶴見プロジェクトは、令和 5（2023）年度より鶴見「観光ネットワーク」づくり交流会に位置づけられている。

横浜市及び市内大学との連携では、市民・企業・行政と大学が互いに成長、発展しうる関係を構築することにより、次代を担う人づくりの舞台「21 世紀型大学都市ヨコハマ」を実現することを目標に、横浜市と市内の約 30 大学によって「大学・都市パートナーシップ協議会」を組織している。連携活動として、令和元（2019 年度）までは「ヨコハマ大学まつり」を開催し、学生パフォーマンス、大学 PR コーナー、地域貢献パネル展などを行い本学学生も参加していた。令和 2（2020 年度）からは新型コロナウイルス感染症拡大の影響により「ヨコハマ大学まつり」は実施されず、Web に移行し大学の情報配信活動を行っている（根拠資料 9-15【ウェブ】、9-16【ウェブ】、9-17【ウェブ】）。

神奈川県内にキャンパスを置く大学と、県によって連携・協力を図りながら運営している「かながわ大学生涯学習推進協議会」の主催により開催された「大学で学ぼう～生涯学習フェア～」に協力し、本学歯学部教員による企画トーク「不老は口から～アンチエイジング医学の最前線～」が開催され、59 名が受講した（根拠資料 1-43【ウェブ】、9-18【ウェブ】）。

また、神奈川県青少年科学体験活動推進協議会の要請により、毎年 7 月に小学生を対象に「子ども科学探検隊」を本学歯学部生物学教室の協力のもと行っている（根拠資料 9-19）。

石川県輪島市との包括連携協定に基づき「輪島市民セミナー」の開催、禅と海 里づくり・交流促進プロジェクト「延年の章」への協力、本学大学祭での輪島市観光物産展を行っている（根拠資料 9-20、9-21、9-22、9-23）。「輪島市民セミナー」は、石川県輪島市との文化交流事業のひとつとして、本学・本学短期大学部の学生及び教職員が協働して開催しており、

輪島市民との交流や、總持寺祖院においては坐禅体験・諸堂拝観をするなど能登の文化・芸術の一端に触れる機会となっている（根拠資料 9-24【ウェブ】）。令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度の「輪島市民セミナー」については新型コロナウイルス感染症の拡大状況に鑑み延期したものの、令和 4（2022）年度は感染対策を徹底するなど、輪島市内の会場での開催に至った（根拠資料 9-25【ウェブ】）。また、学生ボランティアが作製した竹灯籠作品の展示を実施し、本学のマスコットキャラクター「つるみん」のグッズが貰えるイベントも開催した（根拠資料 9-26【ウェブ】、9-27【ウェブ】）。禅と海 里づくり・交流促進プロジェクト「延年の章」への協力については、会議が令和 5（2023）年 1 月に開催され、プロジェクト事業計画が策定された。令和 6（2024）年の瑩山禅師 700 回大遠忌も見据え、交流の促進と禅文化の魅力発信を図っていくこととなっている（根拠資料 1-44【ウェブ】、9-28）。輪島市観光物産展については、本学の大学祭「紫雲祭」に合わせて出店され、来場者に輪島市の魅力を発信している（根拠資料 7-28[p. 14]、9-29【ウェブ】）。令和 5（2023）年の 8 月には石川県立門前高等学校の教員・生徒が来校し、附属高等学校と交流、入試課と協力し学科紹介や本学の学びについて理解を深めた（根拠資料 9-30）。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進については、平成 9（1997）年度から生涯学習セミナーを開設し、多種多様な講座を開講することで社会・地域住民へ学びの場を提供し、地域との連携推進を図ると同時に、社会的要請に応えてきた。

生涯学習セミナーは、3つの柱(智慧・創造・向上)を軸に構成しており、文学・歴史、文化・宗教、子育て支援、語学、PCスキルに至るまで、10つの領域にわたって数多くの講座を展開していた。教員もそれぞれの専門分野を活かして講座を担当していたが、令和 2（2020）年度より新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、通常での講座開催は中止となり、令和 4（2022）年度以降は生涯学習セミナーそのものの中止を決定することとなった（根拠資料 9-7、9-31、9-32）。なお、受講者のニーズに基づく講座の見直しや新規講座の企画検討等は、「地域連携推進委員会」において協議しており、日常的な業務は地域連携推進課（生涯学習センター）が担ってきたが、令和 5（2023）年度の事務組織変更により総務課に移管されている。

宗教行持の一つである釈尊降誕会（しゃくそんごうたんえ）は、一般的に「花まつり」としてお釈迦さまの誕生を祝うものとして親しまれており、本学では、平成 22（2010）年度より「はなまつりコンサート」を開催し、地域の方々が多く来場する行事となっていた（根拠資料 9-33【ウェブ】）。開催にあたっては本学ホームページで周知するほか、生涯学習セミナーのパンフレットに掲載した（根拠資料 9-7-5[p. 96]）。なお、令和 2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に鑑み、開催を中止した（根拠資料 9-34【ウェブ】、9-35【ウェブ】）。

文部科学大臣からの委嘱を受け開講している「鶴見大学図書館司書・司書補講習」は、昭和 29（1954）年にスタートして以来、司書 1 万人以上、司書補 5 千人以上を輩出しており、60 年を超える伝統ある事業となっている。例年、7 月から 9 月にかけて実施してきたが、令和 2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大の状況に鑑み、例年どおりに開催することが極めて困難であり、受講生及び教職員の安全を第一に考えて中止することとした。令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度は例年どおりの日程で、一部オンライン（オンデマンド）授業で実施した。令和 5（2023）年度は実施を見合わせ休講としたものの、令和 6（2024）

年度は開講に向けて準備を進めている（根拠資料 9-36、9-37【ウェブ】）。実施にあたっては地域連携推進課が実務を担当していたが、令和5（2023）年度の事務組織変更により文学部教務課に移管されている。「鶴見大学図書館司書・司書補講習」の直近6カ年の受講者及び修了者数は次のとおりである。

表 9-1-2-1 鶴見大学図書館司書・司書補講習 修了者数

年度	期間	司書講習 [人]	司書補講習 [人]
平成 30（2018）年度	7/13（金）～9/19（水）	103（90）	33（24）
令和元（2019）年度	7/17（水）～9/21（土）	69（58）	30（26）
令和 2（2020）年度	中止	0	0
令和 3（2021）年度	7/14（水）～9/11（土）	91（69）	21（18）
令和 4（2022）年度	7/9（土）～9/10（土）	127（94）	33（29）
令和 5（2023）年度	休講	0	0

受講者数*カッコ内は修了者数

歯学部では、横浜市社会福祉協議会と連携し、「よこはま福祉保健カレッジ鶴見大学連携事業」として介護・福祉専門職向けの摂食嚥下リハビリテーションの研修会を行っている（根拠資料 9-38）。地域交流事業では、神奈川県歯科医師会と連携を行い、6月の歯と口の健康週間の時期に歯塚供養を行っている（根拠資料 1-28-33[p. 7]）。更に、横浜市鶴見区と連携して、介護予防事業として「フレイル」予防の普及啓発のため講演会等を実施している（根拠資料 9-39）。

附属病院では、神奈川県歯科医師会との包括連携に関する協定書に基づき、神奈川県歯科医師会加盟医療機関に係る医事案件（患者からの医療相談等）に対し、専門的助言を行う目的で歯科医師である教員を専門医として派遣している（根拠資料 9-40）。中立的立場により助言を行い、歯科医療における医事紛争解決に寄与することにより、地域医療に対する社会連携・社会貢献を行っている。また、令和3（2021）年度に病院内に地域医療連携室を設置し、いままでは近隣の歯科医院と診療科単位での個別連携が中心であったところを、病院全体の連携窓口として、病診連携（歯科診療所との連携）や病病連携（医科病院との連携）等、地域医療との結びつきを強化している。具体的には、神奈川県下を中心とした歯科医師会及び医療機関からの受け入れとして、訪問歯科診療、全身麻酔下での歯科治療、周術期口腔管理の受け入れを行っており、周術期口腔管理については、以下のとおり件数が増加している。

表 9-1-2-2 周術期口腔管理の受診者数（算定延件数）

期間	件数	備考
令和 2（2020）年度	246 件	
令和 3（2021）年度	352 件	地域医療連携室設置
令和 4（2022）年度	499 件	
令和 5（2023）年度	437 件	～1 月時点

また、医療機関だけでなく、地域の薬局、介護施設等までを含んだ横浜市鶴見区、神奈川

区を中心とした診療情報共有ネットワーク「サルビアねっと」への参加準備を進めており、さらなる地域連携の推進を目指している。

仏教文化研究所においては、年 1 回、広く地域の方々に対して公開シンポジウムを開催し、研究成果を報告することで社会へ成果の報告、還元を行っている（根拠資料 3-28【ウェブ】）。その協力委員会として、外部研究者及び大本山總持寺との連携組織である「鶴見ヶ丘学術協力委員会」において、古文書等に関する研究会及び発表会などを行い、その成果を紀要、研究書として公開している（根拠資料 3-6）。仏教教育研究部門において、月 1 回のペースで、仏教の基本的な考え方について学修を行い、それを教育にどのように応用できるのかという点について、研究を行っている。

国際交流センターにおいては、現在、文学部は 11 校、歯学部は 13 校の海外の大学との協定を結んでおり、学术交流や留学生の受け入れ、派遣等を行っている。国際交流事業は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により抑えられていたが、令和 5（2023）年度からは海外協定校からの学生受け入れについても徐々に再開し、8 月には文学部が実施する短期プログラムに参加するためイギリスの協定校より 2 名の学生が来日し、約 2 週間ゲストハウスに滞在した。また、12 月には歯学部の短期プログラムに参加する香港大学の学生 7 名を受け入れた（根拠資料 9-41【ウェブ】、9-42、9-43）。社会貢献活動の一環として平成 27（2015）年から令和元（2019）年まで「UNHCR 難民映画祭」を開催し、地域住民も多く来場した（根拠資料 3-12、9-44【ウェブ】）。また、平成 22（2010）年から、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との共同プロジェクトとして、海外から日本国内に避難してきた庇護希望者（難民申請者）を対象に、歯科診療を無償で提供する「難民申請者のための無償歯科治療支援」を実施している（根拠資料 9-41【ウェブ】）。令和 2（2020）年度までは国際交流センターにおいてこの支援を実施し、令和 3（2021）年度から附属病院と歯学部が協働で実施しており、令和 4（2022）年度の延べ診療回数は 53 回、令和 5（2023）年度は 9 月時点で 34 回を数え、人道支援活動のコアとなるとともに、歯科医師である教員及び補助にあたる臨床実習生の直接的な貢献活動となっている。

公共医科学研究センターにおいては、平成 28（2016）年度に締結した神奈川県歯科医師会との包括連携協定に基づき、歯科医師、警察官、海上保安官、自衛官等を対象とした法医学に関する研修会を実施して知識・技術の具有について継続して協力している（根拠資料 3-16【ウェブ】、9-40）。加えて、医療安全研修における指導、個別事故事例の評価を行っている。神奈川県警察から囑託された変死体の鑑定（身元特定、剖検等）、地検及び裁判所から囑託される医事に関する各種鑑定を通年に渡り実施し、これらからの研究材料の採取、教育への応用等に繋げている。平成 29（2017）年に横浜市と本学が締結した災害時における歯科医師等の派遣に関する協定に基づき、横浜市が実施する災害時多数遺体取扱訓練に参加し、遺体安置所における行政業務に関する知識・技術について指導している（根拠資料 9-45、9-46）。加えて、鶴見区との包括連携協定に基づき、鶴見区内の医療機関、医師会、警察、消防等が約 800 名参加する鶴見区災害医療訓練会にも参加している（根拠資料 9-5、9-47）。茅ヶ崎市が主催する災害時多数遺体収容訓練に参加し、遺体安置所における行政業務に関する知識・技術について地域歯科医師会と共に指導している（根拠資料 9-48）。令和 3（2021）年度にタイのチェンマイ大学とオンラインによりシンポジウムを開催した（根拠資料 9-49）。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、「地域連携推進委員会」において社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行っている（根拠資料 9-50、9-51）。「つるみ連携カレッジ」では各回にアンケート調査を行い、それを基に検証を行った。生涯学習セミナーについては、開講講座ごとにアンケート調査を行い、受講者数や受講生の満足度・要望等を点検・評価、その内容を基に、次年度以降の開講講座の検討を行った（根拠資料 9-52）。

「鶴見大学図書館司書・司書補講習」については、講習期間終了前に受講者にアンケートを実施している。アンケートの集計結果は会報誌である「一夏会報」に掲載し、本学ホームページでも公表している。「司書・司書補講習運営委員会」を置き、講習の実施に関する事項、開催期日や運営方針などを審議している（根拠資料 9-53）。

附属病院については、「病院運営委員会」「地域医療・病診連携委員会」及び医療安全管理部のいずれかにおいて活動報告及び実績報告を行っており、疑義が発生した際などは、次回の活動実施前に検討し継続の可否を判断する仕組みとなっている。また、活動のフローについても同組織内にて必要に応じて見直しを行っている（根拠資料 9-54、9-55、9-56）。

仏教文化研究所の取り組みについては、原則として年4回開催される「仏教文化研究所運営委員会」により、活動内容の提案及び報告を行い、運営委員からの意見の聴取を行っている。また、それらの意見を基に自己点検を行い、運営の改善、向上に取り組んでいる。

国際交流センターについては、「国際交流センター運営委員会」において、各学部の国際交流活動や国際協力に関することなどについて協議を行っている（根拠資料 3-12、3-29）。また、「歯学部国際交流委員会」では交流校のMOUの更新の確認を定期的に行い、その点検に基づいて改善・向上を図っている（根拠資料 9-41【ウェブ】）。

公共医科学研究センターの取り組みについては、以下のように改善・向上に取り組んでいる。

- ・ 鶴見区災害医療連絡会議に出席し、災害医療訓練会における効果及び改善点等を参加団体と共有し、次期に向けた課題設定等を行っている（根拠資料 9-57）。
- ・ 横浜市が主催する災害時多数遺体取扱関係機関連絡会議に出席し、多数遺体取扱体制や訓練における問題点の抽出、課題の共有等に関して、多職種（医師会、歯科医師会、神奈川県警察、葬祭業、行政官等）の間で確認している（根拠資料 9-58）。
- ・ 令和2（2020）年12月にセンター長が最高裁判所より専門委員（横浜地方裁判所所属）に任命され、横浜市地方裁判所医療訴訟関係協議会において医事訴訟の動向、専門委員や鑑定人の任用状況、個別事例の評価状況等について、裁判官、弁護士、県内医療団体代表等と共有し、課題等について意見交換している（根拠資料 9-59）。
- ・ センター長が神奈川県死因究明等推進協議会委員に就任し、県内における死因究明業務の問題点等の抽出及び共有に関して、法医学者、検視官、検察官、弁護士等と意見交換を行っている（根拠資料 9-60）。

課題の改善等については、一般参加者も対象として可能な範囲で講演会及びシンポジウム等での発表及び意見交換、アンケート調査等も踏まえて向上化を図っている（根拠資料 9-61）。

社会連携・社会貢献事業の進捗状況については、中期計画マネジメントシステム上で「大学運営協議会」及び「全学自己点検評価委員会」が管理し、情報共有している（根拠資料 1-44【ウェブ】）。

9.1.4. 社会連携・社会貢献において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：社会連携・社会貢献において講じた COVID-19 への対応・対策は、知識・技術等の還元の観点から適切であるか。

本学では、社会連携・社会貢献において、文部科学省からの通達に基づき、COVID-19 への対応・対策の措置を講じた。

令和 3（2021）年 11 月 18 日に、「令和 3 年度輪島市との包括連携協定にもとづく鶴見大学・鶴見大学短期大学部輪島市民セミナー」をオンラインにより開催した（根拠資料 9-62【ウェブ】）。令和 4（2022）年度は、11 月 7 日～12 月 23 日の期間に、「つるみ連携カレッジ」をオンデマンドによる開催とした（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

生涯学習セミナーについては、令和 2（2020）年 2 月以降、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を受け、第 1 クールの全講座が中止となり、同年 6 月には第 2 クールの中止も決定した。収束の見込みが低い状況が続いている中であつたが、令和 3（2021）年度には第 1 クールをオンライン講座のみで開講することを決定し、生涯学習セミナーの受講者には高齢者も多かったため、オンライン講座受講方法の動画を作成し、ブログを通しての発信を続けていた（根拠資料 9-63【ウェブ】）。しかし、受講者数が大幅に減少したこと、COVID-19 対策を講じたことにより消耗品や新規備品等の購入による必要経費及び対策に係る業務の負荷が増大したことから、令和 4（2022）年度以降の生涯学習セミナーについては中止が決定した（根拠資料 9-31、9-64、9-65、9-66、9-67、9-68）。

また、宗教行持の一つである釈尊降誕会（しゃくそんごうたんえ）は、一般に「花まつり」として親しまれており、本学でも毎年「はなまつりコンサート」を開催していた（根拠資料 9-33【ウェブ】、9-69【ウェブ】）。地域住民が多く来場する行事であつたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2（2022）年以降は中止となっている（根拠資料 9-34【ウェブ】）。

司書・司書補講習については、緊急事態宣言が発出された令和 2（2020）年度は文部科学省へ中止の報告をした（根拠資料 9-70）。中止後の措置として、申込者に対し、書類の返送及び選考料の返金を行い、本学ホームページ等で周知した。令和 3（2021）年度、令和 4（2022）年度については、オンライン（オンデマンド）授業を一部の科目で取り入れ実施した。

附属病院は、従来より常置されている「院内感染対策委員会」とは別に、COVID-19 対策として「新型コロナ対策委員会」を設置し、感染対策マニュアルを整備するとともに、外来患者、入院患者への対策に講じた。令和 5（2023）年度は、感染対策を継続した上で診療制限を解除したことから、診療制限以前の体制で実施することができている。

仏教文化研究所では、これまで年 1 回開催してきた公開シンポジウムを令和 2（2020）年

度は中止としたものの、令和 3（2021）年度は Zoom ウェビナーによるオンライン形式、令和 4（2022）年度は対面・オンラインのハイブリッド形式で開催し、活動の質を維持することに努めた（根拠資料 3-28【ウェブ】）。また、古文書等に関する研究会及び発表会についても、原則としてオンライン開催とし、感染予防対策を行いながらも、研究が停滞しないように努めた。

公共医科学研究センターでは、以下のような COVID-19 対策を行った。

- ・ 本学で行う警察嘱託による変死体の鑑定においては、厚生労働省の指針を参考として、可能な限りにタイベックス・スーツを着用、遺体袋納体状態での死後 CT 撮影など、高度に感染対策を徹底した。
- ・ 毎年実施していた講演会及び訓練会は、令和 2（2020）年度においては中止せざる得なかったが、令和 3（2021）年度の 11 月期においては、感染症下における検視・検案・身元確認訓練を法医学者、警察歯科医、警察官等を対象としてオンラインで実施し、タイベックス・スーツの着脱テクニック等の感染防護の実際、感染症下における遺体安置所の適切な設営等について指導した（根拠資料 9-71）。
- ・ 令和 3（2021）年度の 2 月期において、東日本大震災発災から 10 年の節目を迎えるにあたり、震災犠牲者の遺族のグリーフケアに当たった臨床宗教師並びにスマトラ島沖地震において検死経験のあるタイのチェンマイ大学副学長に講演を依頼し、国際交流の観点からも日本とタイを結んで、オンラインによるシンポジウムを開催した（根拠資料 9-49）。
- ・ 令和 4（2022）年度においては、歯科医師、警察官、海上保安官、自衛官等を対象とした対面による研修会を本学の方針に基づく感染対策を徹底して再開した（根拠資料 3-18）。

令和 3（2021）年度には、文部科学省の要請に基づき、新型コロナウイルスワクチン大学拠点接種を実施した。接種対象は、本学学生・教職員、近隣大学の学生・教職員並びに関係団体とした（根拠資料 9-72）。

9.2. 長所・特色

本学は、「大覚円成 報恩行持」を建学の精神として掲げ、教育と研究に並ぶ本学の使命として社会貢献を本学の使命である教育と研究に並ぶものとして位置付け、社会連携・社会貢献に取り組むことを特色としている。

附属病院を設置している歯学部・歯学研究科の独自性・専門性を生かし、地域連携・地域貢献を果たしている。また社会連携・社会貢献の面でも継続的な国際交流事業や、UNHCR（国連難民高等弁務官事務所）との協力による診療を通じた難民支援を継続的に行っており、その点は本学の長所のひとつであり、独自性が高いと思われる。

9.3. 問題点

これまでの水準を確保する上での、社会連携・社会貢献の適切性について定期的かつ客観

的な点検・評価については十分とは言えないが、「地域連携推進委員会」所管の事業については、地域等の発展や地域の方々のニーズを捉えて、様々な取り組みを企画・検討していく必要がある。

9.4. 全体のまとめ

本学では、教育研究成果等を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しており、地域貢献において地域の連携推進を図ることを目的に、横浜市鶴見区との包括連携協定に基づき、「つるみ連携カレッジ」の実施及び「鶴見大学杯少年野球大会」を開催しており、横浜市並びに市内大学との連携事業である「大学情報サイト」に参画している。

また、神奈川県との連携では、生涯学習フェアでの企画ライブラリートークへの協力、子ども科学探検隊への協力を行っている。更に、石川県輪島市との包括連携協定に基づき、輪島市民セミナー開催、石川県立門前高等学校の生徒との交流会を実施し、大学祭においては輪島市観光物産展を開催している。

文部科学大臣からの委嘱を受けて実施している「鶴見大学図書館司書・司書補講習」は、1954（昭和29）年にスタートして以来、多くの司書・司書補を輩出している。

仏教文化研究所では年1回、広く地域の方々に対して公開シンポジウムを開催し、研究成果を報告することで社会へ成果の報告、還元を行っている。

社会貢献活動の一環として「UNHCR 難民映画祭」を開催し（平成27（2015）～令和元（2019）年）、地域住民にもイベントを開放していた。また、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）との共同プロジェクトとして、平成22（2010）年2月より世界に先駆けて「難民申請者のための無償歯科治療支援」を継続している。令和4（2022）年度の延べ診療回数は53回、令和5（2023）年度は9月時点で34回を数え、人道支援活動のコアとなるとともに、歯科医師である教員及び補助にあたる臨床実習生の直接的な貢献活動となっている。

以上のことから、基準9については方針に沿って適切に取り組んでいるといえる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10-1.1. 現状説明

10-1.1.1. 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

寄附行為、本学学則、本大学院学則に則り、本学の運営方針を「鶴見大学・鶴見大学短期大学部 ガバナンスコード」に記載している。学部毎にも教育目的及び研究目的を定めている（根拠資料 10-1-1【ウェブ】）。

また、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針として、令和元（2019）年度に策定した「総持学園 Vision2024」の「大学運営について」における重点推進事項について、以下のとおり掲げている（根拠資料 10-1-2）。

「総持学園 Vision2024」（一部抜粋）

1. 鶴見大学のガバナンス
2. 自己点検・評価活動の高度化
3. 広報活動・情報発信の戦略的な取り組み
4. 収支バランスの回復に向けた財政運営
5. 教員組織の質向上
6. 職員組織の質向上
7. 国際交流の活性化
8. 伝統と革新の図書館
9. 新たな時代に相応しいキャンパスの再構築

「1. 鶴見大学のガバナンス」において、「理事会」、「大学運営協議会」、各教授会・各種委員会等の対応を示し、担当副学長制度についての考え方を示している。

「2. 自己点検・評価活動の高度化」において、外部からの客観的視点を踏まえた自己点検・評価活動の実施並びに評価指標・数値目標に対する考え方を示している。

「3. 広報活動・情報発信の戦略的な取り組み」において、大学の魅力を効果的に発信し、戦略的な広報活動を行うための考え方を示している。

「4. 収支バランスの回復に向けた財政運営」において、学生募集の難しさから収支バランスが崩れていることへの危機感の共有とともに、支出抑制の方策と調達の考え方を示している。

「5. 教員組織の質向上」において、これからの教員の業務のあり方、人事制度のあり方について示している。

「6. 職員組織の質向上」において、大学職員の人材育成の方針を策定し、職員組織全体の質向上並びに人事制度改革を行うことを示している。なお、現在は「鶴見大学教職員人材育成の目標・方針」及び「鶴見大学教職員の行動規範」として、教職員の質向上のための一体的な方針を掲げている（根拠資料 6-2【ウェブ】、6-3【ウェブ】）。

「7. 国際交流の活性化」において、国際交流の発展と日本人学生の留学推進・ダイバーシティ推進の考え方を示している。

「8. 伝統と革新の図書館」において、全国図書館ランキング上位の図書館のあり方や環境整備並びに学修環境の構築に対する考え方を示している。

「9. 新たな時代に相応しいキャンパスの再構築」において、大本山總持寺の景観との調和を考えながら、これからの時代にふさわしいキャンパスの再構築についての考え方を示している。

これらの方針の周知については、「総持学園 Vision2024」の冊子を理事・評議員や教職員をはじめ、在学生の保護者、地域社会や企業、同窓会、附属中学校・高等学校、短期大学部附属三松幼稚園、曹洞宗宗門関係に配付・郵送したほか、教職員向けにはUD研修会を実施した。また、本学ホームページにも公表して、ステークホルダーに周知を図っている（根拠資料 1-36【ウェブ】）。

大学のビジョンを実現するために必要な中期的な計画の策定と並行して、教職員に対する現状の課題のヒアリング結果を踏まえて「第一期主要計画一覧(2019～2024)」を作成し、「総持学園 Vision2024」に記載している。「第一期主要計画一覧(2019～2024)」では緊急性の高いものを優先し、「7. 国際交流の活性化」は保留にしている。中期計画の進捗状況については、「鶴見大学のガバナンス」に示すとおり、大学運営に関する重要事項を検討する「大学運営協議会」においても審議され、進捗状況については、年次事業報告書等に記載している。令和4(2022)年度には第一期主要計画の見直しを行い、「第二期主要計画一覧(2022～)」として本学ホームページに公表している（根拠資料 1-45【ウェブ】、8-64【ウェブ】）。また、毎年開催を目標としているUD研修会においても全学的に周知を図っている（根拠資料 1-37）。なお、令和5(2023)年3月の学校法人運営調査の結果を受けて、「総持学園 Vision2024」におけるキャンパス再整備計画及び行動計画の優先順位の見直しを行い、重点項目に主要計画の「同窓会との連携強化」を加え、令和5(2023)度より『総持学園 Vision2024』改訂版(2023～)」として公開している。改訂版については、教育・研究・医療・社会貢献・大学運営の5つの柱に対して重点項目を簡潔に示している（根拠資料 1-48【ウェブ】）。

『『総持学園 Vision2024』改訂版（2023～）』（一部抜粋）

1. 教育
 1. 高大接続の円滑化
 2. 教育課程の改善（学位の質保証）
 3. 学生支援の充実
2. 研究
 1. 学部の枠を越えた学際的研究環境の構築
3. 医療
 1. 社会変化に伴う医療ニーズの多様化・高度化を見据えた改革によって、地域の健康寿命の延伸に貢献する
4. 社会貢献
 1. 地域と總持寺、本学の連携
 2. 地域ニーズと学内資源のマッチング強化
5. 大学運営
 1. 組織運営の高度化
 2. 経営基盤の強化
 3. 同窓会との連携強化
 4. 機能的で心地よい学修空間づくり

10-1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・ 学長の選任方法と権限の明示
- ・ 役職者の選任方法と権限の明示
- ・ 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・ 教授会の役割の明確化
- ・ 学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・ 学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

適切な大学運営のために、学長等役職者の選任方法と権限については、寄附行為及び各種規程に基づき定められている（根拠資料 10-1-3 【ウェブ】）。

学長は「学長等の選任に関する規程」に基づき選任され、役職者の選任方法については「学

校法人総持学園管理規程」によって定められている（根拠資料 10-1-4、10-1-5）。学長の権限については、「学長は校務を掌り、所属職員を統督して、学内の教育研究に関する事項の全般を管理し、大学及び短期大学部を代表する」と規定されている。また、本学に置く各種委員会（会議体）の中で、一部、学長が議長あるいは委員長となる会議体がある（根拠資料 2-8）。

副学長、学部長、附置機関長、事務局長をはじめとする学長以外の役職者についても、「学校法人総持学園管理規程」に定められているとおりである。副学長、学部長並びに文学部各学科主任の選任方法と権限について概要を記す。本学における副学長は、学長の推薦により理事長が任命する。副学長の権限は、「学長を助け、命を受けて校務を掌るとともに、学長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。」と規定している。学部長の選任方法は、文学部及び歯学部それぞれの教授のうちから、学長の推薦により「理事会」の議を経て、理事長が任命する。学部長の権限は「学部長は、学長の命を受け、当該学部を総括する。」と定義されている。文学部各学科における主任の選任方法は、当該学科等の教授のうちから、学長の推薦により理事長が任命し、その権限は、「文学部長の職務を助け、当該各学科等の校務を整理する。」と定義されている（根拠資料 10-1-5）。

教授会の役割の明確化及び学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化について、各教授会は学長の命を受け、定期に開催するほか、例えば「文学部教授会」では、学長もしくは文学部長が必要と認めるとき、又は教授会構成員の 2 分の 1 以上の請求があったときは、学長の命を受けて教授会を開催する。学部長が議長となり、学長が掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。その他、学長及び学部長が掌る教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる（根拠資料 2-13、2-14）。

全学的な重要事項を審議する役割を担う「大学運営協議会」での決定事項は、各学部の教授会で報告され、教授会での審議事項のなかでも重要事項においては、「大学運営協議会」の審議を経て、最終的な意思決定は「理事会」で行っている。「大学運営協議会」には各学部長が構成員に含まれており、全学教授会としての機能も備えている（根拠資料 2-1）。

教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化について、教学に関する審議機関として、各教授会及び研究科委員会を置き、各委員会（会議体）で協議した結果、必要な事項を各教授会に提案し、学部に関する重要事項を全学で組織される「大学運営協議会」で諮り、その後、「学内理事協議会」において「理事会」に付議すべき事項について協議している（根拠資料 10-1-6）。文学部・文学研究科には「文学部教授会」及び「文学研究科委員会」、各委員会規程に基づき選出された委員が議長となる「教務委員会」「将来計画委員会」「FD委員会」及び「教職課程自己点検評価委員会」等が設置されている（根拠資料 2-13、2-58、4-16、4-26、4-34、4-36、6-15、6-28）。歯学部・歯学研究科においても、「歯学部教授会」及び「歯学研究科委員会」の他、各種委員会を置いて運営している（根拠資料 2-14、2-17、6-15）。

法人組織（理事会等）は、法人が設置する学校の管理・運営に関する基本方針を始め、寄附行為の改正、学則等の改正・改廃、役員を選任、予算・決算、学部・学科等の設置及び廃止等、学校法人の最高意思決定機関として、法人運営に係る重要事項の決定を行っている（根拠資料 10-1-7）。

理事長や学長を支える体制を整備するため、平成 28 (2016) 年度よりその権限と責任を分掌することを目的として、事務局長に代わり担当別に複数の執行理事(教育研究・学生支援担当、教育改革担当、総務・創立 100 周年担当、財務担当)を置き、「理事会」の決定を速やかに行う執行理事体制を整えた(根拠資料 1-37-1)。更には、大学が行っている様々な活動の詳細までを学長が全て把握することは困難を極めることも多く、現場での様々な課題を把握・共有しているのは教職員であることから、新たな体制として、令和元(2019)年度より担当副学長制度を導入した。導入当初は 9 つの分野に対して各学部の教員を副学長に任命し、大学の執行部と現場の教職員との橋渡し役としての役割が期待された。しかし、同年の年度末には新型コロナウイルス感染症の拡大が始まったことで、連絡調整及び手続を迅速に進めることが難しい状況となっていた。このことから、令和 3 (2021) 年度には執行理事体制を廃止して再び事務局長を置き、担当副学長制度の見直しを行い、人数を縮小することで意思決定の構造をスリム化する等、常に最適な体制を取ることができるよう努めている(根拠資料 2-2、10-1-8、10-1-9)。

学生・教職員からの意見・要望に対応できるよう、本学ホームページに「学長ポスト」を設置しており、書き込まれた意見には関係部署に状況を確認した上で、メールで回答している(根拠資料 7-20【ウェブ】)。その他、学生を対象とした各種アンケート調査にも自由記述欄を設け、書き込まれた意見を学内関係者で共有している(根拠資料 10-1-10)。

適切な危機管理対策の実施について、「学校法人総持学園危機管理規程」に基づき、「危機の防止及び危機が発生した場合に危機の拡大防止に努めること」を目的とし、「危機管理委員会」を常設機関とし、本学園の危機管理対策全般について検討を行い、危機の予防策を講じている。なお、危機が発生した場合には、理事長の判断の下、有事における最高意思決定機関として緊急対策本部を設置し、「緊急対策会議」には本学園の管理職が集結して、事態の把握と緊急対応措置を講じることと定めている(根拠資料 10-1-11)。危機管理対策実施の一つとして災害時対策マニュアルを整備し、学内随所に配付及び設置している(根拠資料 10-1-12)。

また、災害対策として令和元(2019)年度までは全学的に防災訓練を行い、緊急避難場所としている大本山總持寺の大駐車場に学生と教職員が避難すると同時に、安否確認システムによる安否確認登録を実施していた。令和 2 (2020) 年度以降は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催としたが、システムにおける安否確認は継続して実施している(根拠資料 1-28-5[p. 9]、1-28-11[p. 8]、1-28-17[p. 5]、1-28-23[p. 6]、1-28-29[p. 6]、1-28-35[p. 7]、10-1-12、10-1-13、10-1-14)。備蓄用品・非常食等については、1 号館・2 号館・体育館の各備蓄倉庫で保管している他、各建物のエレベーター内に非常用備蓄 BOX を設置して災害時に備えている。

その他、個人情報保護、公益通報、ハラスメント防止等において各所管に応じて規程が整備され、各種コンプライアンスの取り組みを管理する体制を整えている(根拠資料 7-19【ウェブ】、10-1-15【ウェブ】、10-1-16【ウェブ】)。また、外部からの不正侵入や、個人情報の流出などのサイバー攻撃への対処のために、全教職員に対して、パソコンへのアンチウイルスソフトの導入を義務付けると同時に、情報システム課を中心としたサポート体制を構築している(根拠資料 8-6【ウェブ】)。

10-1. 1. 3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成の基本的な流れは、以下のとおり実施している。

- 1) 7月より財務部経理課において、次年度予算編成方針案の打合せに入る。
- 2) 9月の「理事会」で承認された次年度の予算編成方針に基づき、10月上旬には予算編成方針を示し、事業計画・予算申請書の提出についての事務連絡とともに各所管部署へ予算編成骨子の通知をしている（根拠資料 10-1-17、10-1-18、10-1-19、10-1-20）。
- 3) 各所管部署は、各学科等からの予算要求資料による積み上げ方式により、11月下旬までに事業計画書及び予算申請書を作成の上、予算申請内容を財務システムに入力し、財務部経理課へ提出する。
- 4) 財務部経理課は、共通部門経費等の配分額を加えた第1次予算案の経常経費が、前年度と比較しシーリング枠内に収まっているか、過去の執行実績を基に12月中に各所管部署とヒアリング・査定折衝を行い、経常収支のバランスが取れるよう修正を依頼し、事務局と協議の上、予算要求資料の整理集計を行う。
- 5) 1月下旬には「大学運営協議会」を中心に事業計画及び予算要求の重要度や優先順位等を考慮して総括審議を行う。その後、財務部経理課で各所管部署と連絡・調整を図り、効果的・効率的な配分を目指し2月中に最終予算案を作成する。
- 6) 従前のプロセスを踏まえつつ成案に向け策定した後、法人事務部と財務部経理課において検討や折衝等を経て作成された予算案は「大学運営協議会」、「学内理事協議会」に諮り、あらかじめ「評議員会」の意見を聞き、「理事会」にて議決承認されることになる（根拠資料 1-2【ウェブ】）。
- 7) 予算案承認後は、財務部経理課から各所管部署に対し予算配分の決定報告を行い、予算通知をする。通知時には徹底した経費の節約に努めるよう依頼をしている。
- 8) 予算の執行については、「学校法人総持学園経理規程」をはじめとする学内諸規程に基づき実施している。各所管部署担当が見積書などの積算根拠書類に基づき、財務システムを介して起票した伝票を管理者が承認し、財務部経理課において科目・金額・予算が適正に執行されているのかを確認し、誤りがあれば随時該当部署へ是正を依頼している。管理については、各所管部署と財務部経理課において、財務システムを介して執行状況が把握できている。また、適宜、監査法人による点検・指導を受け、適切な予算執行管理に努めている（根拠資料 10-1-21、10-1-22）。

なお、令和5(2023)年10月からのインボイス(適格請求書発行)制度に適切に対応できるように、本学園として適格請求書の発行に向けた準備、財務システムの改修を行った。学内への周知にあたっては、令和5(2023)年9月15日に各部署の財務システム入力担当者を対象とした「インボイス制度開始に伴う財務システム及び請求書等に関する説明会」を実施し、教職員グループウェア上にインボイス制度対応マニュアルを公開している(根拠資料10-1-23、10-1-24)。

10-1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1: 大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用について、教員採用に関して、全体の年齢構成、大学設置基準等の関連法令を含めた協議を経て、学長の了解のもと募集を開始している。教員の採用及び昇任等については規程に則って実施されている(根拠資料6-5、10-1-25、10-1-26、10-1-27、10-1-28、10-1-29、10-1-30、10-1-31、10-1-32、10-1-33、10-1-34)。事務職員の採用、昇任(昇格)については「鶴見大学職員就業規則」に定めている。採用にあたっては、今後の職員年齢構成等を検討した上で、新卒採用の場合は本学を含む複数の近隣大学等へ求人票を届け、公募を行っている。なお、採用に関する規程を整備し、令和5(2023)年1月1日付にて施行している(根拠資料10-1-35)。ただし、令和4(2022)年度及び令和5(2023)年度においては、事務職員の新規採用は実施していない。昇任については当該職員の勤務状況及び能力の評価に基づいて実施している(根拠資料6-1)。

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備について、本学では法人、大学を含めた運営に関する業務、教育・研究、学生指導等に必要な業務を遂行するための事務組織を編成している。法人事務局と大学事務局を兼務する形で、総務部(総合企画課、総務課、人事課、情報システム課)、財務部(経理課、管財課、教育研究支援課、事業推進課)を配置し、大学事務局には教務事務局(文学部教務課、歯学部教務課、短期大学部教務課)、学生支援事務局(学生支援課、包括支援課、キャリア支援課)、入試センター事務局(入試課)、附属病院事務局(事務課)等を配置している(根拠資料7-6)。また、大学図書館、保健センターを置いている。各部署担当業務との関連性が高い委員会には学長、副学長をはじめとする教員を含め、所管事務局の職員を構成員として組織している。近年、事務職員には高度な専門性と効率的な業務の遂行が求められていることを踏まえ、収入の多角化を図るための事業推進課、障がい学生等の配慮・支援を行うための包括支援課を令和5(2023)年度より配置した。また、専門的な対応が必要なキャリア支援課にはキャリアコンサルタントといった職業選択や能力開発に関して助言を行える資格を持つ職員や、学生の特性に合った指導

を行うため臨床心理士資格を持つ職員を配置するなど、業務の専門性や学生個々の特性に対応できる職員を充てている（根拠資料 10-1-36）。現時点では部署間を超えた協力体制の下で個別に対応してきているが、階層別研修などの機会を通じて職員同士の横のつながりを認識できるように、部署間協力体制に関して意識の面からも強化を図っている。

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）について、大学運営に関する重要事項を審議する「大学運営協議会」は、学長、副学長、図書館長、文学部長、歯学部長、文学研究科長、歯学研究科長、短大部長、事務局長、各事務部長及び総合企画課長、総務課長などの教職員が構成員となっている。このことから、大学運営に関する有効な情報獲得と意見交換を図り発展的な議論がなされている（根拠資料 2-1、2-8、10-1-37）。

人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善について、全ての事務職員に目標管理マネジメントを課し、所属長との面談によって内実を高めて年度末にその達成度についての評価を行ってきたが、令和 5（2023）年度は人事評価への移行について検討すべく、実施を見合わせた（根拠資料 10-1-38）。

10-1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学では、「鶴見大学教職員人材育成の目標・方針」に基づき、事務職員向けの研修としてSD研修会を実施している（根拠資料 6-3【ウェブ】）。平成 25（2013）年度より、全ての専任教職員を対象とした研修会として、「UD研修会」を実施している。副学長制度などの執行体制、中長期計画等の各種方針、大学経営・財務の現状及び課題の共有、私立学校法及び大学設置基準等の法改正、研究不正防止、メンタルヘルス研修等、テーマは多岐にわたっている（根拠資料 1-37、1-41）。

事務職員の研修については、意欲及び資質の向上を図るため、OJT等の職場内研修、階層別研修等の職場外研修、日本私立大学協会等外部団体主催の学外派遣研修も取り入れている。特に階層別研修については、「鶴見大学事務局SD委員会」での検討を経て実施している（根拠資料 10-1-39、10-1-40）。新入職員や人事異動を含めて、当該業務が初めてとなる事務職員に対しては、現場の業務に即した実践的な学びとして各々の職場にてOJT等を実施している。

経験年数、職位などで区分けした階層別研修では所属部署が重ならない環境の中でグループワークを多く取り入れ、大学職員にとって必要となる能力など、職員自らの価値を向上させていく試みを行っている。また、階層別研修の終了時にアンケートを行い、次年度の研修企画への資料としている。（根拠資料 10-1-41）。

外部団体主催の研修については、現在所属している部署の業務に合わせて参加している。私立大学庶務課長会が主催する「職員基礎研修会」等、大学職員全般に対して基礎的な研修を行っているものについては、一部階層別研修に取り入れている。

10-1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2：監査プロセスの適切性
評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営に関しては事業計画を元に、中間報告、事業報告により、学園全体の課題・問題点に対しての進捗・達成状況についてまとめている（根拠資料 2-69【ウェブ】、10-1-42、10-1-43）。「大学運営協議会」を月 1 回開催し、全学的な大学運営に関する事項を審議している。また、「全学自己点検評価委員会」では中期計画マネジメントシステムを使用した各部署の年度目標と計画、中間・年度実績報告に対して点検・評価を行い、S・A・B・Cの 4 段階評価と評価理由・コメントを付して、次年度への改善向上につなげている（根拠資料 1-44【ウェブ】）。

監事による監査は、私立学校法及び寄附行為（根拠資料 1-2【ウェブ】）に基づき、学校法人の業務及び財産の状況について、決算時に年 1 回実施している（根拠資料 10-1-44）。毎年 11 月開催の「理事会」では、事業計画の実施状況について「事業実績（中間）報告書」及び「鶴見大学 中期目標・計画」を基に説明を行い、当該年度の予算執行状況についても確認をしている（根拠資料 10-1-43）。年 1 回で監事と監査法人で監査について意見交換等を行っている。決算時は、監査法人から年間の会計監査の状況説明及び各学校長からの事業実績報告の説明の後、財務状況の監査を実施している。監事は「理事会」・「評議員会」にも出席して業務執行状況の監査を実施し、決算時に監査報告書を「理事会」・「評議員会」に提出し報告している。

会計監査は、独立監査法人と契約し、年間往査日数は 100 日を超える監査並びに指導を受け、適切な管理が行われている（根拠資料 10-1-45）。

平成 29（2017）年度に受審した認証評価結果における改善課題等への対応については、学内で改善状況の確認を行い、「全学自己点検評価委員会」にて報告を行った。その結果を改善報告書に反映させ、令和 3（2021）年 7 月に改善報告書を提出した（根拠資料 1-49【ウェブ】、2-20）。

10-1.1.7. 大学運営、SD等において、COVID-19 への対応・対策の措置を講じたか。

評価の視点：大学運営、SD等において講じた COVID-19 への対応・対策は、教職員の大学運営に関する資質向上の観点から適切であるか。

令和 2（2020）年 4 月 7 日の緊急事態宣言の発出を受け、各部署にて可能な限り業務の縮小を図り、大学構内にとどまる人員を極力減らすための措置として、令和 2（2020）年 4 月 8 日から 5 月 2 日までの期間において各 8 日間を職員の勤務免除日とした。それ以降も、政府の方針や感染状況に鑑み、在宅勤務等の体制を取り入れた。学内行事等においても、COVID-19 の影響を踏まえ、出勤人数等を縮小しての開催としていた（根拠資料 2-71、10-1-46、10-1-47）。現在の勤務については、通常どおりとしている。

事務職員を対象とした階層別研修（SD研修会）については、令和 2（2020）年度の実施

を断念したが、全ての教職員を対象としたUD研修会と、教員を対象とした各学部のFD研修会はオンラインで実施した。なお、令和3（2021）年度以降については、所属部署を超えた職員間の議論や協力を可能とするワークを含む対面での開催にこだわり、実施予定日を繰り下げるなどの日程調整や、広めの会場を確保しアクリル板の設置や換気に配慮するなど、COVID-19対策を講じたことにより、問題なく実施できている。

以上のことから、さまざまな形態に合った対応・対策を講じることで、大学運営の資質向上に努めている。

10-1.2. 長所・特色

中期・目標計画を一元的に管理・把握するための中期計画マネジメントシステムを導入し、令和2（2020）年度に運用を開始している。

教職協働に関して、本学の全学委員会等において各学部の教員と所管事務局の職員を構成員とすることで、実務現場からの職員の意見について反映することが可能となっている。

また、学長・副学長・事務局長のいずれかが全学委員会等の議長を務めることによって、「理事会」、「学内理事協議会」、「大学運営協議会」、「全学自己点検評価委員会」の情報共有が円滑に行えるようになっており、従前の執行理事体制から新体制を構築し、大学運営を行っている。

10-1.3. 問題点

全事務職員に目標管理マネジメントを課し、所属長との面談によって内実を高めて年度末にその達成度についての評価を行ってきたが、令和5（2023）年度は人事評価への移行について検討すべく実施を見合わせている。

10-1.4. 全体のまとめ

大学の理念・目的、将来を見据えた中長期の計画を実現するために必要な大学運営に関する方針として、「総持学園 Vision2024」の「大学運営について」において、特に重点項目として推進する事項を定めている。

学長等役職者の選任方法と権限、教授会の組織の役割の明示については、寄附行為及び各種規程に定めており、適切に運営している。危機管理体制については災害時対応マニュアルを整備し、学生・教職員参加による防災訓練を実施している。

予算の配分については、「理事会」で決定された予算編成方針に基づき、財務部経理課が各所管部署との予算折衝を経て予算案を策定し、学内の諸手続を経て最終的に「理事会」で承認されている。予算の執行についても、各種規程に基づき財務部経理課が承認し、適正に執行されている。執行状況については財務システムを介して状況を把握している。また、監査法人による点検・指導を受け、適切な予算執行管理に努めている。

大学運営に関わる適切な事務組織の構成と人員の配置については、業務内容の多様化・専門化に対応できる資格を持つ職員を適切に配置している。また、階層別研修（SD研修）な

どの機会を通じて、部署を超えた横のつながりを認識できるようにしている。

「鶴見大学教職員人材育成の目標・方針」に基づいて様々なSD研修会を実施し、教職員が研修を受ける機会を設けている。

大学運営の適切性の検証については、年度始めの事業計画を元に、中間報告、年度末の事業報告により、計画の進捗・達成状況を管理している。監事による監査、監査法人による会計監査についても年1回実施しており、監査報告書を「理事会」・「評議員会」に提出し報告している。

以上のことから、基準10(1)について、大学における管理運営に関する目的及び方針を明示し、手続に則り整備された各種規程に基づいておおむね適正に大学運営を行っているといえる。

第10章 大学運営・財務

第2節 財務

10-2.1 現状説明

10-2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は、令和元（2019）年度に本学園の中長期計画である「総持学園 Vision 2024」を策定し、令和4（2022）年度の文部科学省による学校法人運営調査の結果を踏まえて内容を見直し、令和5（2023）年度に「『総持学園 Vision 2024』改訂版（2023～）」を公表した。この中長期計画を基に各部署で年度毎の目標・計画を策定し、具体的な目標設定と施策立案に取り組んでいる。

財政基盤を支える主たるものは学生生徒等納付金である。学生生徒等納付金については、確実に収入として得るために学生募集計画の見直しを図っている。更に、本学園が有するリソースの活用と併せて、収入構造の多角化を模索している。

中長期財政計画については、過去における事業収入・支出の推移・実績を始め、入学者数の見込み、在籍者数などを勘案し算出した推計値を取りまとめた「長期財政計画（案）」を令和3（2021）年8月、9月の「理事会」で報告を行った。令和4（2022）年度には、5～8月に入試対策を踏まえた複数のシミュレーション検討による計画の絞り込み、8月に法人事務局関係者へシミュレーション結果を説明した上で意見聴取を図った。11月の「理事会」においては、「中長期財政計画（案）」の説明、「事業活動収支シミュレーション（案）」を基に法人全体の推計値を提示した上で運用資産等の減少を説明し、危機意識の共有を図った（根拠資料10-2-1、10-2-2、10-2-3）。令和5（2023）年度には、令和7（2025）年度からの本学短期大学部の入学定員変更を踏まえた「中長期財政計画」「事業活動収支シミュレーション」を新たに策定し、令和6（2024）年1月の「理事会」で承認された（根拠資料10-2-4）。

本学園の財務比率では、主な収入源である学生生徒等納付金収入が減少したことにより、令和4（2022）年度事業活動収支差額比率 Δ 12.8%、経常収支差額比率 Δ 13.4%となり、平成30（2018）年度から令和4（2022）年度まで5期連続でマイナスとなっている。大学の財務比率について、事業活動収支比率は平成30（2018）年度104.6%、令和元（2019）年度102.2%、令和2（2020）年度111.2%、令和3（2021）年度106.2%、令和4（2022）年度118.0%で推移している。人件費比率では、平成30（2018）年度（人件費/経常収入）68.0%、令和元（2019）年度67.7%、令和2（2020）年度65.3%、令和3（2021）年度73.9%、令和4（2022）年度71.2%と推移し、「令和5年度版今日の私学財政」に掲載の全国平均（46.1%）を上回っており、平成29（2017）年度以降、入学者・在籍者数の減少傾向が続いたことが比率上昇の要因となった。教育研究経費比率は、平成30（2018）年度（教育研究経費/経常収入）28.9%、令和元（2019）年度30.9%、令和2（2020）年度39.6%、令和3（2021）年度

35.1%、令和4(2022)年度38.2%、全国平均は(42.2%)となっている。財政基盤を確立するために、「中長期財政計画」では、学生生徒等納付金や寄付金、付随事業、受託事業、競争的資金獲得等の収入増加を図る諸施策を実施し、人件費比率の改善と経費削減を行っていく方針を定めた。「事業活動収支シミュレーション」では、この先10年間の目標学生数を基に試算を行い、数値を設定している。この財政計画・目標をもって、令和14(2032)年には経常収支差額がプラスに転ずることを目指していく(大学基礎データ表9、表10、表11)。

10-2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3：外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

本学の財政基盤を支える収入について、その主たるものは学生生徒等納付金であり、学生の定員確保を最優先課題として取り組んでいる。

本学園の資金収支では、翌年度繰越支払資金が平成30(2018)年度9,391百万円、令和元(2019)年度8,048百万円、令和2(2020)年度8,415百万円、令和3(2021)年度10,973百万円、令和4(2022)年度9,157百万円と安定した水準を維持している(根拠資料10-2-5、10-2-5-1)。

事業活動収支では、令和4(2022)年度は経常収支差額、基本金組入前当年度収支差額で支出超過となった。平成29(2017)年度からの入学者・在籍者数の減少傾向が続いていることから、学納金の減収が大きな要因となっている。特に大学では、学生生徒等納付比率(80.6%)が高く、安定した経営の観点から適正な学生数の確保はもちろんのこと、それ以外の外部資金(寄附金・補助金・事業収入・資産運用収入・雑収入等)の獲得を目指し、収入バランスの改善を図っている(大学基礎データ表9、表10、表11)。本学園の令和4(2022)年度の事業活動収入合計は前年度より1,192百万円減の8,590百万円となった。主な要因として、前年度に資産675百万円(有価証券)を売却して発生した売却差額、並びに学納金、補助金、付随事業収入の減少によるものである。事業活動支出については、期末手当削減の取り組み、その他諸経費等では教育研究の環境改善を積極的に推進する中で効率的に執行したことにより、前年度比659百万円減の9,693百万円となった。基本金組入前当年度収支差額は1,103百万円の支出超過となり、平成30(2018)年度より5年連続の支出超過となっている(根拠資料10-2-5-1)。

本学園の貸借対照表における資産総額は79,272百万円(対前年度1,376百万円減)、有形固定資産は35,387百万円(構成比44.6%)、特定資産は28,453百万円(同35.9%)、その他の固定資産は5,627百万円(同7.1%)、流動資産は9,805百万円(同12.4%)となっている。負債は4,762百万円(同6.0%)、基本金は77,737百万円(同98.1%)、繰越収支差額を足した純資産構成比率は94.0%と、「令和5年度版今日の私学財政」に掲載の全国平

均(86.0%)を上回っている。純資産構成比率は、平成30(2018)年度92.8%、令和元(2019)年度93.2%、令和2(2020)年度93.7%、令和3(2021)年度93.8%、令和4(2022)年度94.0%となっている。資産状況では、固定比率(固定資産/純資産)が平成30(2018)年度94.9%、令和元(2019)年度96.1%、令和2(2020)年度95.0%、令和3(2021)年度91.2%、令和4(2022)年度93.2%と低くなってきている。流動比率(流動資産/流動負債)は平成30(2018)年度515.1%、令和元(2019)年度473.9%、令和2(2020)年度588.4%、令和3(2021)年度721.6%、令和4(2022)年度661.6%と安定している。令和3(2021)年度は有価証券の売却により流動比率が高くなっている。令和4(2022)年度末の借入残高は835百万円で総負債比率は6.0%と、「令和5年度版今日の私学財政」に掲載の全国平均(14.0%)を下回っている。借入金は、定期的に返済できており財務状況は健全であるとする。退職給与引当金は、期末要支給額の100%を基準として私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れており、退職給与引当特定資産も100%を積立てている。(大学基礎データ表9、表10、表11、根拠資料2-69【ウェブ】、10-1-44、10-1-45、10-2-6)。

教育研究の十分な遂行と財政確保の両立を図るため、予算配分については、毎年11月に各学科等において次年度予算申請書を提出、12月に財務部経理課・各学科等・事務局が協議して、次年度予算の配分を決定している(根拠資料10-1-17、10-1-18)。

次年度の予算編成方針として基本的にゼロシーリングを採用し、特に経費削減を重点方針としている科目については、前年度比数パーセントのマイナスシーリングを財務部経理課から各学科に依頼している。その金額を元に、各学科からの予算申請がなされ、その内容について、財務部経理課と学科主任の間で活発な意見交換がなされ、予算額を決定している(根拠資料10-1-19、10-1-20)。

学納金や文部科学省の交付金からなる事業活動収入に過度に依存することなく、教育研究活動を安定して遂行するために、外部資金の獲得・資産運用・寄附金を財務基盤強化の三つの柱と位置づけ、財政の安定化を図っている。

外部資金の獲得については、教育研究支援課を中心に、文部科学省科学研究費補助金・受託研究費・共同研究費などの研究費獲得に向けた支援体制を構築している。そのため、本学の科学研究費の採択状況は、令和元(2019)年度は新規22件・継続49件、令和2(2020)年度は新規30件・継続49件、令和3(2021)年度は新規32件・継続49件、令和4(2022)年度は新規20件・継続46件、令和5(2023)年度は新規18件・継続59件である。令和6(2024)年度にむけては、66件の申請をしている(根拠資料10-2-7)。外部資金の交付決定額や受入金額の推移については、『鶴見大学DATA BOOK』の「9 科学研究費助成事業」及び「10 共同研究・受託研究等」に示し、本学ホームページで公表している(根拠資料8-47【ウェブ】)。

資産運用については、安全性・確実性を重視したポートフォリオと組織的管理体制により、堅実な運用益を上げるように努めている。そして、事業活動収入が減少している中で、財政収支差額のマイナスを補うために、引き続き国内外の市場環境の変化を注視し、安全性・確実性に留意しつつ、堅実かつ効率的な運用を行い、財政の安定化を図っている。その管理については、「学校法人総持学園資産運用管理規程」を規定し、「学校法人総持学園資産運用管理委員会」において資産の運用方針や運用環境及び運用状況を確認し、委員長である理事長が、「理事会」並びに「評議員会」に報告を行い、適正に管理している(根拠資料10-2-8、

10-2-9)。

10-2.2. 長所・特色

本学では、「令和5年度今日の私学財政」における全国平均と比較して、純資産構成比率は94.0%と、全国平均(86.0%)を上回っていること、総負債比率は6.0%と、全国平均(14.0%)を下回っており、財務状況は健全といえる。

退職給与引当金は期末要支給額の100%を基準として私立大学退職金財団の掛金と交付金の累積額を調整した額を繰り入れており、退職給与引当特定資産も100%を積立てている。

また、事業活動収入が減少している中で、平成29(2017)～令和4(2022)年度の実受取利息は平均で3億円を得ており、安全性・確実性に留意しつつ、堅実な資産運用が財務基盤の盤石化に寄与している。

10-2.3. 問題点

歯学部では平成28(2016)年度から収容定員未充足が続いており、文部科学省からの交付金が減額された。その結果、大学部門で平成29(2017)年度からは事業活動収支差額が支出超過になっている。また、支出超過が続くことにより、将来的な施設設備への財源の捻出ができなくなる恐れも出てくることが考えられる。収容定員の充足を図るためにさまざまな措置を講じているものの、捗々しい結果が得られず、令和5(2023)年度も収容定員未充足となっている。

また、教育研究等活動の質優先のために経費削減の打開策を講じることが困難であることが挙げられる。令和5(2023)年度においても、物価やエネルギー価格の高騰による支出規模の増大が懸念される。大学全体でさまざまな努力を行っているが、根本的な解決には至っていない。

10-2.4 全体のまとめ

本学では、中長期の財政計画を適切に設定し、実行している。

財務状況は、本学園全体では令和4(2022)年度純資産構成比率94.0%、繰越収支差額構成比率△4.1%と負債に依存しない経営である上に、退職給与引当特定資産を100%積立てており、健全で堅実な資産運用が財務基盤の盤石化に寄与するなど、現段階では財務状況に特段の問題はないと考える。

しかし、令和5(2023)年度入試の結果としては、文学部では入学定員は充足したものの志願者・受験者の減少傾向が危惧され、歯学部及び短期大学部で大幅な定員割れの厳しい状況が続いていること、更には少子化により18歳人口が減少することが見込まれる中、今後の大学運営の財務状況については楽観できないのが実情である。今後も財政面の強化を図るためには、学園全体の収入の安定化と、教職員全体に倹約の徹底を依頼し、支出の減額を目指すことが喫緊の課題でもある。特に、経常費補助金は入学者数及び在籍学生数によって配分されるため、定員を確保し、退学者・除籍者数の減少を図り、質の高い学生指導・支援

体制をいっそう進めていくことが学園の財務体質を健全化するための優先課題であると認識している。

以上のことから、基準 10 (2) については、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。

終章

1. 総括

本学は、建学の精神に則り、仏教、特に禅の教えに基づいて、高い教養とともに、専門の知識を授け、あわせて禅的行持によって社会福祉の増進及び社会文化の向上に貢献する道義あつき賢良なる人材を育成することを目的に、教育研究を実践する努力をしてきた。しかし、今回の自己点検・評価を行うことで、今後、本学が取り組むべきさまざまな課題が明らかとなった。

特に、内部質保証のP D C Aサイクルの確立については、教育研究の改善及びステークホルダーへの説明責任を果たすことを目的として、学外者から選任された外部委員により、その意見を踏まえた自己点検・評価活動を継続して実施することが重要である。また、その評価にあたっては、3つのポリシーに対する根拠に基づく評価指標の設定、データの収集・活用、I R機能の確立、学習者目線での学習成果の評価手法の確立、F D・S Dの充実等が必要となる。

現在、『総持学園 Vision 2024』改訂版（2023～）」に沿って計画の達成に向けた取り組みを行っているが、それぞれの計画に対して、評価の指標を定めながら、より具体的な計画の達成に向けて、常に自己点検・評価を繰り返しながら事業計画を実施してゆく。

2. 今後の展望

今回の自己点検・評価を振り返り、明らかとなった課題については早急に取り組み、社会情勢の変化に対応してゆく必要がある。教育研究の高度化、学習者の主体的な学習行動を促す取り組みを推進し、社会の要請に応えながら有益な人材を地域に送り出すことは、今後も本学の重要な使命である。